
平成 2 7 年 第3回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成27年9月28日

閉会 平成27年9月29日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (9月28日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について	5
○日程第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告について	5
○日程第 6 報告第 3号 平成26年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	6
○日程第 7 報告第 4号 平成27年度(平成26年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	7
○日程第 8 町の一般行政について質問	7
5番 今 村 辰 義 君	7
1 上富良野中学校前町有地の支障木伐採後の跡地の活用と整備について	
2 東明会館横の東町団地児童遊園にトイレの設置を	
6番 金 子 益 三 君	13
1 上富良野町手話条例制定について	
2 AETの複数名配置を	
7番 北 條 隆 男 君	19
1 歩道と街路灯の新設について	
2 除雪について	
10番 高 松 克 年 君	21
1 高齢者、独居老人世帯の除雪後における戸口排雪の問題について	
2 農業振興資金及び生産振興補助金の必要性について	
3 TPPの締結後の上富良野農業の影響と農業振興策の方向性について	
4 公民館分館施設の維持管理について	
9番 荒 生 博 一 君	28
1 十勝岳山麓ジオパーク構想について	
2 観光振興計画について	
○散 会 宣 告	32

目 次

第 2 号 (9月29日)

○議 事 日 程	3 5
○出 席 議 員	3 5
○欠 席 議 員	3 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 5
○議会事務局出席職員	3 6
○開 議 宣 告	3
7	
○諸 般 の 報 告	3
7	
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	3 7
○日程第 2 町の一般行政について質問	3 7
1 2 番 中 瀬 実 君	3 7
1 農 業 振 興 に つ い て	
2 農 業 後 継 者 対 策 に つ い て	
3 家 族 経 営 協 定 締 結 に つ い て	
4 農 業 者 年 金 の 加 入 促 進 に つ い て	
1 番 中 澤 良 隆 君	4 3
1 市 民 後 見 人 の 養 成 と 周 知 に つ い て	
2 外 国 人 観 光 客 の 受 け 入 れ に つ い て	
1 1 番 米 沢 義 英 君	5 1
1 防 災 対 策 に つ い て	
2 子 ど も の 貧 困 対 策 に つ い て	
3 担 い 手 の 育 成 に つ い て	
4 子 育 て 支 援 に つ い て	
5 教 育 大 綱 に つ い て	
○日程第 3 議案第 6号 平成26年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	6 0
○日程第 4 議案第 7号 平成26年度上富良野町企業会計決算の認定について	6 1
○日程第 5 議案第 8号 平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	6 1
○日程第 6 議案第 1号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算(第5号)	6 6
○日程第 7 議案第 2号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)	7 0
○日程第 8 議案第 3号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)	7 0
○日程第 9 議案第 4号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予 算(第2号)	7 1
○日程第10 議案第 5号 平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	7 2
○日程第11 議案第 9号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例	7 2
○日程第12 議案第10号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	7 2
○日程第13 議案第11号 上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例	7 5
○日程第14 議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	7 6
○日程第15 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	7 6
○日程第16 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	7 6
○日程第17 議案第15号 財産の取得について(上富良野小学校教育用コンピュータ購入)	7 7

○日程第18	議案第16号	教育委員会委員の任命について	78
○日程第19	選挙第1号	選挙管理委員及び補充員選挙について	79
○日程第20	発議案第1号	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	79
○日程第21	発議案第2号	上富良野町議会傍聴規則の一部を改正する規則	80
○日程第22	発議案第3号	議員派遣について	80
○日程第23	発議案第4号	町内行政調査実施に関する決議について	81
○日程第24	発議案第5号	議会懇談会実施に関する決議について	81
○日程第25	発議案第6号	総合戦略特別検討委員会設置に関する決議について	82
○日程第26	発議案第7号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求め る意見について	82
○日程第27	閉会中の継続調査申出について		83
○閉会宣言			83

第 3 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）	9月29日	原 案 可 決
2	平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9月29日	原 案 可 決
3	平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）	9月29日	原 案 可 決
4	平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）	9月29日	原 案 可 決
5	平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）	9月29日	原 案 可 決
6	平成26年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月29日	原 案 可 決
7	平成26年度上富良野町企業会計決算の認定について	9月29日	決算特別委員会 付 託
8	平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について	9月29日	決算特別委員会 付 託
9	上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例	9月29日	原 案 可 決
10	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	9月29日	原 案 可 決
11	上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例	9月29日	原 案 可 決
12	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	9月29日	原 案 可 決
13	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	9月29日	原 案 可 決
14	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	9月29日	原 案 可 決
15	財産の取得について（上富良野小学校教育用コンピュータ購入）	9月29日	原 案 可 決
16	教育委員会委員の任命について	9月29日	同 意 可 決
	行 政 報 告	9月28日	
	町の一般行政について質問	9月28 ・29日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告について	9月28日	報 告
2	議員派遣結果報告について	9月28日	報 告
3	平成26年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について	9月28日	報 告
4	平成27年度（平成26年度決算）健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月28日	報 告
	選 挙		
1	選挙管理委員及び補充員選挙について	9月29日	選 挙
	発 議		
1	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	9月29日	原 案 可 決
2	上富良野町議会傍聴規則の一部を改正する規則	9月29日	原 案 可 決
3	議員派遣について	9月29日	原 案 可 決
4	町内行政調査実施に関する決議について	9月29日	原 案 可 決
5	議会懇談会実施に関する決議について	9月29日	原 案 可 決
6	総合戦略特別検討委員会設置に関する決議について	9月29日	原 案 可 決
7	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について	9月29日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出について	9月29日	原 案 可 決

平成27年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成27年9月28日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期決定について 9月28日～29日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 例月現金出納検査結果報告について
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 議員派遣結果報告について
第 6 報告第 3号 平成26年度上富良野町教育委員会点検・評価報告について
第 7 報告第 4号 平成27年度(平成26年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率報告について
第 8 町の一般行政についての質問
-

○出席議員（14名）

1番	中澤 良隆 君	2番	岡本 康裕 君
3番	佐川 典子 君	4番	長谷川 徳行 君
5番	今村 辰義 君	6番	金子 益三 君
7番	北條 隆男 君	8番	竹山 正一 君
9番	荒生 博一 君	10番	高松 克年 君
11番	米沢 義英 君	12番	中瀬 実 君
13番	村上 和子 君	14番	西村 昭教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田中 利幸 君
教 育 長	服部 久和 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	菅野 博和 君	農業委員会会長	青地 修 君
会計管理者	藤田 敏明 君	総務課長	石田 昭彦 君
産業振興課長	辻 剛 君	保健福祉課長	北川 和宏 君
健康づくり担当課長	杉原 直美 君	町民生活課長	鈴木 真弓 君
建設水道課長	佐藤 清 君	農業委員会事務局長	北越 克彦 君
教育振興課長	野崎 孝信 君	ラベンダーハイツ所長	大石 輝男 君
町立病院事務長	山川 護 君		

○議会事務局出席職員

局 長	林 敬永 君	次 長	佐藤 雅喜 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成27年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林敬永君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、9月25日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

その内容はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会の運営につきましては、9月7日及び9月16日、議会運営委員会を開き、会期日程等を審議しました。

今期定例会まで受理しました陳情、要望は6件であり、その内容はさきに配付したところであります。

今期定例会の報告は4件で、監査委員から例月現金出納検査結果報告書、町長から報告案件2件、議員から議員派遣結果報告書であります。

今期定例会に提出の案件につきまして、町長から提出議案16件及び議員からの発議案7件であります。

なお、議案第16号教育委員会委員の任命について及び選挙第1号選挙管理委員会委員及び補充員選挙候補者の推薦につきましては、あす29日に配付の予定であります。

町長から今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成27年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政については、今村辰義議員外7名の議員から、一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したとおりであり、質問の順序は通告を受理した順となっております。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の

出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 佐川典子君

4番 長谷川徳行君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月29日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月29日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、このたびの関東・東北豪雨では、河川の堤防決壊などにより甚大な災害が発生し、いまだ多くの方が避難生活を強いられております。お亡くなりになりました方々の御冥福と、被災された多くの方々に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うところであります。

それでは、去る6月定例町議会以降におきます町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、8月9日に執行されました上富良野町議会議員選挙についてであります。選挙管理委員会の管理のものと厳正に執行され、有権者9,112人、投票率は、前回は0.68%上回る71.89%

でありました。

このたびの選挙において選出されました議員の皆様、改めてお祝い申し上げますとともに、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

今後も町民協働のもと、第5次総合計画に沿った五つの暮らしづくりに向けて御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、教育大綱の策定についてであります。改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされたところであります。

町におきまして、町長と教育委員会で構成する上富良野町総合教育会議を7月15日と9月7日に開催し、本町の教育行政を推進するための基本的な指針を示すべく、上富良野町教育大綱を作成したところであります。

次に、まち・ひと・しごと創生法に基づく本町の人口ビジョン及び総合戦略の策定状況についてであります。庁内に私を長とする上富良野町総合戦略策定委員会を設置するとともに、具体的な分析作業等を行うプロジェクト会議を設置し、これまで策定委員会を3回、プロジェクト会議を4回開催し、町民の皆様と協議を進めていくための素案をまとめたところであります。

今後、さまざまな機関や団体の皆様と協議を進めながら、近く開催を予定しております上富良野町まち・ひと・しごと創生会議での議論につなげてまいります。

次に、政府関係機関の地方移転に係る提案についてであります。4月28日開催の全員協議会で御説明させていただいたとおり、北海道からの提案照会に対し、防衛省に係る研究機関の移転について提案を行ったところであります。

北海道では、各市町村から提案のあった内容を精査し、官公庁など4機関の移転について提案するとした旨、8月26日付で報告を受け、残念ではありますが、本町の提案は北海道提案とならなかったところであります。

次に、観光・防災Wi-Fiステーションの整備についてであります。町内の主要な指定避難所及び観光拠点施設に無線LAN環境の整備に取り組むことで、平時においては、外国人を含む観光客への情報提供サービスの向上を図るとともに、災害時においては、インターネットによる避難住民の情報収集等をサポートすることを目的として、事業を実施してきたところであります。

7月末に事業が完了し、既に運用を開始している

ところでありますが、今後も情報提供の充実が図られるよう取り組んでまいります。

次に、大雨による被害についてであります。7月下旬から9月上旬にかけて4度の局地的な集中豪雨により、町内の道路、排水路等に被害が発生したところであります。

被害状況につきましては、道路、排水路等延べ122カ所、総額1,385万円となり、それぞれ迅速な対応を図ったところであります。

ここ数年、局地的かつ突発的な気象現象による被害が生じていることから、さらなる被害箇所等の検証を行い、適切な対応に努めてまいります。

次に、基地対策関係についてであります。6月30日に北海道基地協議会、7月8日、9日には、上富良野町基地対策協議会によります防衛施設周辺整備対策中央要望を、それぞれ国会議員、防衛省に対して行ってまいりました。

また、7月2日には全国基地協議会・防衛施設周辺整備全国協議会合同定期総会に出席したところであります。

次に、自衛隊関係についてであります。8月4日に、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会によります、北海道の自衛隊体制強化を求める中央要望を、9月8日、9日には、富良野地方自衛隊協力会上富良野支部によります、上富良野駐屯地の現状規模堅持、さらなる拡充及び演習場拡張を求める中央要望を、それぞれ国会議員、自由民主党本部、防衛省に対して行ってまいりました。

次に、記念行事についてであります。6月21日、陸上自衛隊上富良野駐屯地が創立60周年を迎えたことに伴い、記念行事に出席するとともに、富良野地方自衛隊協力会と上富良野駐屯地が共同して、市中観閲行進を開催するなど、多くの町民の皆様と喜びをともにしたところであります。

次に、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金についてであります。臨時福祉給付金の申請につきましては、8月3日から受け付けを開始し、9月10日現在、支給対象となる1,640件に対し、1,111件の申請を受け付けているところであり、10月1日以降に随時決定を行い、支給する予定としております。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、今月末までの申請期間とし、9月10日現在、想定される支給対象件数の約95%に当たる860件の申請を受け付け、10月上旬に支給する予定であります。

次に、特定健診等の実施状況についてであります。7月3日から13日の間で実施したところであり、特に、増加しつつある人工透析に至る慢性腎臓

病の発症予防・重症化予防に向け、町独自で腎臓機能検査を新たに検査項目に追加し、2,143人の方に受診いただいたところでありました。

新たに実施した腎臓機能検査の結果、従来の方法では発見できなかった123人の方に軽度の腎障害を確認することができ、早期介入が可能となったところでありました。

また、同期間中において、高齢者・若年者健診、かみふっ子健診のほか、肺・胃・大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診等もあわせて実施し、受診者総数は2,602人となったところでありました。

これら受診者のおおむね7割の方に、8月19日から9月3日にかけて実施しました結果説明会に参加いただき、第2次健康かみふらの21の目標であります健康寿命の延伸、医療費の適正化達成のため、効果的な保健指導を行うことができました。

今後も、住民みずからの健康について考え、健康的な生活を送るため、健康づくり事業の推進に努めてまいります。

次に、国内外交流についてであります。まず、津市との交流では、7月19日に開催しました第37回かみふらの花と炎の四季彩まつりに、津市観光協会の方々に来町され、津市の観光PRや特産品の展示販売など、イベントを通じた交流を行い、また、7月21日からは、社会教育総合センターにおいて、津市を紹介する特別展示を行ったところでありました。

次に、カナダ・カムローズ市との交流では、昭和60年9月に友好都市提携を結び、本年が30周年の節目の年に当たることから、今後のさらなる交流を推進するため盟約書を取り交わしたところでありました。

あわせて、これまで本町とカムローズ市との友好のかけ橋として、30年にわたり御尽力を賜りましたカムローズ日本友の会会長のミチコ・ラスムセンさんが、今限りで勇退されることから、9月1日、本町へお越しいただいた折に、囲む会を開催し、感謝状と記念品を贈呈させていただいたところでありました。

次に、農作物の生育状況についてであります。6月の低温により稲作を中心に、その生育が心配されたところでありましたが、その後は天候にも恵まれ、水稻については平年並みを見込んでいるところでありました。また、麦類につきましては、ここ数年の中では、質・量ともによい結果となりました。

このようなことから、ことしの農作物は、全般に良好な作柄が期待されている状況であります。

一方、8月には、網走市において、バレイシヨの

新害虫が国内で初確認され、本町においても耕作地への立入禁止看板を設置するなど、侵入防止に向けて緊急の対策を図ったところであり、引き続き情報収集に努めながら、適切に対応してまいります。

いずれにいたしましても、本格的な収穫期を迎え、農作業の安全確保に努めていただき、よりよい出来秋となるよう期待をしているところでありました。

次に、イベント関係についてであります。本年度8回目を迎えました「まるごと かみふらの」ビアガーデンが、銀座通りを会場として、7月11日に開催されました。

また、7月19日に開催いたしました第37回2015 花と炎の四季彩まつりにつきましては、町内外から約3万人の来場者をお迎えし、ステージイベント・行灯行列・花火等が予定どおり行われ、盛会裏に終了することができました。

本事業実施に当たりましては、行灯の製作を初め、イベントの準備、運営等に御尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

次に、8月23日、十勝岳スポーツコミッションに連動したイベントとして、十勝岳山麓を舞台に、第1回十勝岳トレイル・イン・かみふらの・びえいが開催され、初めてのイベントながら320名の参加をいただき、盛会裏に終了した旨、御報告をいただいているところでありました。

また、9月6日には、第2回かみふらの十勝岳ヒルクライムが、日の出公園と道道吹上・上富良野線を舞台に、道内外からの195名のサイクリストの参加により、盛大に開催されました。ランニングスポーツとサイクルスポーツ人口が増加していることから、これらのイベントが本町観光の大きなツールとしてしっかり定着し、継続・発展することを大いに期待しているところでありました。

次に、プレミアム商品券事業についてであります。上半期分は8月末に使用期間が終了し、発行額8,400万円に対し、99.9%の8,391万1,000円の使用となったところでありました。

また、児童手当支給対象世帯に交付いたしました子育て応援商品券につきましては、使用期間は11月末までですが、交付額516万6,000円に対し、9月9日現在、69.77%、360万500円の使用となっております。

なお、プレミアム商品券事業の下半期分9,000万円につきましては、既に予約受け付けを完了し、販売期間は10月1日から15日の予定であります。大型店での利用を限定させていただく中で、地元経済の活性化につながっていくことを期待しているところでありました。

次に、新しい英語指導助手についてであります
が、平成25年8月から本町の英語指導助手として
活躍されましたブレンダ・クヌールさんの後任として、
アルバータ州出身のブライアン・ライトさんを
迎え、8月2日付で着任いただいたところであります。

ブライアン・ライトさんは、平成22年から留萌
市で外国語指導助手として勤務した経験を持ち、明
るい性格であり、一日も早く子どもたちや地域に溶
け込み、活躍されることを願っております。

次に、児童生徒の部活動等における活躍状況につ
いてであります。小学生においては、上富良野小
学校の榎本彪愛さんが第35回北海道少年少女空手
道錬成大会で優勝し、同じく山本翼さん、榎本空龍
さんとともに、8月に日本武道館で行われた全日本
大会へ出場、また、上富良野ジャガーズ少年団が第
37回全日本都市対抗少年野球淡路島大会代表選考
会、高円宮賜杯第35回全日本学童軟式野球マクド
ナルド・トーナメント北海道大会で、それぞれ見
事優勝を果たし、8月に行われた全国大会へ出場
し、全日本都市対抗では、準優勝という輝かしい成
績をおさめ、上富良野小学校スクールバンドにつ
いても、旭川地区予選大会で金賞を受賞し、8月に行
われました北海道吹奏楽コンクールで銀賞を受賞し
ました。

また、中学生については、上富良野中学校の陸上
部が、中体連北海道大会において、男子砲丸投げの
西塚大悟さんと、女子4掛ける100メートルリ
レーチームが、それぞれ優勝し、あわせて好成績を
おさめた女子100メートル、200メートルの鈴
木くるみさん、女子砲丸投げの山内紗耶佳さんと
ともに、8月に行われた全国大会へ出場、さらに、同
選手らは、全国ジュニアオリンピック北海道予選大
会においても優勝するなど見事な成績をおさめ、1
0月に行われる全国ジュニアオリンピックに出場す
ることが決定しております。

そのほか、上富良野中学校の野球部と卓球部が、
それぞれ全道大会への出場を果たし、町内在住の旭
川南高等学校に通う世坂嘉章さんが、全道高等学
校体育大会の陸上競技4掛ける400メートルリレー
で全国大会への出場を果たしております。

今後におきましても、本町の子どもたちが各方面
で活躍いただくことを期待するとともに、このたび
立派な成果を残された皆さんに改めて拍手を送りた
いと思います。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、6
月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事
は、9月24日現在、件数で18件、事業費総額で
1億4,321万8,000円で、本年度累計では3

1件、事業費総額15億7,490万9,000円と
なっております。

詳細につきましては、お手元に平成27年度建設
工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いた
だきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を
終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号例月
現金出納検査結果報告について、監査委員より報告
を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 例月現金出納検査
の結果について御報告いたします。概要のみ申し上
げますので、御了承を賜りたいと思います。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、
例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第
3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成26年度5月分及び平成27年度5月分から
7月分について、概要並びに検査結果を一括して御
報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、
いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示す
とおりであり、現金は適正に保管されていることを
認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたもの
と存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページ
にございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御
質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これを
もって本件の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号議員
派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、金子益三君。

○議会運営委員長（金子益三君） ただいま上程さ
れました報告第2号議員派遣結果について御報告を
申し上げます。

概要の御説明をさせていただきます。

議員派遣結果報告書。

平成27年第2回定例町議会において決議された

議員派遣について、次のとおり実施いたしましたので、その結果を報告いたします。平成27年9月16日、上富良野町議会議長、西村昭教様。議会運営委員長、金子益三。

件名。北海道町村議会議員研修会及び先進地調査。

1、調査及び研修の経過。

平成27年7月7日、議員10名で北海道町村議会議長会主催の北海道町村議会議員研修会に参加するとともに、7月8日、北海道科学大学において、地方創生と地域連携協定についての研修を行った。

2、調査の結果。

(1)北海道町村議会議員研修会。表記研修会において、2名の講師からそれぞれ、次の演題の講義が行われた。

①地方議会を取り巻く最近の動向として、中央大学名誉教授、今村都南雄氏より講演をいただきました。要旨については、御高覧いただいたものとして、概要のみの説明といたします。

平成11年地方分権一括法以降、自治改正法により国から地方へ議決事件範囲の拡大によるてんまつ、地方議会の役割を中心とした、まち・ひと・しごと創生政策をどう見るかについて講話がなされた。

現在の日本が置かれている人口急減・超高齢化に確実に向かっている現状を変えるために、注目される地方議会への要請、試される地方議会の対応能力などが述べられた。

②これからの政局・政治動向として、テレビ朝日コメンテーター川村晃司氏より講演をいただきました。

内容として。国民投票をする前に、国会議員だけではなく、全ての市町村議会の声を聞くことが大切であり、国会議員は市町村の声を国政に届けるべきであり、今こそ地方が重要であることが話された。

(2)先進地調査。

本町と地域連携協定を結んでいる北海道科学大学を訪問し、地方創生及び本町と北海道科学大学との地域連携について研修を行った。

地方創生については、これからは、監視する議会から審議する議会へと、地域経営に責任を持つ議会へ改革していくことが重要。

また、議会が変わると同様に、行政も従前の縦割り行政から課を越えた横断型の組織として、立案・執行力の向上を図っていかなければならないとの講演をいただき、地方創生を進めるための上富良野町のグランドビジョンを議会と行政が協働で審議していくことが重要であり、議会の活性化で、「地域創生」へ「物言う町議会」への改革をするべきな

どと助言を受けた。

続いて、地域連携協定については、今後も双方において人的・知的資源、施設及び情報などについて、相互交流支援や効果的な活用を進めていくことにより、上富良野町のまちづくりの推進と人材育成に寄与していくことが大学より説明をされました。

以上、報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 日程第6 報告第3号平成26年度上富良野町教育委員会点検・評価の報告について、報告を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程いただきました、報告第3号平成26年度上富良野町教育委員会点検・評価報告について御説明申し上げます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の点検評価を行い、報告書を作成の上、議会に提出し、住民に公表するものであります。

以下、平成26年度上富良野町教育委員会点検・評価報告書の概要について御説明させていただきます。

報告書の1ページをごらんください。

本報告書は、目的にありますように、教育委員会の責任体制の明確化を図るため、事務の管理及び執行状況を点検・評価し、効果的な教育行政の推進と行政評価の透明性を図り、町民への説明責任を果たすものであります。

点検・評価の内容であります。平成26年度の教育委員会活動状況及び教育行政執行方針に示した事務事業の成果をもとに内部評価を行いました。

また、この点検・評価に当たりましては、教育に関し学識経験を有する教育行政評価委員3名の御意見をお聞きし、本報告書にまとめたものであります。

2ページには、評価方法と評価結果、3ページから13ページまで、教育委員会議などの活動状況とその評価を記載しております。

14ページから56ページにわたっては、点検・評価の対象とした41事業を、達成度、効果度による評価と総合評価を行い、点検・評価表にまとめた

ところであります。

57ページから59ページまでが教育行政評価委員会の開催と、その意見を掲載しております。

60ページ以降は、参考資料を掲載しました。

以上、平成26年度上富良野町教育委員会点検・評価報告の概要説明とさせていただきます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ございませぬ。質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号平成27年度(平成26年度決算)の健全化判断比率及び資金不足比率報告について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました、報告第4号平成27年度(平成26年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて御報告を申し上げます。

平成26年度決算における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は生じておりません。

実質公債費比率は14.3%、将来負担比率は68.7%となっております。

次に、公営事業ごとの資金不足比率は、簡易水道事業、公共下水道事業、水道事業及び病院事業のいずれも資金不足は生じておりません。

各比率はいずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階に位置づけられるところであります。

以上で、報告第4号平成27年度(平成26年度決算)健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第8 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 私は、さきに通告してあります2項目について、町長にお伺いいたします。

まず、1項目めですが、上富良野中学校前町有地の支障木伐採後の跡地の活用と整備についてであります。

上富良野中学校前町有地の樹木について、立ち枯れや虫食いなどの樹木がふえたため、倒木の危険性があることから、臨時議会におきまして、伐採のための補正予算が可決され、8月18日から20日に伐採されました。

中学校前の町有地では、招魂祭、7月1日ですが、それと神社祭、8月1日において、スポーツ協賛事業として、銃剣道大会を行っています。また、町民の方々が、主に冬期間においてラジオ体操を実施しております。

伐採後の現状であります。空き地となり、切り株が多数点在をしております。また、切り株を根こそぎ取り除くと道路に影響が出る株もあるなど、問題があるとのことであります。しかし、伐採により、跡地には切り株が残っており、障害となると思われ。また、見た目もよくありません。

中学校前町有地の跡地の活用や整備について、町長にお伺いいたします。

続いて、2項目めでありますが、東明会館横の東町団地児童遊園にトイレの設置をであります。

東明会館横の東町団地児童遊園には遊具が備えられ、子どもたちの遊び場になっています。また、夏休みにはラジオ体操を行っております。

しかし、残念なことに、公園に指定されていないためか、トイレが設置されていません。家に帰るまで我慢できず、隅でしてしまう子どももいるようであります。また、それを学校で告げ口されたりするようでもあるというふうに向っております。衛生上もよくないと思われ。こうした現状を考えると、簡易トイレでもよいのですが、トイレの設置が必要と思われ。

上富良野総合戦略(上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略)素案に、身近な公園等整備という項目が載っています。総合戦略は、素案の段階であります。この公園等の等に東町団地児童遊園は該当するのでしょうか。

町長は、このトイレがないための現状をどう思われるのか。また、今後、トイレの設置予定はあるのか、身近な公園等整備とはどういうことなのか、町長にお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの中学校前町有地の樹木伐採後の利活用等に関する御質問にお答えさせていただきます。

す。

当該地の樹木伐採につきましては、近隣住民からの御指摘をいただき、立ち枯れ状態にある樹木のほか、枯れが進んでおります樹木、さらに、害虫により浸食が進んでいる樹木がほとんどであったことから、倒木等の危険の除去を目的として、7月13日開催の臨時町議会において、伐採費用の補正予算をお認めいただき、実施したところであります。

秋の台風シーズンやその後の積雪期における倒木等の危険を回避することを優先し、事業実施したところでありますので、伐採後の利活用について、具体的な考えを持ち合わせているものではありません。

当該地につきましては、現時点で処分や利活用を検討する対象財産とはなっていないことから、当面は安全対策を講じながら、緑地帯として保全に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの東明会館横の東町団地児童遊園のトイレ設置に関する御質問にお答えさせていただきます。

現在、策定中の上富良野総合戦略素案に掲載している身近な公園等整備に該当する公園等につきましては、都市公園条例に基づく12カ所としております。そのほか、市街地内にはコミュニティ広場3カ所、緑地広場を21カ所整備しております。

御質問の東明会館横の東町団地児童遊園につきましては、公営住宅法に基づく町営住宅及び共同施設の設置条件として整備しているものでありまして、これらの遊園につきましては、条例等にも公園として位置づけることとされていないことから、引き続き緑地としての管理は行ってまいります、トイレの整備は想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

なお、これら遊園に設置しております遊具につきましては、地域活性化の一環として、独自に設置しているものであります。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） まず、1項目めの中学校前広場の町有地の件についてお伺いします。

倒木の危険性があるということで、当初予算には組んでいなかったけれども、補正予算で組んで、非常に対応が早いという感じがいたしました。地域の住民の方も喜んでいらっしゃるというふうに思います。

また、最近も草が生い茂っているところがありましたので、連休間に草刈りなどもやっているのを見

かけました。非常に整備されている意欲というのは伝わってきております。

ただ、2点ほどちょっと町長にお伺いしたいのは、まず、当面は安全対策を講じながら、緑地帯としての保全に努めていきたいということですが、安全管理というのは、対策を講じておかないと、切り株等がありますし、中学校前でありまして、子どもたちが跳んだりはねたりして危ないところもあるのかなというように思っております。

当面の安全対策というのは、具体的にどのようなことを考えておられるのか、お聞きしたいと思いません。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の神社に隣接しております樹木伐採後の跡地についての御質問にお答えさせていただきます。

安全対策につきましては、もう見ておわかりのとおり、非常に切り株が高く出ている株や、あるいは細い木ですと、地表すれすれに少し飛び出ているというような、いろいろな状態で株が残っております、特に、子どもたちが自転車等で中で遊んでいて切り株にぶつかったり、そういったことが想定されますし、あるいは思いがけない、特に子どもたちというのは、そういう株なんかに乗かって遊びたい、そういう習性がございますので、しっかりと切り株を障害にならないように、切れるものについては切ったり、あるいは切ることが非常に困難な高い、大きな切り株等については、十分に注意をして遊ぶようにと、そういうような掲示物を掲示したり、あるいは株を切って下げたりというような、今とれる対応をさせていただくことで、安全対策を、立ち入りを制限するというようなことを少し想定しておりますので、遊び場として遊ぶことは結構かと思っておりますので、そういう配慮はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 株を全部とると、これも職員の方にお伺いしたことなのですが、道路の近くの株をとれば、道路が傷む可能性もあるということも伺っておりますので、そういった対策になるかなというふうに思っています。

ただ、町長は、現時点では対策を感じていないとか、当面はこのような安全措置をやりたいということをおっしゃっておりますので、現時点とか当面という言葉が使われているということは、将来には何がしかの手当てをしていこうと、対策を講じていこうというふうに思っておられるというふうに判断しているのですが、そういう考え方でよろしいで

しょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

当面という解釈につきましては、議員が御発言いただいたようなことで御理解をいただきたいと思えます。

ただ、それは、5年、10年ということは当面ということになりませんので、ただ、あそこの立地を考えますと、神社の用地とほぼ一体化しております、あそこだけ切り取って、全く場所だけ見ますと、住宅をつくる用地にしても非常にいいところですけれども、そういうような活用は適当でないと考えておりますので、例えば切り株なんかも、ある程度腐食が進んでいきますと、割と周辺に影響を与えないできちっと整理もできますし、そういった後には、やはり今お使いいただいているような銃剣道とか、そういったスポーツをしていただけるようなフィールドに、やはり整備しておくことが地域の環境上も好ましいと思えますので、私が考えております跡地の利活用ということに対しましては、そういったイベントのときに使っていただくような、広場として残していくことが望ましいのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） わかりました。

町長も言われたように、あそこでは、招魂祭で銃剣道、神社祭でもやっております。特に、招魂祭なんかは、町は慰霊もやっておりますよね。国のために亡くなられた方を招魂するというので、7月1日、現在の土富良野町はどうだろうというふうに見に来るとき、あそこで、現在の武人である、防人である自衛官が銃剣道をやっているということは、非常に御霊も満足されて帰るのではないかなというふうに私は思っております。

ぜひそういったことも含めて、現在、使用実績が実際にありますので、銃剣道とかスポーツができるように、その付近だけでも切り株等を何とか早くしてほしいなと思っておりますし、将来そういうふうな手をつけていかれるのであれば、ぜひ今言ったことをお考えになって、やっていっていただきたいと思っておりますので、確認させてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の神社に隣接いたしました町有地の利活用についてお答えさせていただきますが、先ほどお答えさせていただきましたような基本的な考えを持っていることと、今、議員から御発言いただきましたような、スポーツ等にしっかりと使っていただけるような環境整備を、ス

ポーツをされる方だけではなくて、それを見に来ていただけるような方も座ったりして、十分に活用していただけるような、そういう環境整備はしていかなければならないと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） それでは、2項目めの東明会館横の東町団地の児童遊園にトイレの設置をの件についてお伺いします。

答弁等から考えますと、土富良野町の都市公園条例に該当する12カ所は公園として指定されている。だから、公園条例に載っているいろいろな設備を、もしつくるのであればやれるというようなことが条例に載っていますけれども、トイレもそういった位置づけで考えなければいけないのかなと。

ということは、公園に位置づけされていないコミュニティ広場とか、あるいは緑地とか広場、こういったものは公園条例は当然適用されませんので、残念ながらトイレは設置できないというふうに考えてよろしいのですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の児童遊園等に関するトイレの設置についての御質問にお答えさせていただきますが、冒頭お答えさせていただきましたように、児童遊園等につきましては、公園として位置づけしていないことから、そこで近隣の方々がいろいろな行事に御活用いただくなり、あるいは子どもたちの遊び場として活用いただくことについては何ら問題もありませんし、目的がそういう目的でございますので。

ただ、必ずそういう周辺には建物、施設が併置しております、例えば今お尋ねの東町ですと、会館があったりということで、子どもたちが、ふだんそこで過ごしていただくことによって、トイレの使用が考えられるとか、そういうことがもし想定されましたら、ぜひ地域の方々が会館をあけていただくなりして、会館の中にはトイレがございますので、そういった地域として対応していただくことが、本来、遊園として設置した意味合いかなというふうに思いますので、そういう形での利用を御理解いただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） そう言われるだろうと。職員の方もそういうようなことを言っておりましたから。ただ、会館は常時あけるというのは多分無理だろうと、困難だろうということでお伺いしているわけですが、いつもあいているのであれば、会館の中のトイレは使えますから、こういった質問はいたしま

せん。

最後のほうに言われましたように、遊園に設置してある遊具については、地域活性化の一環として、独自に設置しているというところの件でお話をお伺いしたいのですが、そういった目的というのですか、これで遊具等を設置できるのであれば、その地域活性化の一環として、トイレなどは設置するということは、今後可能なかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

遊具につきましては、それぞれの地域で子どもたちが時間を過ごしていただくための一つのツールとして設置させていただいているものでございまして、トイレの設置ということになりますと、非常にまたハードルの高いこと。

それから、そこに隣接いたしますところに公園があったりして、そういったことでの効率性も考慮していかなければなりませんので、全てを否定するということは申しませんが、やはりそういった客観的な状況を判断した中で、とりわけ、近くにトイレ機能を持った施設がないとか、そういう特殊事情がありましたら、これはまた検討する余地はあるでしょうけれども、一律に遊園にトイレを設置するということは非常に困難であろうというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） わかりました。

当初の質問に書いてあったのですけれども、あそこで遊ぶ子どもさんには男の子も女の子もいるわけですが、男の子なんか簡単にそこら辺で、町長も御記憶あるか、あるいは自分のお子さんとかお孫さんのことを考えれば、そうなるだろうし。

近くの子もだけではないのですよね。子どもというのは非常に行動範囲が大きいから、遠いところから来ていますから、自分の家に帰ってトイレをするというのはなかなかできない子もおられると思うのです。

男の子なんか特に、トイレをしてしまうと、またそれを見ていた女の子から学校へ行って先生に告げ口されるらしいのです。いじめだとか、そういう大げさな話にはならないと思うのですけれども、町長よく言われているように、第5次の総合計画にも、町をよくしていくためには、子どもたちも、しっかりと将来を見据えて育てていかなければいけないということ等も考えれば、子どもたちを健全に育成をするというためにも、やっぱり私はトイレが必要な

のかなというふうに思うのです。

事は、たかがトイレかもしれませんが、それによって上富の子どもたちが健康に健やかに育つ可能性があると思っているのですが、ぜひそういった観点から、町長は当初答弁に、トイレがないことに対する答弁がなかったように思われますので、どう思われますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員が御懸念をお持ちのことは、私も全く気持ちちはわかります。

ただ、ぜひ遊園の性格を御家庭の方々、あるいは御父母の方々子どもさんを通じて御理解いただいて、あそこの公園は、基本的には、近くに住んでおられる方が集う場所というような位置づけをしておりますので、トイレが近くなったら家に戻っておいでよというような指導とか、不特定多数の子どもたちが大勢集まるようなところは公園として整備させていただいておりますので、そういった家庭での遊び場所の使い分けも少し御協力をいただくことによって、改善できるのではないかなというようにも考えておりますので、その点もあわせて御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） ちょっと質問の方向というか、趣旨を変えて、都市公園条例に基づいて、その条例の中で水飲み場をつくるとか遊具を設置するか、トイレの場合はこういう条件を満たさなければいけないとか、いろいろ書いてあります。

都市公園に該当しないものは、先ほど言いましたようにコミュニティ広場だとか緑地広場があります。例えばコミュニティ広場でトイレがあるところがあるのは御存じだと思うのですけれども、これはどういう趣旨でもって、コミュニティ広場にトイレを設置しているのか。

もっと具体的に言えば、中央のところですか。本町3丁目と、要するに駅裏のところにトイレがございまして。あそこのコミュニティ広場、ここのトイレというのはなぜ、どういう趣旨で設置できたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいまの5番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

コミュニティ広場につきましては、町には全体で13カ所ぐらいございますが、そのうち私のほうの所管の部分が5カ所ぐらいございますが、中央コミュニティ広場につきましては、都市公園と同じような状況でございますので、利用等も同じような形

で利用していただいておりますので、トイレも設置しているところがございます。また、イベント等もございますので、トイレは必要だということで設置しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 別に責めるつもりはないのですよ。条例に基づいて、要するに公園等を整備できるという話で、コミュニティ広場の条例にはそういうことは一つもうたっていないではないですか、トイレを設置するときの条件とかないのですよ、コミュニティ広場に設置するときは、どういう根拠に基づいてそこにトイレを設置できたのかということをお私に尋ねたわけですか。私の質問の趣旨はそういうことですから、その根拠について教えていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

コミュニティ広場に設置した経過につきましては、推察するところ、私、直接かかわりがあった立場ではございませんが、多分その公園の、コミュニティ広場の利用状況、あるいはそこを利用した、利用の想定等に基づいて、トイレ等も整備する必要があるコミュニティ広場として位置づけしたということで、設置に至ったということで、それぞれその場所場所によった特徴と申しましょか、設置目的を果たすためのツールとして、トイレも必要だということで行政判断したものだというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） よく理解できます。であるならば、先ほど言った東明会館のほうも考えていただきたいというのはそこなのです。都市公園条例には、市街地については、均等に公園を配置するような文言がございますよね。

ただし、市街地に12の公園を添付してみますと、偏っていると思われるのです。ここは承知されていて私に答弁していると思うのですけれども、中学校から東側、あるいは中学校から北側にはないですよ、全く。均等配分と言いながら、あそこに全くない。だから、そういった意味でも私は言っているわけです。都市公園条例を見直すという話は、きょうはするわけではございませんので、しませんが、そういったことを考えてほしい。

また、もう一つあるのです。緑地広場に多分該当するであろうという、新町2丁目に緑地があります。あそこにはトイレもあるし、水飲み場もあるではないですか。あそこは公園として位置づけされて

いませんよね。なぜあそこにはトイレも水飲み場も設置できるのですか。ブランコや滑り台いろいろありますよね。

だから、例外が認められるのであれば、頑迷固陋にならなくて、東明会館のトイレについても柔軟に対応していただきたいというのが私の趣旨でございます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 5番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

多分、新町の部分につきましては、旭広場、コミュニティ広場の部分でないかなと思っております。これについては、先ほども申しましたように、コミュニティの目的等にあわせて、トイレ、水飲み場等の設置をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 私は質問するほうだからよく勉強して、答えるほうはいっぱいあるから細部にわたって勉強できないと思うのですけれども、町長の当初答弁に、コミュニティ広場、市街地の中に三つあると書いてあるではないですか、その三つのあとの駅裏のところと、あとの二つは、東、西の児童会館の横の広場ですよ。私が言っているところは違う。もっと言えば、官舎の9号棟の東側の広場を私は言っている、わかりますか。その広場に、公園でもないのに、コミュニティ広場でもないのに、なぜトレイとか水飲み場が設置されているのか、その根拠は何かということをお聞いているわけです。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 5番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

今言われている新町の部分については、旭町官舎のところだと思うのですけれども、官舎のところにありますものは、コミュニティ広場として、旭広場ということで、コミュニティ広場の位置づけがされております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 住所が違います。あそこは3丁目で、新町の2丁目でしょう。書いてあるのは、旭町の2丁目です。全然違う。私は、西児童館の横の広場がコミュニティ広場。あなたは先ほどコミュニティ広場は五つあると言った。町長の御答弁では、町の中に三つあると、三つですよ、私もチェックしたら、四つ目のあそこがコミュニティ広場になるとは私は、町長答弁と、条例から拾っても判断はできなかった。あそこは、町の中の四つ目のコミュニティ広場ということでよろしいのですか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 5番今村議員の御質問にお答えいたします。

コミュニティ広場の関係ですけれども、現在、町では、コミュニティ広場10数カ所、コミュニティ広場に指定されていると思っておりますが、町長が答弁させていただきましたコミュニティ広場3カ所というのは、市街地で設置しているコミュニティ広場として、公園のような広場として形成されている広場が3カ所管理をしてございます。この3カ所については、建設水道課のほうで管理いただいておりますし、先ほど建設水道課長が申しました5カ所というのは、市街地の中にあつた桜つづみも、あそこもコミュニティ広場とかということで設置されていますので、そういう広場を通じて、郊外の広場、千望峠の広場についても建設水道課長のところで管理いただいておりますので、建設水道課が管理しているコミュニティ広場は5カ所ということになります。

あと、公園等におけるトイレ等の設置については、法令上の考え方はそれぞれありますけれども、児童遊園等にトイレを設置する、今、今村議員が御質問いただいております東明会館横の広場についても、町が政策的に必要だなということであれば、トイレを設置することは全然否定するものではありませんし、先ほど議員の御質問にもありましたように、特に東や北側の地区の児童公園等について、トイレが設置している公園がなかったものですから、町においては、旭広場にトイレ等を設置したところでもあります。

そのようなことで、基本的に公営住宅の敷地内にある広場というのは、公営住宅にお住まいの方たちを中心に、公営住宅の法律の関係の中で、一定程度の規模に応じた団地内に広場と、避難や何かも含めて、そういう広場等を整備することになっておりますので、ただ広場だけでは、近所の小さなお子さんたちが遊べるように、例えば小さなブランコを設置したりというようなことで、それは政策的な判断で、ブランコを設置したりということでございますので、今、議員のほうから、地域の中でももっともっと、ああいうところもトイレが必要だと、ブランコや何かを設置することについては、一定程度そういう配慮はできますけれども、トイレを整備するとなると、整備費用や、それ以降の管理についても、かなりの財源的なことも必要になってきますので、そういう意味合いで、基本的に、なかなか小さなそれぞれの緑地帯等にまでトイレを設置するとなると、町においてもかなりハードルが高いのかなということで、町としては認識しているところであります。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） そう言われるような答弁は、私は大体予測していたわけです。公園に指定されていないところは、特例としてなぜつくのかと。必要性があるからつくったということは、東明のほうもそのように考えてもらいたいという話なのです。

先ほど町長にも言いましたけれども、公園等12カ所、市街地のどこにあるか皆さん御存じだと思うのですが、添付してごらん下さい。先ほど言ったところは空白ですよ。

あと、公園よりも立派なコミュニティ広場だとか、特に緑地なんかありますよね。本当にこれが公園なのかと思われるのが、すぐその後ろにもあるではないですか。公園よりも立派な緑地もいっぱいありますし、だから、ここは大事だと思うというように判断するから言っているわけです。

また、災害時は、ちゃんと書いてあるではないですか、第5次5カ年計画にも、災害時は、公園が緊急避難所として利用されることを想定し、公園施設の維持管理に努めますというふうになっていますよね。別に、災害時に避難するのは公園だけではない。立派な緑地だとかコミュニティ広場にも避難してくると思う。そういったことを考えても、トイレも必要だというふうに思います。人間は生活していくためにトイレが一番大事だという方もおられますから。

そういったことを考慮されまして、例外として設置するところもあるのであれば、一考されたいというのは私の考え方でございます。最後、この辺について答弁を聞いて終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番今村議員の御質問に、公園等の、とりわけ、児童遊園等についてのトイレの設置についての御質問にお答えさせていただきますが、全ての遊園等に、広場等にトイレ等が設置されているとすれば、それは大変好ましいことではありましようが、町といたしましては、必要などころに必要なものを設置するというような考えが基本でございまして、例えば住宅等の中におけます遊園等につきましては、それは、緊急の場合の避難場所としての目的とか、さまざまな目的を持って設置することが義務づけられておりますので、必ずしもそういったところ全てが、トイレ等を設置するような条件を備えなければならないというような状況ではないというふうに考えておりまして、ただ、その使用実態等が、トイレ等もあることが望ましいというような状況が生まれている場合ですと、それは考慮していくことになるかと思いますが、押しなべて、画

一的に設置するというようなことは、今の段階では非常に課題があるというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、5番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、6番金子益三君の発言を許します。

○6番（金子益三君） おはようございます。

さて、私は、さきに通告をさせていただきました2項目につきまして、町長及び教育長にその所信をお伺いするところでございます。

初めに、上富良野町手話条例制定について、町長にお伺いをいたします。

言語は、お互いの感情を分かち合い、知識を蓄え、文化を創造する上で必要不可欠なものであります。手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手、指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であります。聾啞者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできたところであります。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えてこられなかったことなどから、聾啞者は必要な情報を得ることも、コミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら暮らしてきておりました。

こうした中で、障がい者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられてきたところであります。手話に関する理解の広がりをいまだ感じる状況に至っていないことも鑑みますと、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりを持って、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らせる町を目指すためにも、早急に条例を制定する必要があると考えるところでございますが、この点いかがでございましょうか。

続きまして、2項目目、AETの複数名の配置について、教育長にお伺いをいたします。

文部科学省は、平成28年、小中高の学習指導要領全面改訂する方針を固めました。内容につきましては、小学校からの英語教育を強化するとともに、日本人としての主体性を図る国語や歴史教育を充実するとの旨であります。

今後、文部科学省で検討を重ね、平成32年度の完全実施を目指す方向であり、急速に進むグローバル化に対応し、国際社会でも活躍できるように、小学校英語教育を5年生から3年生に前倒しをするな

ど、英語教育改革実施計画が発表されたことに伴いまして、学習指導要領の全面改訂が必要と判断されたところであります。

内容の具体性につきましては、小学校3年生から4年生では週に一、二時間、5年生から6年生では、週3時間程度実施を行い、中学校では、授業を原則英語で行い、高校では、発表や討論を通じ、より高度な英語力を身につけさせるとあります。

これらの状況を鑑みまして、上富良野町におきましても、平成4年からAETをカナダから招聘して、ネイチャーイングリッシュを幼少期から学び、英語力の向上を行っているところでございます。

平成4年から現在に至るまでさまざまなAETや、さらには教育委員会、そして教育現場の努力によって、英語が好きで、大きな英語力を身につけた児童生徒が本町にもたくさんいるところでございます。

今後において、学習指導要領の全面改訂に基づき、我が町特有の英語教育を伸ばす方策として、このAETを現在の1名から複数名を招聘し、それぞれを小学校担当、中学校担当として、我が町の児童生徒が他の町よりもより多くの時間、そして内容が充実した英語教育を受けることができるように、現在の1名から、少なくとも2名以上の配置をすることが望ましいと考えますが、この点についてお尋ねします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の1項目目の上富良野町手話条例に関する御質問にお答えさせていただきます。

道内におけます手話条例の制定の状況につきましては、石狩市、新得町、鹿追町及び名寄市の4市町で手話条例が制定されているところであります。

石狩市におきましては、平成24年の全道聾啞者大会の開催地となったことを契機として、また、新得町におきましては、聴覚障がい者の施設が町内に立地しており、聴覚障がい者に対する福祉事業が町民一体でつくり上げられていることが素地にあり、それぞれ条例制定に至ったとお聞きしているところであります。

また、北海道におきましては、知事が6月定例道議会で手話を言語として認め、使用しやすい環境整備を目指す手話言語条例の制定を検討する意向を表明したところでありますが、障害基本法第3条におきましても、手話は言語として明記されているところであります。

現在、当町におきましては、聴覚障がい者に対する事業として、富良野圏域の連携によります意思疎通支援事業、手話奉仕員養成事業等を地域生活支援

事業として実施をしているところであります。

今後におきましても、日常生活において、意思疎通に支障や不自由を感じることはないよう対応していくことが重要と捉えており、引き続き富良野圏域で行っている意思疎通支援事業や手話奉仕員養成事業等の充実を図ってまいります。

また、庁舎窓口等には、手話の指文字表を配置しており、今後は、町講演会等での手話通訳士の配置など、手話普及のため、広く町民の皆さんに、手話についての理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

御質問の条例制定につきましては、その意義は理解できますことから、今後、多様な御意見を賜りながら、必要性について検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員の2項目目のAETの複数配置に関する御質問にお答えいたします。

当町は、国際化の進展が進む中であって、昭和60年、カナダ国カムローズ市との友好都市提携を締結し、人的交流などの国際交流を進めてまいりました。

この中で、平成4年から、友好都市カムローズ市出身者を初め、1名のAETを招聘し、町内の各小中学校のほか、幼稚園や保育所などで多くの子もたちと触れ合うなど、英語による活動を通じ、国際感覚を育てるとともに、コミュニケーションを能力を高める活動を行ってまいりました。

小学校における外国語活動は、平成20年3月に告示されました小学校学習指導要領において新たに創設されました。

町内の各小学校におきましては、この学習指導要領に基づき、平成23年度から5年生と6年生が、英語による外国語活動の中で、AETが担任の教員とともに指導を行っており、学校によっては、1年生から簡単な英単語の発音などの学習活動を同様に行っております。

また、本年8月からは、AETの勤務場所を町教育委員会から上富良野中学校に移し、児童生徒とのかかわりの機会が多くなるようにしたところであります。

現在、国においては、東京オリンピックを迎える2020年を見据え、グローバル化に対応した英語教育を行うため、小・中・高一貫した新学習指導要領の改訂に向けた作業が進められており、小学校は3年生から外国語活動を開始し、音声になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うとともに、言葉への関心を高める。

小学校高学年では、身近なことについて、基本的な表現によって、聞く、話すことなどに加え、読む、書くの態度の育成を含めた、コミュニケーション能力の基礎を養う教科として行う。

中学校では、身近な話題についての理解や表現、簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うとともに、文法、訳読に偏ることなく、互いの考えや気持ちを英語で伝え合うコミュニケーション能力の養成を充実することなどが検討されているところであります。

このように、英語活動の時間数の増加や英語で話す授業など、国際共通語である英語力の向上が求められており、コミュニケーション機会がふえる中で、AETの果たす役割がますます重要になるものと考えております。

また、このたび策定いたしました上富良野町教育大綱におきましても、外国語教育の充実を重点施策に掲げ、グローバルな感覚を育成するため、AETや友好都市提携、交流などにより、外国語、外国理解の教育を進めることとしております。

教育大綱策定協議の中で、AETの複数配置の方向性は共有されていることから、現在、小学校への増員配置に向け、受け入れ態勢などについて具体的な検討を進めている状況にあり、今後、これらも踏まえ、方向づけを詰めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。

開始を40分といたします。

午前10時26分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

金子益三君の再質問を受けたいと思います。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） それでは、1点目の手話条例につきまして、再質問させていただきたいと思っております。

先般、9月22日に、ちょうどまさしく鳥取県米子市で全国の聾啞者大会が開かれまして、その場におきましても、佳子様が聾啞者の前で手話を御披露されて、御挨拶をされたというふうには、非常に昨今、障がい者の、特に聴覚障がい者のところに対しまして、非常に全国でも注目されているところでございます。

先ほどの答弁の中にもありましたように、道内においても既に4カ所、この条例が制定されております。

この条例制定に関しましては、全国では13の都道府県、福島県の郡山市、そして埼玉県では朝霞市、山梨県は市川三郷町、三重県においては松阪市、奈良県は大和郡山市、京都府は城陽市、それから兵庫県は三木市、明石市、神戸市、篠山市と加東市、山口県では萩市、そして佐賀県は、嬉野市というところで条例が制定されているところでありまして、県単位では、群馬県、神奈川県、鳥取県、この3県が、既に県としての条例が定まっているところとお聞きしております。

このような状況において、やはり北海道まだまだ進んでいない中において、この上川管内、名寄市が先進的なことをされているというふうにお聞きしておりますが。

まず1点、先ほど答弁の中にもありました条例の制定について、意義が非常に理解できるということから、今後、多様な意見を賜って、必要性について検討していきたいというふうを考えておりますが、これらの条例の制定について、いつぐらいを考えていらっしゃるのかということ、まず1点お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の手話条例の制定についての御質問にお答えさせていただきます。

冒頭のお答えで申し上げましたように、条例制定についての意義は、重複いたしますけれども、非常に意義のあることだという理解は議員と同様でございますが、冒頭のお答えでも申し上げましたけれども、私といたしましては、確かに条例制定も一方では必要であろうかと思いますが、今、上富良野町におきまして、そういった聴覚障がい等で、いろいろな場面で御不便を感じたり、御不自由を感じたりしている方々がおられるというような状況の中からは、それらをまず解消することが、今、私がなすべき一番の責務であろう。

そういった中から、町民の中でのそういう機運を醸成していく中で、条例制定のバックボーンと申しましょうか、そういう環境整備が整うことを見きわめて、ある程度そういった感触を得た中で、条例制定に結びつけていくのが望ましいのかなというふうを考えておまして、その時期がいつかということ、今、断定的に申し上げることはできませんが、いずれにいたしましても、ちゅうちょする必要もございませんので、そういうような環境整備に向けまして、そういったことがほぼ整ってきたなと体感できるような状況になりましたら、制定するようなことが望ましいのではないかと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 町長と考えは本当に同じところにあります。機運といいましょうか、そういったものが、どちらかという本州、特に関西のほうは非常に機運が高くて、西高東低といいましょうか、九州、四国は若干薄いのですが、本町におきましても、昨年の6月定例会におきまして、これらの手話条例に関する意見書というのを国に提出をさせていただきましたが、実は、昨年度、2014年3月20日に、石川県が県全体として、100%の各自治体から議会を通じて意見書が出されまして、この9月16日に、茨城県が県全体としてまとまって、実は42都道府県で、意見採択率が実に99.6%というふうな数字が出ておまして、残念ながら北海道が、9月9日に陸別町が提案をしたということで、41番目に、オール北海道として、国に意見書というものを採択したところでありまして、実に47都道府県のうち42がもう既にそういった形で、この条例をぜひ国に挙げていきたい。それから、この法律の整備を図ってほしいということの機運が非常に高まっているところがございます。

実は、この週末、先週におきまして、いわゆる胆振日高地区の、道内におけます北海道手話サークル連絡協議会というところで会議が開催されまして、既に胆振地区、日高地区におきまして、この4月にも制定するという市町村が既にあらわれている現状にあります。

ぜひ富良野圏域の中におきましても、圏域として手話を取り組む、それから支援をする事業というものをやっているところでありますが、町長が日ごろ申し述べられております、隅々まで光が当たる政策のその一環の中でも、ぜひそういったノーマライゼーションを進めていく、その基盤をつくるといった意味からも、私としては、早目な、先んじた政策をとっていくほうがよろしいかと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の手話条例制定についての御質問にお答えさせていただきます。

国あるいは県単位の動きについては、お話をさせていただきまして、なるほど北海道は少し前へ出ていないのかなという実感を持ったところがございます。

冒頭お答えさせていただきましたように、北海道においても手話条例の制定が必要だということを知事が表明している状況でございますが、なるべく北海道が先んじて動いていただくことを希望するわけでございますが、とりわけ、今、御質問の中にもあ

りましたように、町内でお住まいの皆さん方が、そういうハンデを乗り越えて、快適に暮らしていけるような環境づくり、これも一方で非常に私は大事なことだと思っております。

他方、これから上富良野のさまざまな皆さん方の議論の中で、上富良野の将来像というものを常に問答していきますけれども、特にここ近年、全国から、あるいは世界から観光客をお迎えして、そういう活性化を図っていこうということも共有できておりますので、そういう中で、非常にそういうことで、安心しておいでいただけますよということをアピールする材料、材料と申しますとちょっと失礼ですが、そういうことでもアピールできることにもなりますので、ぜひそういった観点からも判断いたしまして、先ほど申し上げましたように、しっかりとバックボーンが整いつつあるなど判断できたときには、積極的に発言してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まさに今、町長おっしゃられたとおりでと思います。やはり条例を制定することによって、急速に、例えば手話を使える方が倍増するとかと、そういうことではないということも私も重々理解はしているところでございますが、やはり何かしら、そういう規範になるものを制定することにより、町民の皆さん、お子様からお年寄りにかけて、そういう気持ちになるといったところが非常に大きな効果がある。

さらには、そういった実際に障害を持って暮らしている方が、やっぱりこの町で住んでいてよかった。安心してこれからも住み続けることができるという、その安心感といいましょうか、その支えにもなると思います。

障がい者センターの所長様のお言葉をおかりしますと、いわゆる相手に対する、理解する気持ちというのが最も大事であるということであるそうです。

障がいを持たれている方は、全国で788万人の方がいらっしゃって、そのうち雇用対策の対象というのは、わずか324万人の方だというこというふうに言われております。

今までの障害者法につきましては、障がい者の方に対する、いわゆる配慮というところと、負担のバランスが、どちらかという負担のほうが重かったというところがあったのですが、ちょうど来年から障害者差別解消法がスタートするというに際しまして、これからは、そういった方に対する合理的配慮というものが非常に必要な社会になっていくというふうに捉えておりますので、そのような背景から、やはりこの美しい富良野盆地の、その母村とし

て、やはりリーダーシップをぜひ町長にとっていただきながら、本当にお年寄りからお子様、そして障がいのあるなしにかかわらず、全ての町民の方が、この上富良野町を本当にふるさととして、いい町に住みたい、住み続けたいという意味からも、その気持ちの部分のところ非常に大きくなると思うので、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

思いは共有できているなどというふうに感じております。いずれにいたしましても、本当にお互いが、町民全ての皆さん方が、あるいは上富良野町においでいただく全ての方々が、本当に安心だということを実感していただけるような、まず仕組みをつくりながら、あわせてこういった規範づくりも大事でございますので、それはどちらに力を入れるということではなくて、同時進行できるように、これからも意を用いてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ちょうど手元に第2期の上富良野町障害者計画並びに第3期の障害者福祉計画がありますが、この44ページの中にも、いわゆる地域生活支援事業の必須事業の中に、コミュニケーション支援事業ということで、聴覚障がい者と、その他、意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記者の派遣などを行うという事業がありまして、これを読むと、46ページ以降にもあるように、実際の課題としても、富良野圏域で進めているのはありますが、やはり高度な技術を要するというところ。それから、育成のところ、専門性のところで、なかなか欠いているという現状が見受けられます。これは、もちろん人口的なものもあるのかもしれませんが、やはり掘り下げていく上においても、何かしらそういったものが規範としてあると、意識を高めていただく町民の方、また、地域の方というものの新たな掘り起こしにつながりまして、ちょうど平成32年度までの計画の中であるうちの、非常に今、現段階、早い段階で進んでいる事業の中で、既に現状の問題点、課題が浮き彫りになっているところでもございますし、また、これが直接の引き金となって、物事を解決できる全てとは思いませんが、やはり何らかの手助け、一助になればということから、実際にこの町に住んでいらっしゃる聴覚障がい者の方も、一日も早い条例の制定が望ましいという声も私も聞いておりますので、ぜひ、特に予算が大きくかかったり、また、今後において大きな投資が必要となるということでもございませぬし、情

操の部分に非常に訴えかけるところが大きく、また、効果の高いものと考えますので、再度その考え方について伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 6番金子議員の手話条例の制定についての御質問にお答えさせていただきますが、まず、条例制定以前に、町内の手話サークルの皆さん方とコミュニケーション十分とれているというふうに理解しております。そういった方々の意向も十分お聞きした上で、タイミングを逸しないように、こういった規範条例も備えていこうというような思いを持って取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まさにそのタイミングというものを、ぜひ町長の御判断で、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、教育長に御質問させていただきますAETの複数配置ということでございます。

改めて申しますと、AETに限らず、ALTでも、それはいいのかなというふうに私も考えるところでございます。何も絶対英語にこだわるということではなく、やはり子どもたち、そして、子どもたちのみならず、多くの町民が、そういう異文化、またいろいろな方と触れ合う機会というものが、まずもって大事なことと考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどもお話しいたしましたけれども、グローバル化という部分に対応するために、英語教育を進めていくというのが今の国の考え方であります。

御質問でありますけれども、英語教育にかかわらず、外国文化をいろいろと理解していくという部分につきましては、我が町も富良野圏域の中で、観光地として、グローバル化というのを肌で日々感じている部分であります。その中で考えますと、英語だけではなく、その他の言語についても理解を進めるということは重要ですし、中心には、やはり英語ということになりますけれども、英語圏だけではない方も視野に入れた、外国理解の教育、あわせて外国語の教育が今後必要なのかなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まさしく同じです。考えを共有できているということで、まず安心させていた

できました。

その中というか、それを踏まえた上で、改めて英語の部分について、大事にしていきたいというところから再質問させていただくのですが、学習指導要領に基づくところに、そこにとられるということではなく、やはり今後の上富良野町の、いわゆる教育大綱、策定されました大綱の中にもありますように、いかに子どもたちが、そういった英語になれ親しんで、それらを通用する英語として自分のもののできるか。いわゆるグラマーであったり、文法のみ、受験英語と言いましようか、我々が詰め込まれたところではなく、実際に自分が外国に行く、もしくは外国人の方と直面したときに、日常英会話できる、もしくは向こうの質問に対して答えられる。そういったものを習得するために、いわゆるネイチャーなイングリッシュというものが非常にこれから大事になっていくというふうに考えますが、この点はいかがでしょう。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

恥ずかしい話ですけれども、私たち、私の年代では、英語が非常に大切だというふうに教えながら、十分な英会話、外国人を見ますと、どちらかという伏し目がちになってしまうというのが実態であります。そのようなことにならないように、積極的に外国人とコミュニケーションを図れるということが、英語を通してコミュニケーションを図ることが重要なというふうに考えております。

そのためには、今、先ほどお話ししているのは、義務教育、また、高校教育、指導要領については、そういう部分の書き方でありませけれども、もっと下の年代からいかなければならないというのは、幼稚園、保育所を中心とする、幼い時期から雰囲気になれていくということが重要だと思っております。

上富良野の現状を見ますと、今、外国人といっても、英語圏からの外国人は数少ない状態にあります。なかなかそれでは、実際にコミュニケーションを図る上で、すぐ積極的に行けるかという、そういうことでは決してないわけですし、周りがそういう環境であれば自然に身につくものです。できればそういう環境をつくっていきなというのが考え方でありませけれども、お金もかかりますし、そこには人数的な制限は当然あるかと思ひませけれども、そういう中でいろいろな取り組みを進めていきなというふうに考えているところでございま

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） まさに教育長、今おっしゃ

られたとおり、非常に日本人は、外国の方と接することがなかなかなかったといひましようか、非常にその機会が少ないせいで、ある統計によりますと、日本の女性ファッション雑誌の表紙は、普通であれば自国の民族衣装を着たり、自国の、いわゆる容姿の美しい女性を表紙に持っていくというのが非常に常な、これが諸外国においては多いのですが、最近でこそ日本人の女性が表紙に使われていますけれども、常に欧米の、特に白色人種の女性の方というのを、いわゆるファッションリーダーとして捉えるという、そういう統計があったのです。

そういうのもあって、実は、TOEICで600点を超える、そういう数値を持っている方でも、実際に外国の方と対面してしまうとしどろもどろになってしまうというか、あれほど流暢に英語をしゃべれる人でも、いわゆる外国人の方に対するストレスといひましようか、アレルギーを持っているという。先ほど教育長がまさに、自分たちの年代というのはどうしても外国の方と直面すると伏し目がちになってしまうという、そういう統計がある調査において数字化されているというのがあるのです。

ですから、私はまさしくそういうところだと思うのですけれども、本当に幼少期、そして学童期、また、もうちょっと成人になったときに、日常の中に常に外国の方が、これは欧米の方だけではなく、本当にアジアの方でもよろしいのですけれども、そういった方と日常に言葉のやりとり、また、会話の意思疎通というものをしていると、やはりその現場になったときにも普通なるといふうなことが考えられるのです。

そういう意味からも、より多くの時間、より多くの機会、外国の方と接することができるまちづくりというのが非常に大切だと。御答弁の中にも、大綱でも、そういった環境を整えればぜひやりたいというふうにも書いてありますが、こういったものを本当に子どものころからの、三つ子の魂百までではないのですけれども、きっかけづくりというのは、できれば上富良野町、これからも他を抜いたグローバル化に進む、町の政策として進めていただきたいのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、グローバルな感覚を育てていくには、小さいころからその環境になれていくというのが非常に重要なことだと思っております。

義務教育は、点数をつけていく部分がありますけれども、その前段の部分で、いかに小さな子どもたちがその環境になれていくか、そういう土壌をつ

くっていくことが重要だと思っております。

学校教育のみならず、社会教育の部分での外国理解に対する教育というのが、義務教育、社会教育両面で進めていく必要があるのかなと、そんなふう日々感じているところであります。

具体的に今どういう対策を考えているのだという部分でいいますと、即具体的に言える部分はないわけでありましてけれども、例えば英会話教室、社会教育でやっておりますけれども、親子英語教室だとか、そういう形態に変えて、小さなお子さんも参加できるような形態だとか、そういう部分で今後検討していきたいなというふう考えているところでございます。

以上です

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 社会教育の部分の活用、そして学校教育、本当にリンクさせていくこと、私も大切だというふう感じます。

今まさしく教育長おっしゃっていただいた、社会教育の中の英会話教室、こういったものも、転勤されていかれた自衛隊の幹部の隊長さんが過去にこう言われた、「本当に上富良野、すばらしい町ですね」と、「こんなに我々が気軽に、しかも無料で英会話を学ぶ機会があるなんていうのは本当にすばらしい町ですよ」と言って、この町から転勤されていった幹部の方を今思い出したのですけれども、そういったもの、本当に大事だと思います。

まして、今ここに住んでいる子どもたちのグローバル化ということも大切ですが、富良野圏域、非常に観光地でございます。今、国が進めている海外からのインバウンドを伸ばしていくためにも、やはり大勢の観光客、今はバスで来てどんどん置いていくのではなく、個人で旅行される、特に東アジアからの方がいらっしゃるのですけれども、その方はかなり英語はしゃべられるのです。残念ながら受け皿の、こちらにいる観光地のほうで、英語がなかなか難しいのです。ゼロではないのですけれども、非常に限られた中で、単純に、「駅に向かうのはどちらですか」というところでも答えられない。

ちょっと話それますけれども、世界遺産に登録する、四国のお遍路さんの話があったのですけれども、あれも、やはり受け皿というものが非常に日本はなかなかできていないのです。ですから、北海道、特に富良野地域は、そういった外国からのインバウンドも非常に多いので、そういった方の対応のためにも、そういう英語がしゃべれる環境、素材というのを養う必要がありますので、私は非常に大切なことだと思います。

御答弁の中にも、本当に大事なことであり、大綱でも、複数名をぜひ配置したい。それから英語教育を厚くしていきたいということで、思いは同じであるところを本当に理解させていただいております。

最後になりますけれども、教育は、国家百年の計でありますし、ちょっと古い話ですけれども、長岡藩士の小林虎三郎さんが言った、米百俵の精神ではないですけれども、やはり子どもたちにそういった教育の機会を与えてあげる。そういったことによって、この町のいわゆる資質を底上げを行うというためにも、お金がないからできないとかというのではなく、何とかそこは捻出をしていきながら、上富良野町の特色ある英語教育のまちづくりを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 6番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

お金の話は余りするなということのようですけれども、お金の話も考えながら、より効果的な教育ができるように、引き続き努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、7番北條隆男君の発言を許します。

○7番（北條隆男君） 私がさきに通告してあります2項目について、町長に質問いたします。

まず、1項目めは、歩道と街路灯の新設について。

町道北27号道路日の出公園から道道吹上上富良野線までの間に、歩道や街路灯の設置がされていない。観光客の車やパークゴルフ場への出入りの車も多く、トラックやバスなどの大型車両などの通行も多い。歩行者や自転車、運動や健康のためにランニングや散歩、パークゴルフ場へ向かう人も多い。また、通学路として利用する生徒も見られる。歩行者や自転車の通行の安全を確保するためにも、歩道と街路灯の新設が急務ではないか、町長に考えを伺う。

2項目め、除雪について。

平成24年から始まった除雪の民間委託から3年が経過した。町民からは、町が除雪していたときに比べて除雪が悪くなった。家の出入り口に大量の雪が残っているといった苦情の声が聞こえる。4年目となることは、こうした苦情を未然に防ぎ、改善をしなければならないのではないか。

まずは、行政と各住民会から一、二名と委託各業者が集まり、除雪が本格的に始まる前、10月中旬から11月中旬までに話し合いの場所を設け、除雪

に対する問題点を洗い出し、町と委託各業者が、改善できることとできないことに分けて町民に公表してはどうか。

また、除雪開始から2カ月をめどに、出てきた苦情に対してももう一度話し合いの場所を設けて、改善することはできないか、町長に考えを伺う。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの歩道と街路灯の新設に関する御質問にお答えさせていただきます。

1項目めの北27号道路の歩道と街路灯の設置についてであります。北27号沿いにはパークゴルフ場や日の出公園が立地しており、春から秋にかけて観光客の利用もふえることから通行量も多く、また、歩行者や自転車等の利用も多いことなどから、交通安全上課題があるものと認識しているところであります。

しかし、この路線区間内には、西1線北27号に踏切があることから、歩道の設置には、踏切改良と交差点改良が条件となり、また、河川の橋梁拡幅を初め、用地補償等多くの課題もあることから、現在のところ道路整備計画を持つには至っていない状況にあります。

また、街路灯につきましては、日の出公園入り口外4カ所において、局部照明として交通安全灯が設置されておりますが、現在、新たな街路灯の設置は予定されていないところであります。

今後におきましては、財源確保や優先性等を十分に検討し、方向性を探ってまいりたいと考えておりますが、交通安全対策は重要でありますので、その対策には十分配慮してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの除雪に関する御質問にお答えさせていただきます。

除雪対策につきましては、平成24年度から、町内業者によります共同企業体を構成し、通年による町道維持管理業務委託方式の中で実施をしており、ことしで4年目を迎えております。

御質問の除排雪の苦情等への対応につきましては、住民の方々からの御意見や住民会長との町政懇談会、地域コミュニティー活性化会議等でも御意見や御要望をいただき、改善できるものは、都度、委託業者に指示をして改善を図っているところであります。

また、町と委託業者の協議につきましては、降雪前とシーズン中の2回行っており、除雪の苦情や要望等に対する検討を行い、あわせて除排雪の方法なども策定しているところであります。

町民の皆様にも、町道の除排雪作業の方法と御協力依頼を毎年、広報紙によりお知らせをしております。

なお、苦情件数につきましては、年々減少傾向にはありますが、住民の皆様には、協働のまちづくりの推進とあわせ、各家庭での御協力もお願いしているところであり、今後におきましても、冬場を快適に過ごしていただけるよう、除雪サービスの向上を目指して取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） 歩道の件についてですが、2点ほど再質問させていただきます。

西1線北27号の踏切の幅が狭く、車が交差するのに困難であることから、歩行者や自転車の通行が、待たなくてはならないことを認識していますか。

もう一つ、歩道を設置するとき、歩行者や自転車が、夕暮れから暗くなる中、通行するために歩道に街路灯がなければならぬと思うのですが、安全を確保するためには、街路灯を設置するつもりはありますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の北27号道路に関します御質問にお答えさせていただきます。

まず、北27号道路の踏切近辺の状況につきましては、議員御質問の状況にあるということは私も承知しております。非常に狭隘な踏切でございます。ましてや非常に入り組んだ交差になっているということで、歩行者の方、あるいは自転車で通られる方々については、どうしても車がいるとたじろいでしまうと、少し待っている状況だということは承知をしているところでございます。それら、そこについての課題はあるということは、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。

それから、日の出公園から踏切に至ります照明灯につきましても、交通安全のための外灯整備はされておりますけれども、連続灯との整備はされていないということで、連続灯設置ということは非常に課題があるかなと思いますが、ただ、歩行者あるいは自転車通行の皆さん方が、通行上、先ほど申し上げましたように、安全上配慮が必要だという部分については、改善をしていくことは必要だろうという認識を持っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） 交通安全上から十分配慮してありますが、道路整備計画に早急に取り組む考えはあるかどうか教えてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の北27号道路に関します御質問にお答えさせていただきますが、道路全体としての、踏切改良も含めまして、これらの改良ということになりますと、非常に財政負担も多額になると。

あるいは、特に踏切につきましては、JRとの協議が非常に高いハードルだということ、今までも行政の取り組みの中においても、JRとの協議を行った経過もございまして、これらについて非常にハードルが高いということ。

実態を見ますと、一方では、交通安全確保も大事でございまして、現実の問題として、その27号道路を一つの路線として、一体的に改良を加えなければ安全確保ができないのかと。あるいは逆に、改良が今必要な部分はどこだということ切り分けて、そして、先ほど申し上げました優先性等を十分参酌した中で、手をつけることが可能な部分については手をつけることを前提に、今後の計画を立てていくということも必要だろうというふう考えております。

その中で、街路灯についても当然、整備計画の中で上がってくるかと思っておりますので、まず、その路線全体をどのように組み立てるかということ整理して、それから次の段階に進むことがいいのかなというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） 2項目め、除雪について。

スノーポールまでの幅出し、道路の上の雪がかたく積もっている上から、除雪のときに舗装を傷めない程度に雪を残しながら除雪することはできないか。道路と家の出入り口に段差ができないようにできないかと。

もう1点、除雪前と除雪中の2回、協議を行っているとのことですが、苦情や要望が町に対しても大変多いと聞いていますので、協議の場に各委託業者が参加して、共通認識を持っているかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の除雪に関する御質問にお答えさせていただきます。

除雪の民間委託になって4年目を迎えているわけでございますけれども、当初、委託業者の技能の習熟度が十分でなかったり、あるいはどうしても季節的をお願いする従業員、社員の方が多いというようなことで、人がかわったりということで、ここは、非常にスタート当時は大変苦情もいただいた実態でございます。

しかし、最近、その辺は委託業者のほうに私どものほうで、そういう実態だということで、改善を強く要望してきておりますことから、例えば除雪等についても、私が見聞きする限りでは、道路を除雪するときにも下から全部持っていかないで、新雪だけを除雪することによって、塊をつくらないとか、あるいは各家庭の出入り口等については、雪を寄せていかないうような配慮だとか、そういったことは、近年は大分改善されているように思いますが、まだまだゼロではないということも承知しております。

それから、もう一つお尋ねの、どのように話し合いが行われているかという状況につきましては、担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（佐藤 清君） 7番北條議員の除雪に関する御質問でございますが、毎年地域から、町民の皆さんからの苦情、要望等はございます。ただ、年々減ってきているのは事実でございます。

この苦情につきましては、まず、雪降る前に共同企業体4社を集めまして、こういうような苦情が出ていますということで、この対策についてどうするかという部分、できるもの、できないものを判断して指示しております。

また、除雪の期間でございますが、その中でもまた苦情、要望等も出てきますので、その中でも同じく、できるもの、できないものを判断して、そして、できないものについては、地域の皆さんに、言ってきておられます町民に皆さんにお話をして理解を得たり、できるものについては対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番北條隆男君。

○7番（北條隆男君） そうであれば、除雪車の運転士の技能向上のために、委託各業者の技術講習会を行えば苦情が減るのではないかと思うのですけれども、その点お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番北條議員の除雪についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問にありますように、習熟度を高める、そういった内部の研さん、これについては、委託業者に引き続き私どものほうからも強く要望してまいりますし、内部で、委託業者みずから、そういった運転技能を高めるといことについての認識は持っていただくように、これからは啓蒙、協力を依頼してまいりたいと考えております。

それから、少し視点が違いますけれども、実は、事あるごとに私は、最初のお答えでお答えさせてい

ただいておりますけれども、北海道は、冬、雪が障害になって暮らしづらいというような状況が生まれることは、これは、私は北海道として非常に不幸だというふうに理解しております。機会があるごとに北海道、あるいは国に対して、除雪費に苦慮するような場面を我々に味あわさないでくれということは常に申し上げておまして、これからも、そういった意味からも、冬、快適に暮らしていただけるように努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。いいですか。

以上をもちまして、7番北條隆男君の一般質問を終了いたします。

次に、10番高松克年君の発言を許します。

○10番（高松克年君） 私がさきに通告しております4項目について、町長に質問いたします。

第1、高齢者、独居老人世帯の除雪委託後における戸口排雪の問題について。

27年度執行方針にある、町民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくり、身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全の中にある、道路維持民間委託4年目を迎え、今日までの課題について、さらに検討を重ねるとあるが、今冬期においてどのような対応をし、支援を考えているのかをお伺いしたい。

次に、農業振興資金及び生産振興補助金の必要性について。

新卒者、Uターン、Iターン就農者の新技術の導入、新しい高収益作物への誘導にもぜひ必要と思っておりますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

第3、TPPの締結後の上富良野農業への影響と農業振興策の方向性について。

実際にどのような程度で締結されるか不明なところが多い中ではありますが、町の基幹産業にとっては最大の関心事でもあり、ぜひ町長の見解をお伺いしたい。

四つ目に、公民館分館施設の維持管理について。

郡部の人口減少と相まって、地域の集合、共同活動の拠点である公民館分館の6施設が、昭和50年代建築と老朽化しています。この状況にある公民館分館をどのように管理しようとしているのか、また、するべきなのかをお伺いしたい。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの高齢者世帯、独居高齢者世帯の除雪後における戸口排雪に関する御質問にお答えさ

せていただきます。

現在、町におきましては、在宅福祉サービスの一環といたしまして、社会福祉協議会に委託し、除雪サービスを実施しており、平成26年度は110世帯が登録されておりまして、延べ約1,800回の利用がされているところであります。

除雪サービスの対象は、町民税非課税世帯で、除雪が困難な高齢者、障がい者世帯等の方などとさせていただいております。日常生活の維持及び急病等、救急時の通路確保を目的として実施しているところであります。

高齢化が進む中で、とりわけ高齢者世帯並びに独居高齢者世帯は増加している実態にありますことから、安全・安心に暮らしていけるよう、除雪サービスも含め、生活支援のあり方につきまして、自治会組織など、地域による支援体制の仕組みづくりなども含め、さらに研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の農業振興資金及び生産振興補助金に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問の生産振興補助金につきましては、以前は、町とJAが補助財源を確保し、高収益につながる指定作物を対象に、栽培施設などの初期投資に対して助成措置を講じてきたところであります。

また、補助残につきましても、無利子の資金対応をし、その推進を図ってきたところでありますが、平成25年度をもって事業を終了したところであります。

農業振興を図る上において、農業所得の向上は大きな要素でありますことから、高収益作物による産地形成、あるいはブランドづくりにつながる取り組みは重要と考えており、また、新規就農も含め、就農時における営農支援策につきましては、JAと関係機関との調整を図りながら、地域農業の活性化につながるよう、対応策を検討してまいりたいと考えております。

一方、新技術の導入に関しましては、共同での取り組みを条件に、施設、機械の導入につきまして、中山間事業において支援事業を行っておりますが、GPS活用技術など、新たな技術が日々進歩していることから、それらの情報収集を進めながら、時代に対応した営農支援ができるよう、研究・検討に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目のTPP締結後の上富良野町農業への影響と農業振興策の方向性に関する御質問にお答えさせていただきます。

TPP締結後における当町の農業への影響につきましては、試算はしておりませんが、TPP交渉への

参加表明を直ちに行ったJAふらのの独自調査におきましては、管内全体で約42億円が損失するとの試算が出されております。この数値は、JAふらのの年間販売額の約14%を占め、当町農業へのダメージも相当なものかと危惧をしております。

議員御発言のとおり、どのような内容で締結がなされるか、交渉経過についても十分な情報公開がされておらず、政府の対応に憤りを感じているというのが私の率直な気持ちであります。

最近の報道によりますと、この9月30日と10月1日に、アメリカ・アトランタにおきまして、閣僚会合が行われるとあり、いずれにいたしましても、農産物重要5品目につきましては、必ず守るとした国会決議をしっかりと遵守されることが絶対条件と考えております。

このTPP問題につきましては、農業界に限らず、町村会や農林水産団体、経済団体等による、オール北海道の体制で、さまざまな活動を展開しており、これからも地域農業や地域を守るため、しっかりと向き合ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の4項目目の公民館分館施設の維持管理に関する御質問にお答えいたします。

現在、町には11の公民館分館があります。このうち、昭和50年代に建設された分館は、清富、日新、江幌、旭野、東中、日の出の6施設であり、この中で、清富分館につきましては、老朽化による危険性から、清富多世代交流センターを使用しているところであります。

分館の維持管理につきましては、分館の活動とあわせ、光熱水費などの維持経費について、管理経費の負担として、各分館に補助を行っております。

また、一部の分館、東中、日の出、草分におきましては、地域の会館とコミュニティー施設の管理のため、各住民会に管理委託を行うとともに、東中地区においては、東中多世代交流センターを集会などに利用していることから、町教育委員会が東中住民会に維持管理の委託を行っております。

さらに、毎年度春と秋の2回、分館長・分館主事会議を開催し、あらかじめ各分館などから要望を聞いた中で、適正な維持管理に努めているところであります。

今後におきましては、施設の老朽化が進んでいるところでありますが、当面は、屋根や外壁の塗装、暖房機器の更新などの、施設の維持修繕に努めるとともに、建てかえなどの時期につきましては、地域と利用の状況などの協議を行い、適切に判断してま

いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問を受けます。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 一番最初の項目の高齢者、独居老人世帯、実際にどれぐらいあるかというのを調べてみました。平成27年、全世帯が5,235世帯のうち、65歳以上の高齢者がいる世帯が2,049世帯、39.1%、独居高齢者472世帯、23%、高齢者世帯691世帯、33.7%、その他43.2%となっております。

独居高齢者の世帯数の郡部における人数ですけれども、63人。そして市街地に409世帯となっております。その他、男女別としては、郡部で男性が22名、女性が41名、市街地で男性が123名、女性が286名となっております。

ここで特別問題になるのが、全世帯の55.7%を占める独居老人、高齢者世帯であるというふうに思っております。先ほど北條議員も質問をしておりましたが、除雪の問題、町長が答弁なされていたように、この地域、積雪地帯においては大きな問題だと考えているというふうにおっしゃっていましたが、この中でも、特に、やはり高齢者、そして独居老人の問題というのは大きいと思っております。今回、質問させていただいています。

これらのうち110世帯、1,800回のサービスを受けているというふうにありますけれども、この人口比というか、世帯比からいうと、決して大きな数字ではないとは思いますが。町長もそういうふうに思うと思うのですけれども、これをどうにかしない限りにおいて、この町で高齢者の方が、先ほど言われたように、本当に住みよい町だと思って住むことができるかどうか、このことに対して、町長はどういうふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の、特に、高齢者におけます除雪についての御質問にお答えさせていただきますと思います。

冒頭お答えさせていただいております、町におけます在宅福祉サービスの一環として、社会福祉協議会を通じて除雪サービスを行っている状況は御答弁させていただいたとおりでございます。

多分、高松議員の気持ちの中というのは、私が御推察する中で、高齢者世帯あるいは独居世帯が全て弱者という視点で捉えられているのかなという理解をするところでございます。

町といたしましては、行政サービスの充実を図るということは、これは不変のものでございますが、しかし、その中にありましても、やはり公平公正な

負担というものは大前提で仕組みがつくられております。そういう観点から、町といたしましては、自助努力で対応できる世帯の方に対しましては、自助努力で対応していただくということを基本とさせていただいております。

しかし、そういった中で、自助努力が及ばない方々に対しましては、公共の行政サービスとして、これは提供させていただくということでございまして、高齢者あるいは独居世帯の皆さん方の除雪に関する課題に、サービスを拡充していくということは、これは大切なことでありますが、その辺は少し整理をした中で対応していくべきかなというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 町長は、今言われるような年齢の構成からいって、自助努力でやれるものというふうに言われておりますけれども、どの辺の年齢ということ限定して言っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

必ずしも判断基準が年齢のみによるものではございませんで、さまざまな身体的状況、あるいは考慮すべき点が多々あるかと思っております。そういったものは総合的に判断するものだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今ここにある資料によると、80歳以上の方が34.7%、80歳以上が、独居の方で。そういうようなことになっている中で、その人たちに、戸口に、町の道路の管理だからといって雪を押しつけていく、そういう方法をこのまま続けていくのかどうか。少しの配慮で、話によると、美瑛あたりでは、ゆっくり走るとか、戸口へ行って、ためているものについては、逆行するような形になるときもあるのかもしれないけれども、グレーダーなんかだったら羽をかえれば、2回回れば、町道あたりだったら、大体反対側のほうに寄せられるとか、そういう問題もあるわけで、その辺についてはどういうふうに考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきます。

除雪等の技術的な対応につきましては、前段、北條議員にもお答えさせていただきましたように、委

託業者等において、それぞれ戸口、お宅の出入り口等について、極力支障が生じないような技術的配慮はお願いしておりますし、これからも、さらにそういった習熟度は高めていただくようお願いしてまいりたいと思います。

ただ、高松議員が御心配されております、世帯の年齢構成等によって、どのように対応していくかという心配をされているのかと思いますが、たとえば高齢の世帯であっても、近くに家族の方が住まわれているとか、そういういろいろな生活のパターンがございますので、必ずしも高齢世帯だから、公共サービスによって対応していかなければならない状況かということは、これは一概にはなかなか判断できない状況もありますので、それは、それぞれの、お一人お一人の生活の実態というものを把握した中で、除雪サービスを対応させていただいておりますので、そういった方を、議員がお話のような方、世帯を、例えば見捨てているとか、あるいは我慢をさせていただいているとか、そういう不公平感を生じないような配慮はしているつもりでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） その中に、先ほど言いましたけれども、独居の女性の世帯というのが郡部において41人、市街地において286人、今、町長が言われるようなことで、周りにそういうような状況があれば、こういう話はしなくても僕もいいのだろうというふうに思っています。

郡部において、実際の話なのですけれども、たまたま夕方帰ってきてみたら、除雪で家の前に雪が盛られていたと。それで、どうしようもないから、そこへ車を置いていったのですけれども、今度はまた、同じように雪が降ったら、朝、迂回したように、結局、車の周りに雪が積まれてしまったと。これどうすればいいのだろうという話をたまたま持ち込まれて、その話の解決というのはならなかったのですけれども、そのことが非常に自分としては、地域において生活をするための、町長も言われるように、生活弱者と言われるような形の人に負担をかける。

実際に、自分たちの地域で、今回、10月、3戸の老人の家庭と独居の女性の家庭、合わせて3戸ですけれども、東中から居住地を放れなければならないということを決心した家庭があります。

そういうことを考えても、小さなことかもしれないけれども、そういう人たちにどうやって寄り添っていくかということをやらないと、総合戦略の中で言われている、人口をどうやってふやすかということよりは、現状で、どうやって人口を減らさないか

ということのほうが重要なような気がして質問しているわけです。

女性1人である家庭で、それだけの雪を積まれたら、やはり大変な労力にもなりますし、もしも雪かきしていて、夜間だったりしたら事故にでも遭われたり、自分でも、やはり何かのことがあったら大変なことだなという思いがあって、それにどうにか寄り添ってもらえないかということをお伺いしているわけです。

もう少ししたら冬になるわけですがけれども、昨今のような気候状況の激しい中だったら、どのような豪雪というか、この地域でも、昨年度は非常にそういう点ではよかったですけれども、今年度、この後どうなっていくかわからないわけですから、ぜひそのような不安を解消していくような方策を考えてほしいというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の除雪に対する御質問にお答えさせていただきますが、自分の自助努力という範疇には、ほかの方にそういった作業を委ねる、あるいは近くにおられる近親者の方が対応していただく、あるいは地域全体で、そういった方々に対して手を差し伸べようかというような、さまざまな選択肢は私はあろうかなというふうに思えます。

そして、さらにそういったことから、なかなか手が差し伸べられない方々に対しましては、公として、これはしっかりと、安心を担保できるような方策を講じるべきでございますので、そういうさまざまな選択肢、さまざまな段階を経る中で、対応が可能であるというふうに考えておりますので、ぜひここは、地域といたしましても、そういった方々に対する対応についての、ぜひ意思の疎通を高めていただければありがたいと期待をするところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それについても、ぜひ地域での対応ということですがけれども、組織立ってやっていく方向性なり何なりを示していくというか、ただ単に隣のおじさん、兄ちゃんに頼むよということではなくて、そのような方策が、地域でもどういうふうに図られるかということについての対応を考えていくことができないのかどうかということもお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問に

お答えいたしますけれども、これは、こういったことに対しましては、町が何か方向づけを示すというようなことは、協働のまちづくりの精神からして、私は一定程度、これは地域の自主性に委ねる。地域でさまざまな課題解決に向けてのお話や協議がなされたことに対するバックアップは、これは行政としてすることは当然でありますけれども、まず主体は、コーディネートは行政がするといったしましても、やはりそういった組み立ての主体は、地域が主体になって取り組んでいくことが定着していかないと、協働のまちづくりはなかなか進んでいかないのであるかなというふうに理解をしているところでございますので、ぜひ御協力を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 今の協働のまちづくりということで、少し公助というところで町は逃げているのではないかというような感じが昨今するのですけれども、どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の御質問にお答えさせていただきますが、その都度、皆様方から多様な御意見をいただきながら、適時適切に対応しているものと理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。質問ありますか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 次に、農業振興資金と生産振興補助金のことについてお伺いしたいと思います。

今現在、町の本年度の予算の中に、総額で990万円、これに充てたお金が計上されていますけれども、残念なことに具体的な計画がないために、第7次農業振興計画の中にある、数多くの項目があるにもかかわらず、残念なことに支援策がとられていない。これについてはどのように考えればいいのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 10番高松議員の、多分、資金の予算、農業振興資金というか、これも含めまして990万円の予算が計上されているということに対する御質問かというふうに思います。

これにつきましては、2種類の融資がございまして、1種類が農業振興資金、もう1種類が、過去に、先ほど町長のほうからも答弁ありました、生産振興事業の補助残分の、営農改善資金という無利子の融資があったわけですけれども、そちらのほうの、新しい事業に対するものではなくて、既往分と

いいですか、今までに活用された営農改善資金の返還分ということで、これはまだ何年か続きますので、予算計上させていただいているということになっております。

また、農業振興資金のお話も出てきておりますけれども、これについても、毎年毎年農業者の皆さん活用の申請が、最近ちょっと実績ないのですけれども、一応金融面での振興策として予算計上して、出てきた場合に活用いただくということで、予算計上を図っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、以前は、たしか農協とタイアップして、資金のボリュームをふやしてやっていたと思うのですけれども、それが残念なことに途切れてしまっている状況にあるのですけれども、これを復活させるためには、方策として、JAふらのとどういふような、上富良野支所との関係とかをどういふふうにしていったらいいかという問題があるかと思うのですけれども、町としては、これに対してどのような働きかけをしようとしているのか、また、してきているのか、それについてお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の農業振興に關します資金対応についての御質問にお答えさせていただきます。

これまで農協と原資を出し合いまして、生産振興に結びつく戦略的な資金対応を図ってきたところでございます。

これらの資金、あるいは振興策につきましては、町が戦略的に農業振興を図る、それと相まって、農協と共同歩調がとれるかどうかということが、一つの大きなポイントになるかと思えます。

そういったことで、農協の戦略上、例えば特産品をつくるとか、あるいは新規作物を導入するとか、そういう戦略性を持つ、そういったことに行政がバックアップをして、協調して資金対応なり助成をするなど、そういう組み立てが私は大事であろうということで、今そういうようなアプローチも農協からも来ていない状況にありますし、町はいつでも、そういったことに対しまして、対応できる気持ちは持ち合わせておりますので、ぜひ生産者も含めて、新しい、特に新技術等の導入等につきましては、これから大きな課題となってくると思っておりますので、そういう御提案をいただければ、いつでもそういうことに協力できる体制を整えておりますので、御意見をいただきたいというふうに願っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 昼食休憩といたします。
再開は午後1時といたします。

午後 0時00分 休憩
午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の高松克年君の再質問を受け付けます。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 先ほどの続きなのですが、具体的にぜひJAと協議すべきというふうに考えているのですが、その必要性についてどういうふうに感じているか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の農業振興についての御質問にお答えさせていただきます。

いろいろな資金対応も含めまして、実は、あすの質問者の中にも質問がいただいておりますけれども、農業振興計画を、現在さらにその中身を詰めて、より実現性の高い、戦略性のある計画に少し中身をつめようということで、今、審議会の皆さん方のお力をかりて、取りまとめをしている最中でございます。

そういった上富良野町の農業振興に特化した戦略を私として持ちたいというふうに考えておまして、そういう中から、現在も、平成25年度まで、いろいろな振興作物を戦略的につくってきたり、そういうことを手がけてまいりました。そういうような取り組みが、今後、具体的に審議会の皆さん方、あるいは生産者の皆さん方、さらには農協の戦略上も、思いが共有できるものを見出しながら、バックアップをできるような体制にしていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 続きまして、次に入りたいと思います。

TPPについてなのですが、道庁の試算で、現在、農家戸数が北海道の場合4万3,000戸と言われているのですが、その53.4%に当たる2万3,000戸減少するということを試算の中でも出ております。

また、23年度の農業算出額で、12品目で7,500億円、6割以上の減少をするのではないかと、いうふうに言われております。

上富良野の場合は、沿線で14%ぐらいの減少ということ、JAふらは打ち出しておりますけれども、これに該当すると、この12品目の中に、

米、麦、てん菜、でん粉、乳製品、牛肉、豚肉、小豆、インゲン、鶏肉、鶏卵、軽種馬とありますけれども、これらの中から見ると、野菜などに対するの作目の減少というのは比較的少ないかとは思いますが、米、麦、てん菜その他、牛肉、豚肉などに対しても、かなりの大きなダメージがあると思うのです。

この交渉事が進むことによって、決定されるかどうかというのは、まだその段階ではないのですが、我が町においても、やはり農家戸数の減少ということからいけば、今の半減してしまう、150戸ぐらいになってしまうのではないかと懸念をされるわけです。

しかも、それによって急激な変化が起きるということは、これは我が町にとっても非常にダメージ、経済的なダメージを受けることにもなるだろうし、それらの受け皿になるような農家が育成されるかどうか、重大な問題があるわけで、この交渉事が長引くことによって、農家の心と農家の田が荒廃する、心田荒廃という言葉を使っていましたけれども、そういうことが起きてくる可能性というのは十分あると思われるのです。

それで、これらによって、先ほどから国の施策でも言われているように、地方創生の戦略に対しても大きな、せつかく今つくり上げようとしているものに対してもダメージを受けることになり、それをまたつくりかえていくということは大変努力が要るといえると思うのですが、これらに対して、農家である町長の力強い、将来に対しての支援策というか、それをお聞きしたい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番高松議員の農業振興についての、特に、現在話題になって、関心事になっておりますTPPも含めて、私なりにお答えできる範囲でお答えさせていただきますが、まず、TPP交渉につきましても、御案内のように、現在、担当者により、主席担当者の会合が現在行われているというふうに報道を聞いているところでございます。

閣僚会議に至りましては、30日並びに10月1日、両日にわたって、最後の詰めを行いたいということで、とりわけ、一昨日の安倍総理の記者会見により、今回の閣僚会合を最終回にしたいというような趣旨の発言もなされていることから、非常に私といたしましては、緊張感を持って注目しているところでございます。

しかし、その一方で、農産物の重要5品目は必ず守ると。さもなければ交渉から撤退するというのも選択肢としてあるというような国会決議も一方で

はあることから、非常にそこには大きな期待をしているところでございます。

いずれにいたしましても、自由化というものが我が国において進んでいくような方向にあるということは、多分避けて通れないことなのかなというふうに考えているところでございます。

我が町に事を置きかえてみますと、高松議員から御案内ありましたように、北海道はもとより、上富良野町の将来の農家戸数がどのように推移するかということにつきましては、これから10年か10数年先だと思いますが、150戸前後になるというような試算が示されていることも承知しております。しかも、北海道に聞きますと、これはかなりの確率でなるであろうというような予測も言われておりまして、非常に危機感を持っております。

そういう中で、先ほどのお答えにも重複するところがありますけれども、上富良野町としてどのように、私といたしましては、効率的な農業者、あるいは国が目指します大規模化を図ることは、一方ではそれも必要でしょうけれども、しかし、私としては、農家の戸数が減るということは非常に忍びないということで、北海道とのいろいろな意見交換の中でも申し上げておりますけれども、今、東中地区で行われております農業農村整備事業等におきましても、ある種、見方を変えれば、これは離農促進事業というような側面も実は一方では持っているわけでございまして、ぜひ離農者を出さないと。大規模経営は、若い担い手の方が担う。また、経験を積んだ方は、高収益作物に特化すると、そういうように重層的に農業政策を組み立てて、ぜひ北海道も協力してくださいということで、上富良野町としても、そういう取り組みをぜひしたいということで認識しておりますので、ぜひ皆さん方から御意見を賜りながら、新しい上富良野の農業の形態をつくってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。再質問ありますか。

10番高松克年君。

○10番（高松克年君） 公民館分館の施設のことについてなのですが、地域に住んでいる者としては、長年にわたり適正な管理に努めてきていると言われていのですが、残念なことに現状を見ると、例えば屋根が20年も塗装されていないとか、効率の悪い暖房器を使っているとか、いろいろな問題を抱えていて、今それが浮上してきているような状況で、しかも、ここに出ている6施設の中で、清富については、公民館と言われるものは撤去しているような形で、そのまま放置されているとい

うような話も聞きますし、これをどのような形で管理していけばいいのかというのは、地元でも非常に論議になるところなわけですし、時代にそぐわないような形で、長い間手をつけてこなかったところ、大きな問題になってきているのかなと。

これをどういうふうにしていくかということによっては、大きな財政負担というか、そういうものも必要になってくる可能性もあるということからして、非常に地元としても苦慮している。選択をするのに苦慮しているというようなこともあって、すっかりした、地元で、みんながこれに向かっていくぞというようなことも、他の地域でもやはり難しいような意見を聞いているので、これについて具体的に、やはりこういう方法で年次ごとの計画を立てて、今から手をつけていってもおそくないと思うので、それをぜひ改修なり何なりも含めて、屋根のふきかえなんかも含めて、ぜひ考えていってほしいというふうに思っております。

地域としても、やはり施設がなくなるということは、お年寄りの集まる場所、また、町の社会福祉にお願いしなければならないような状況になる前段の人たちの集まる場所としては、重要なポイントになっているということがありますので、経過というか、年次ごとの計画を伺いたい。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 10番高松議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、ちょっと前段お話をさせていただきたいのは、適正な管理に努めてきたということを改めてもう一度言わせていただきたいと思います。結果として、その当時、財政的に非常に厳しい中で、さまざまな選択をした中で、適正な維持管理をしてきたというふうに考えております。

ただ、老朽化が進んでいるという現状については、先ほども答弁をさせていただいたところであります。

さて、今1カ所は使っていませんので、5カ所の建てかえ計画についての御質問かと思っておりますけれども、具体的な建てかえの計画については、今持ち合わせておりません。先ほどもお話し申し上げましたように、維持修繕をもとに対応をしていきたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 10番高松克年君。

○10番（高松克年君） それで、やはり地域の人たちとしては、屋根がどうなるのだろうか、壁がどうなるのだろうか、細かいところでの問題点も抱えているわけでありまして、それらに対して、やはりこういうふうなことで、それぞれ個々の建物に

ついてでもいいのですけれども、ぜひ将来像として、ここから手をつけていきたいと思うということ、ぜひ示してほしいというふうに思うのですけれども、今すぐどうこうということではできないと思うのですけれども、またそれらあたりに対しての質問をさせていただきたいと思うので、それまでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 再質問ありますか。（「ありません」の声）

以上をもちまして、10番高松克年君の一般質問を終了いたします。

次に、9番荒生博一君の発言を許します。

○議長（西村昭教君） 9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 私がさきに通告しております2項目に関して、ただいまより質問させていただきます。

まず、1項目めです。十勝岳山麓ジオパーク構想について。

平成29年度の日本ジオパーク認定登録を目指し、本年度4月に、美瑛町と上富良野町、両町の関係団体や機関による地域協議会が設立され、8月にはかみんにて、徳山大学の講師を招いたり、講演会を行うなど、認定に向けて今後いろいろな取り組みを進めていくと思ひます。

町広報紙の7月号に、町全体でこの活動を盛り上げて、認定を目指しましょうと書かれておりましたが、具体的にどのように町民の皆様を活動に参加していただくのか、現在のプランがございましたら、お伺ひさせていただきます。

また、ジオサイトの候補地やジオガイドの育成など、協議会での決定後、町民とともにプランニングするためには、協議会参加の団体などの組織づくりは何か考えているのでしょうか、町長の考えをお伺ひさせていただきます。

続きまして、2項目めです。観光振興計画について。

平成25年度から平成30年度までの6年間の計画期間で定められた観光振興計画の中の行動計画に、自然散策ツアーの実践のためのガイドの育成と書かれております。

計画の策定から3年経過した現在、実現に向けてのプランはどのように考えておりますか。もしも育成プランをすぐにでもスタートする御準備があるのなら、この29年度に向けたジオパークの認定に向けて、同時進行で、町オリジナルの上富良野観光マイスターなどのような制度をつくり、目標の達成のために、今このタイミングで始めてはいかげでしょうか。

また、これにより、当町で自衛隊の退職者、退官

者の雇用などにもつながると私はイメージしておりますが、町長の考えをお伺ひさせていただきます。以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの十勝岳山麓ジオパーク構想に関する御質問にお答えさせていただきます。

現在、町では、美瑛町とともに、本年4月に設立いたしました十勝岳山麓ジオパーク推進協議会を中心として、日本ジオパークの認定に向け、活動をスタートしたところであります。

ジオパークは、貴重な自然遺産そのものの価値を認定するものではなく、貴重な自然遺産を保全しつつ、教育や地域振興に活用していく、地域としての活動内容を含めて認定されるものでありまして、さらに、4年ごとに再審査がある仕組みからも、継続的な地域活動が重要と受けとめているところであります。

そのようなことから、地域の新たな活動を促していくことも大切であります。一例といたしまして、既に、郷土をさぐる会による郷土史の研究活動のほか、毎年度実施されております、小学4年生を対象とした火山砂防施設見学会、あるいはフットパスやヒルククライムなどのイベント、さらには、地元の食材を活用したメニューの提供など、既にジオ活動につながるような、さまざまな活動が展開されておりますので、そういった活動の輪を広げていくことが大切なことと考えております。

町といたしましては、地域の方々の多様な活動を促すための環境づくりや、それぞれの活動組織が連携を図れるような支援をしていくことも大切な役割と受けとめているところであり、地域の皆さんとともに、ボトムアップ型のジオパークを目指してまいりたいと考えております。

次に、ジオサイトの設定やジオガイドの育成についてであります。これらは、同時にジオツアーの企画立案等も進めていくことも必要と思われまので、議員御発言にありますように、地域のさまざまな方々の御協力をいただきながら、自発的な活動組織やグループなどの立ち上げが重要となりますので、今後、そういった動きが生まれるような環境づくりに努めるとともに、連携して対応を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、まずは、平成29年度の認定を目標として、活動を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの観光振興計画に関する御質問に

お答えさせていただきます。

まず、自然散策ツアーの実践についてであります。前期3年間におきましては、観光ガイドのスキルアップを目的とした研修会やモデルルート設定に向けてワーキング作業を進めてまいりました。

また、来月には、モデルルートとして白銀荘を始点・終点とする十勝岳望岳台コースを1泊2日の日程で実施することとなっております、あわせて同日程で、サイクリングによるモニターツアーも実施し、いずれもこのガイド役は、研修会に参加いただいた地元の方に担っていただくこととなっております。

今後におきましては、これら事業の検証を行うとともに、ツアーガイドの養成と地元の受け入れ態勢の充実に向けた取り組みを継続して行いながら、有効な観光メニューとして確立できるよう努めてまいります。

次に、ツアーガイドの育成に関連し、ジオパーク認定と連動した北海道観光マイスター、上富良野観光マイスターなどの制度設計についてであります。今後の観光振興に関する関係機関との協議の中で、本制度を初め、実践的な戦略につながる制度について研究・検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、先ほど述べましたように、ツアーガイドなど観光人材の育成は大変重要と受けとめており、観光振興においても果たす役割が大きいことから、活動内容のPRや情報提供を進める中から、新たな雇用につながることを期待しているところであります。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9 番 荒生博一君。

○9 番（荒生博一君） 皆様も御存じのとおり、先般、9月20日付かと思われませんが、北海道新聞の記事に、道内、様似町の世界ジオパーク認定の決定が大きく見出しとして出ておりました。現在、日本国内にあるジオパークは七つと記憶しておりますが、八つ目の誕生が北海道内になりまして、北海道は、さきに洞爺湖・有珠山ジオパークが道内最初の世界認定ということで、一生懸命火山の情報などを来たお客様に、皆様に周知いただきながら、案内を的確に行っていると伺っております。

私も旅館協会の研修ということで、先般、三笠のジオパーク、実際にジオツアーのガイドさんに、2時間にわたり三笠の見どころをたっぷり御説明を受けました。

その中で、三笠のジオパーク自体、ジオガイドの発足後まだ1年ということで、現在、ジオガイドをされている11名の中のスタッフ、皆様、多分C、B、Aというランク分けになるかと思われませんが、

そのガイドの方がおっしゃっていたのは、まだ発足後1年目ということで、皆がCランクで、初々しい気持ちで、自分たちの知り得た情報を、それを求めてお越しになれるジオツアーのお客様に満足いただけるように、資料を実際に見ながら詳しく、一項目ずつ丁寧に案内いただきました。

多分、この29年度に向けて活動を行ってまいりますということで、2年後、実際にジオパークの認定が決まり、受けた後、すぐに学校関係などの修学旅行等の見学、ジオ見学、ジオツアーの依頼というオファーも十二分に考えられますが、その中で、準備期間においては、もともとある活動のフットパス、それからTCCなどのサイクリングの団体、もちろんおのおの活動は、引き続きサポートいただく中で、新しい組織が誕生したり、そういったことも十分想定されると思います。

まずは、2年後に認定を控えております。そのためには、レスポンスを早く、すぐにこの冬にでも、私としましては、そういったジオガイドの、まず、初期段階の、一般に広く町民の方に周知し、現在、町としては、7月の広報紙、それから、ついこの間の9月の広報紙に、このようにジオパークの記事をどんどん上げているのは私も十分承知しております。

ただし、この文面を見ても、まだ町民の方々、そもそもジオという単語、これ自体をわかってもらえない方、特に御年配の方々含めて数多くいらっしゃると思います。

そういった中でも、私はリーダーシップはぜひ町長におとりいただき、ボトムアップ型を本来目指すのであれば、町民の全ての方々に、まず、ジオパーク認定というのはどのようなものかというのを、引き続きこういった広報を通して、皆様に御案内いただきたいという願いと、出前講座もこちらにはありますということで、総務課の方がいつでも準備をして、住民会の方々、そのほか必要性に応じて、各団体の皆様にいつでも、このジオパークとは何かということを説明にうかがえる準備ができているのも承知しております。

しかしながら、私が一町民として思うことは、やはりボトムアップ型、全ての町民を巻き込み、そして皆で盛り上げて、認定を目指すのであれば、ジオパークの案内の横にぜひ向山町長の顔でも載せていただいて、町長みずからの発信ということ、町民全てにわかっているような取り組みを行っていただきたいと思います。

今この課題自体が、これから未来の2年後に向けてのテーマということで、今、詳細を事細かく伺うということではできないかもしれませんが、まずは、

町長みずから主導いただけるかどうか、その思いを伺う。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員のジオパークに関します御質問にお答えさせていただきます。

何点か御質問いただきましたけれども、大きく捉えまして、私、かねてから上富良野にさまざまな、ジオに限らず、さまざまな地域資源がたくさんあるにもかかわらず、それぞれ一つ一つ個別に皆さん方が努力されて、それを磨き上げようという頑張る姿は拝見しておりますけれども、せっかくそういう潜在力がありながら、どうも何か横串が刺さっていないというような思いを常にしております、たまたま美瑛町のほうと、山麓のジオ構想を目指そうという機会をいただきまして、これは上富良野の活性化に大きなインパクトになるということで、このジオパーク構想というものを練り上げる決断をしたところでございます。

現在、先ほど申し上げましたように、いろいろな地域資源というものの、あるいはそういった地域にある資源を学ぶことによって得られるもの、そういう思いを、やはり町民みんなが共有をしなければ成熟していきませんので、荒生議員からお話ありましたように、私も率先して地域の皆さん方に、目指そうとするジオパーク構想というものは何かと、そして、そこから生まれてくるものは何かと。

認定そのものが目的でございませぬので、認定がされる、あるいはされてから、それをどのようにして生かして、地域づくり、教育、産業振興、あるいは多方面にそれを波及させていくかということが大事でございませぬので、同時にジオツアーガイドの育成も、やはり皆さんに案内できる案内役がないのも、これも不幸なことです、これは同時進行でぜひなし遂げていきたいと。

そして、その過程の中では、多分ジオサイトを何に設定していくかというようなこともテーマになってきます。そういうところを一つ一つ積み上げて、厚みのある、幅のある、そして、しかも町民みんなが、上富良野ジオパーク構想といえば、皆さんが思いを共有できるような素地をこれからしっかりとつくっていきたいと思いますので、ぜひ御支援を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 同じように考えは私もありますので、それに関しては大変ありがたく思い、この冬にでも本格的に、協議会の中で行われている決定事項というのをぜひ我々にお知らせいただきまし

て、その中から、ほかの地域の例を挙げますと、今現在、地区を申し上げるのはあれなのですが、協議会の傘下に、委員会と名づけた同名の団体というのは数多く存在しています。上富良野も、多分美瑛町と上富良野、両町挙げてという取り組みになりますため、どうしても行政区分とかいろいろな問題があり、認定後に、上富良野の案内は上富良野のジオガイド、美瑛町の案内は美瑛町のジオガイドといったような形が、多分移動の時間も、交通費などというの、ツアーを希望される方、御自身の負担になりますので、多分おのおのの町で、そういったガイドが育成され、的確に町の自然資源の案内ができればと思っておりますので、我々もこの構想に関しては、僕自身もこれから勉強するということですので、本当に御質問になるかどうかというのがあれなのですが、とにかく町長のお言葉を信じ、これからジオパークに向けて、このように一生懸命取り組みを、私も所管が、おかげさまで総務産建に決まりまして、こちらの中で、私たちの総務産建の閉会中の課題ということで、ジオパークを積極的に、この所管の年度が2年間という期間ですので、その期間にベストマッチしておりますので、全力を挙げてジオパーク認定に向けて協力したいと思います。

続きまして、観光振興計画について。

御回答いただきました、観光ガイドのスキルアップを目的にした研修会やモデルルート設定に向けたワーキング作業を進めてまいりました結果、来月にモデルコースとして、白銀荘を始点・終点とするフットパスの1泊2日のモニターツアー、それから、同日行われますサイクリングの1泊2日のモデルツアー、このガイドに実際携わっていただいている方々は、私も十分仲よくさせていただいている町民の、片方はフットパスの野山人の中から厳選されたガイドが担当するとお聞きしています。サイクリングも同様に、十勝岳サイクリングクラブのスタッフが同日、ツアーに同行して、お客様を案内すると伺っております。

そのための活動のサポートとして、行政では、スキルアップを目的にした研修会を行ってきたという経過がある中で、私も観光振興計画が策定された後に、二、三時間上富良野に滞在しませんかというワーキング、それから、観光人材育成セミナーなど、行政が主催するこういった観光の人材育成に向けた取り組みに関して、僕自身も積極的にかわりたく、できる限りで参加をいたしました。

ただし、どうしても我々の業態、冬場の閑散期に時間がとれるという形で、このワーキング自体も11月から大体3月の冬場の閑散期に主に、一生懸命勉強会などをとり行ってきた中で、実際、私もサイ

クリングに関しての研修会などの報告は知人に受けましたが、実質行っていたのは、わずか1日、札幌に参りまして、サイクリングのプロのガイドから、どのようなことでお客様を案内しているかというのを、観光ガイドになるべくサイクリングのガイド候補生に実体験を受けていただいたというのと、こちらに戻りました際に、その反省会ということがとり行われた以後、実際に10月3日に行われるモニターツアーまでの間、特に何か皆で集まって勉強会を催したということは伺っておりません。

これから、さきにお話ししたジオパークガイドも含めて、こういった自然散策のガイド、サイクリングのガイド、いずれにいたしましても、やはり準備時間とか期間というのが、勉強会、研修会には要すると思いますので、この文面では、さも時間をかけて、取り組みに向けて一生懸命努力したということでの報告に受けとめる文面なのですが、まだまだ、もっと的確にお客様を御案内するという、おもてなしの立場から考えると、時間をたくさんつくっていただき、訪れたお客様が満足できるように、今、現存のフットパスですとかサイクリングの団体、おのこのブラッシュアップはマストだと思いますが、そのサポートともに、町長が先ほどおっしゃいました、おのこの組織はすばらしく上富良野をPRいただいておりますが、横のつながりが弱いというのは私も現在肌で感じております。どのようにしたらまとまりが、その組織間で行われるか、町長はどのようにお考えですか、お聞きします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番荒生議員の観光振興全般につきましての御質問にお答えさせていただきます。

先ほどのお答えと重なるかと思いますが、私といたしましては、かねてからこの上富良野に賦存する大きな、さまざまな観光のみならず、農業資源も含めて、磨けばまだまだ光る素材がいっぱいあるというふうに思っております。

そして、またそれを仮にそれぞれの組織なり、それぞれのかかわりのある方々が一生懸命頑張っていたとしても、それをまた多くの皆さん方に観光資源として、あるいは農産物資源としてPRする、そういった手法は、どちらかといえば少し立ちおけている状況に現在あるかなというふうに理解をしているものですから、ぜひそういった、これからは少し荒っぽい言い方をすれば、本当に飯の種になるような、そういうものにつくり上げていきたいなど。

そして、それがこれからの上富良野の産業力の、地域力のボトムアップになるというふうに考えておりまして、特に、そういう中から、今、荒生議員か

らお話ありました、どの分野をとっても、やはり人材をつくっていくということが、まずなければ事は進みません。どういう形が、観光振興計画の中での前期の中でも、いろいろアプローチしてきましたけれども、実際にまだまだ人材が足りているわけでもありませんし、まだまだプロフェッショナルをつくる必要もありますし、そういったことで、今後、観光振興計画を進める中で、ジオツアーも含めて、観光のいろいろリーダーシップを発揮していただける人材育成も含めて、もっともっと私も自身も中身を熟知して、そして、地に足の着いたような人材育成をこれからも進めて、それが産業に結びついていくような、そして雇用に結びついていくような展開をぜひ図っていきたくて考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 荒生議員、よろしいですか。再質問ありますか。ないですか。

9番荒生博一君。

○9番（荒生博一君） 最後に、最終的に、先ほど町長がおっしゃられた、飯の種になるべく存在になり得る可能性があるというのは、他のジオパークのガイドの資料とか、金額というのをいろいろ精査しましたら、人数に応じては、1人に対して4時間前後で2万5,000円から3万円の収入になるというような形もございます。

それが、たまたま1時間の案内で、1回につき2,000円かもしれない。1,500円かもしれませんが、産業の振興の中において、今、町でも問題になっている商工業の元気のなさも伴っておりまして、どんどんどんどん自衛隊退職者の方の雇用の受け皿というのが少なくなっています。

僕は、ある意味このタイミングにかけていただくことができるのであれば、将来の自分自身の2番目の思い入れのある職業として、育った町、住みついた町の魅力を発信していくガイドというのは、雇用の面においても、先ほどの受け皿がどんどんどんどん大きくなれば、それに伴うオフアワーもふえて、いろいろ町では11名とか13名とか、実際に本当にスペシャリストというのは少ないです。

ただし、1年、2年、3年と勉強し、積み重ねることによって、協議会認定のガイド、もしくは町独自のガイドということであれば、厳しい山岳登山とか冬山のガイドというのは、やはり危険が伴いますため、必ずや北海道のアウトドアガイドの資格を持っていたりとかということが、必ずや問われる未来があると思いますが、こういった我々の手をかけない自然資源に関する、言葉での説明のガイドというのは、そういった部分での危険というのは伴いませんので、ある意味将来に向けて、自衛隊の限ら

ず、仕事をリタイアされた65歳以上の方々も、まだまだ年齢的にもチャンスが十分あり得ると思いますので、生きがいとして捉えていただき、そういった活動に皆さんを巻き込んで、ぜひガイドの育成含めた観光産業にお力添え、御協力をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時43分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成27年9月28日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 佐 川 典 子

署名議員 長 谷 川 徳 行

平成27年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成27年9月29日（火曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 町の一般行政についての質問
- 第 3 議案第 6号 平成26年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 4 議案第 7号 平成26年度上富良野町企業会計決算の認定について
- 第 5 議案第 8号 平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 1号 平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）
- 第 7 議案第 2号 平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 3号 平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 4号 平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 5号 平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第 9号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第11号 上富良野町社会教育総合センターの条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第12号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第15 議案第13号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第16 議案第14号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第17 議案第15号 財産の取得について（上富良野小学校教育用コンピュータ購入）
- 第18 議案第16号 教育委員会委員の任命について
- 第19 選挙第 1号 選挙管理委員及び補充員選挙について
- 第20 発議案第1号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第21 発議案第2号 上富良野町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 第22 発議案第3号 議員派遣について
- 第23 発議案第4号 町内行政調査実施に関する決議について
- 第24 発議案第5号 議会懇談会実施に関する決議について
- 第25 発議案第6号 総合戦略特別検討委員会設置に関する決議について
- 第26 発議案第7号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について
- 第27 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

1番	中澤良隆君	2番	岡本康裕君
3番	佐川典子君	4番	長谷川徳行君
5番	今村辰義君	6番	金子益三君
7番	北條隆男君	8番	竹山正一君
9番	荒生博一君	10番	高松克年君
11番	米沢義英君	12番	中瀬実君
13番	村上和子君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田中利幸君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	青地修君
会計管理者	藤田敏明君	総務課長	石田昭彦君
産業振興課長	辻剛君	保健福祉課長	北川和宏君
健康づくり担当課長	杉原直美君	町民生活課長	鈴木真弓君
建設水道課長	佐藤清君	農業委員会事務局長	北越克彦君
教育振興課長	野崎孝信君	ラベンダーハイツ所長	大石輝男君

町立病院事務長 山 川 護 君

○議会議務局出席職員

局 長 林 敬 永 君 次 長 佐 藤 雅 喜 君
主 事 新 井 沙 季 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成27年第3回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(林 敬永君) 御報告申し上げます。

さきに御案内しました議案第16号教育委員会委員の任命について並びに選挙第1号選挙管理委員及び補充員候補者の推薦につきましても、後ほど議案をお配りいたしますので御了承願います。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査の申し出が配付のとおりございました。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 今 村 辰 義 君

6番 金 子 益 三 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、12番中瀬実君。

○12番(中瀬 実君) 私は、さきに通告をさせていただいております4項目につきまして、町長並びに農業委員会会長にお尋ねをいたします。

1番目、農業振興について。

平成27年の町政執行方針の中で、農業について

第7次農業振興計画2年目に当たり、農業が今後も我が町の基幹産業として持続できるように実践計画を策定して事業の推進、具現化を図るとあるが、その実践計画についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

2項目目、農業後継者対策について。

平成24年の農地プランの意向調査によると、後継者がいると答えたのは83戸、農家全体の27.2%となっており、直近の戸数は何戸となるのか。後継者確保のため、今、何が必要と思われるのか、考えをお伺いいたします。

3番目、家族経営協定締結について。

家族経営協定は、農業委員会が推進をしていますが、最近では締結する家族が少ないように思われます。現在の締結数(中身)について、今後、推進する予定があるかをお伺いいたします。

4番目、農業者年金の加入促進について。

現在の上富良野町の農業者の加入件数(男女別)と、今後どのように推進を考えているのか、考えをお伺いいたします。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) おはようございます。12番中瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1項目目の農業振興にする御質問にお答えをさせていただきます。

議員御発言にもありましたように、本年度の執行方針の中で、実践計画の策定について述べさせていただいておりますが、現在、慢性的な担い手不足、さらにはTPPなど、農業政策において大きな課題が山積している実態にあり、これらを踏まえ第7次農業振興計画に基づいて、当町農業の優先課題を明らかにし、実効性のある施策につなげるため策定するものであります。

本計画の策定に当たりましては、実践的な施策の提言がいただけるよう、昨年12月より農業振興審議会において審議が進められており、審議も終盤を迎え、近々答申の運びとなる予定であります。今後、それらの提言を十分に参考にさせていただき、具体的な実践計画を策定し、JAを初め各農業関係機関と連携し、第7次農業振興計画の期間内に道筋をつけることを基本として取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の農業後継者対策に関する御質問にお答えいたします。

後継者の意向調査につきましては、調査方法や戸数回収率に違いはありますが、直近におきましては、JAにおいて組合員の意向調査が行われ、その集約結果では、後継者がいる、あるいは後継者が見

込めると回答された経営体は67戸、農家全体の26.6%となっております。

また、後継者の確保のためには、何が必要と思うかとの御質問であります。まずは農業経営の安定や将来性があり、国民にしっかりと認知される魅力ある職業になることではないかと思っております。

後継者対策は、一地域のみだけで解決できる問題ではなく、全国的課題であり、国を挙げて早急に対策を講じていただくべく、あらゆる機会を通じ発信してまいりたいと考えております。

一方、町といたしましては、生産基盤の整備を初めとし、生産性・収益性を高め、農業所得の向上につながる有効な施策を推進していくことが、行政の役割であると認識をしているところであり、1項目めの御質問にお答えをさせていただきましたように、実践計画を策定し、着実な施策の展開につなげることが重要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、農業委員会会長、答弁。

○農業委員会会長（青地 修君） 12番中瀬議員の3項目め、家族経営協定締結に関する質問にお答えします。

家族経営協定は、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族皆が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づいて取り決めるものであります。

農業経営は、家族だからこそのよい点がたくさんありますが、一方で、経営と生活の境目が明確でなく、労働力となる家族の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすくなるため、家族の約束事として経営方針の決定や就業条件等を協定することは、重要なことと認識しているところであります。

また、家族経営協定の制度上のメリットとして、認定農業者の共同申請、農業者年金の保険料に対する国庫補助、制度資金の融資などがあり、これまで制度PRのための勉強会や研修会の開催、協定締結の調印式の実施など、農業改良普及センターなどとの連携により進めており、現在、家族経営協定の締結が99件となっているところであります。

議員御指摘のとおり、ここ数年は締結する家族は減ってきている現状にありますことから、今後は農業改良普及センターなどの関係機関と連携して、家族皆が経営に参画し、女性農業者の地位確立、後継者の自立応援など経営環境の改善を目指して、制度の普及・拡大を図ってまいりたいと考えております。

ので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの農業者年金の加入促進に関する御質問にお答えいたします。

農業者年金は、農業者の老後生活の安定、農業経営の若返りや規模の拡大を図り、農業経営の近代化に寄与することを目的として、昭和46年に創設されました。しかし、被保険者数の減少などにより、受給者への支えができなくなったことから、制度の見直しが行われ、平成14年1月から新農業者年金として再構築されたところであります。

この新農業者年金は、国民年金の第1号被保険者で、付加年金に加入しており、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、誰でも加入できる制度であります。みずから積み立てた保険料とその運用益によって、将来、受け取る年金額が決まる積み立て方式とされています。

当町の平成27年8月末の新年金被保険者数は81名、内訳は男性69名、女性12名です。このうち一定の要件を満たした場合、国が保険料の一部を補助する政策支援が行われており、その内容は保険料月額2万円のうち、最高1万円が国庫補助として支援されております。当町では現在23名、内訳は男性21名、女性2名の被保険者が対象となっているところであります。

議員御質問の加入促進につきましては、未加入の農家に対しましては、加入案内パンフレットの送付を行い、農業委員会だよりによる制度の周知を図るほか、JA及び農業委員会事務局での相談対応など実施しているところであります。今後におきましては、町を初め関係機関の協力を得ながら、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資するよう農業者年金制度の周知を図り、加入者の拡大に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） まず、第7次農業振興計画に基づいて、上富良野農業振興優先課題を明らかにするというところでありますけれども、今、何が優先課題だと町長は考えておられるのか、その思いをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の農業振興計画に対します御質問にお答えさせていただきますが、優先課題が何かという御質問でございますが、私なりに優先的な課題は、さきのお答えの中でもお答えさせていただいておりますように、経営の安定化をまず図ると、そして所得の増大を図ることが、大きな意味での優先課題でございますが、

個々の課題等につきましては審議会の中で御意見をちょうだいした中から、その中から見出していくことを今想定しておりまして、個人的にどういったことを優先したいなという思いはございますが、これらについては答申の結果を見させていただいた中から、整理をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） ただいま、町長のほうから、振興審議会が第7次の振興計画の中身を審議して、その重点課題、いろいろな諮問を、答申を受けてから、町長はその判断を下したいような話を受けたわけですけれども、いわゆる振興審議会が今までに何回、1回当たりどれぐらいの時間をかけて、今、答申をしようとしているのかをまず伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 12番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

審議会の今回のテーマと申しますか、審議に対する時間の要し方と申しますか、先ほど町長から答弁ありましたように、12月からの、12月は準備審議ということで、2回目に町長のほうから諮問を受けて、それ以降現在まで、12月も含めると5回の審議を行って、きょうまた開催するのです。きょうを入れて5回でございます。

今、状況といたしましては、総括審議的な部分にきょうから入ってくるわけですけれども、最終的に町長のほうに答申提言申し上げるのは、もう1回開催ということで、合計6回になるかと思っております。

また、会議の開催につきましては、そのときのテーマによりまして要する時間が変化はいたしますが、大体平均して1回当たり2時間から2時間半というのが平均的なところかなというふうに思います。

あと、9月に、これちょっとテーマを担い手と、担い手対策というテーマで、道のほうに研修も1回行っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） ただいま振興審議会の答申までには、あと2回ほど審議会の答申を待っているというような状況だということでもありますけれども、私も審議会のほうで7次のほうから絡まさせていただきましたけれども、やはりこういった計画を立てる段階では、時間をきちっと、議論をきちっと固めて、そして振興計画の中身をよりよいものにするためには、結局、そういう答申をもらってからこ

ういうものを実施するというのは、賢明な考えだと私も思っていますので、よりよい方向に向けて、この審議会の答申を受けて、町長の判断をしていただきたいなというふうに私も思っております。

非常にこういった形で、先ほど課長のほうから話もありましたとおり、振興審議会の意見を求めるときに、我が町のいわゆるどういう方向に向かっていくかという部分について、先進地を視察するという部分は非常に大切な部分だと思っておりますので、よりよい方向に向かうように研修を受けていただいて、そしてこれらの部分を反映していただければいいのかなというふうに私も思っておりますので、その辺のところはよろしくお願いをしたいなと思っております。

結局、この答申を受けてから、これを実施することになると申しますけれども、この答申の中で期間内に道筋をつけるということでもありますけれども、期間内ということは今年度が3年目になるはずですけれども、5年間、いわゆるこの計画というのは5年ということでもありますので、いわゆるあと3年、3年の間は道筋をつけて実行に入るまでにはならないということなのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の農業振興についての御質問にお答えさせていただきます。

今回の審議会から、さまざまな御意見をちょうだいできるものと期待をしておりますが、それらを踏まえまして、7次の振興計画の後半に向けての具体的な政策づくりを進めてまいりたいというふうに考えておりました。その中で平成30年までの中に、事業として成果をあらわしていただけるようなことにまで進むものもあるでしょうし、あるいは着手、あるいはその方向づけを明確にするというようなさまざまなことが考えられますけれども、いろいろな場面を想定いたしまして、すぐに着手できるものについては着手する、あるいはしっかりと具体的な計画に向けてのスタートを切るものは切るというようなことで、それぞれ事案に応じた対応をしていくことが必要であろうと思ひまして、いずれにいたしましてもその方向、目指そうとする方向が農業者の皆さん方に、しっかりと伝わるようなことがまず大事だと思っておりますので、そういったことにも意を用いてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 先ほども申し上げましたけれども、よりよい方向に向かうように、時間をかけることは決して悪いことではないと思っております

けれども、でもやはりある程度、手をつけていくところはきちっとつけていかなければならないのではないかと私も思っておりますので、まず第一優先課題、先ほども言いました優先課題というのをきちっと見出しただいて、即、実行できる段階に持って行っていただきたいというふうに思っております。

特に、昨日も高松議員のほうからも話あったとおり、上富良野町のいわゆる農家戸数というのは、ただいま270戸前後だと思っておりますけれども、これが10年後、15年後になると、約半分以下になるだろうという想定もされておりますけれども、そういった中でいわゆる畑作の、上富良野町のいわゆる耕地面積というのは、約6,000ヘクタールだと承知しておりますけれども、その面積そのものが極端に減ることはないというふうに考えております。

その中で戸数は減るということは、いわゆる1人当たり、1戸当たりの耕地面積がふえるということになってくるのだと思います。これはいわゆる耕作放棄地とか、そういったことをするわけにはいかないわけですから、必ず上富良野町におかれている面積というのは、残された農家はその面積を消化をしなければならないということになってくると思います。そのときに、上富良野町の農業はどういう方向に向かっていくのか、どういうことを重点的に農家を支援をしてくれるのか、そういったことはいわゆる我々農家にとっては、非常に関心の高いところだと思っております。

これから特にTPPの絡みは必ず、多分、そういう方向に向かっていったときに、農業は生き残っていかれる方向というのは、やはり農家自身も努力も必要でしょうけれども、国なり町なりいろいろところからの支援がなければ、農業は多分、成り立たないと私は思っております。そういった意味でも、いわゆる1年でも早く農家の人たちを安心させていただけるような、町としての支援をする政策を打ち出していきたいと思っておりますので、その辺のところ少しでも早く向かっていける方向性があるかないかをお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、農業全体が、日本の農業全体が抱えている大きな不透明感、これについては議員と意見を共有できているものというふうに思いますが、とりわけ上富良野町の農業に目を向けてみますとき、議員から御発言ありましたように、農業者の戸数が減少していくということは、言いかえれば1戸当たりの耕作面積が拡大していくということに直結しているわけ

でございます。

ただ、そういうような傾向は今に始まったことでなくて、既にそういう流れがずっと今日まで来ておりますが、残念ながらきょうのこの時点を迎えるまでに、それぞれの北海道においても各町村、あるいは各地域によつての取り組みによつて、農業者と申しましょうか、農業全体の底力が非常に地域格差が今はついてしまっているということを感じております。

そういう中で、北海道の中でも先進的な取り組みに果敢に挑戦した地域、あるいは町は、それなりの後継者の確保もできているような数字も出てきておりますので、そういった意味で上富良野町も6,000町歩の耕地をしっかりと収益性の高いそういう耕地にしっかりとつくり上げ、そしてさきの答弁でも申し上げましたように、何しろ所得が安定して、魅力ある職業に生まれ変わらないことには、私は、これはいい循環になってこないというふうに思っております。

そのために、私も気持ちの中では幾つか具体的な戦略を、私なりの戦略を持ち合わせておりますが、そういったことと振興審議会の中での答申等を合わせて、具体的に皆さん方に見える形で早急に示していくことが大事だというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 町長の今、考えを伺いましたので、できるだけ早期に道筋をつけて、施策として実行をしていただきたいと思っております。

2項目めに入りたいと思います。

農業後継者対策についてでありますけれども、平成24年度農地プランの意向調査で、戸数で16戸、意向での結果ですけれども、全体で0.6%ほど後継者がいる割合が低くなっているわけですけれども、今、この後継者対策として何が一番必要なのかという質問に対して、魅力ある農業になることと町長はおっしゃられておりますけれども、いわゆる魅力のある職業、魅力のある農業とは、町長としてはどの辺を指して考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の農業後継者の件につきまして御質問にお答えさせていただきます。

やはり私の思うところを、自分の今までの農業経営者としての経過を踏まえて考えますと、やはり所得が安定していること、そして農業という職業がしっかりと国民の中に認知をされて、誇りを持って

取り組める職業であるということは、外せない条件かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） まさに、私も町長の考えと、その点では同じだと思っております。職業として成り立つこと、いわゆる再生産ができるそういう経営がもちろんではありますけれども、今の若い経営者は、私たちが農業を始めたころとは違って、当時、我々の農業を始めたころというのは、仕事が非常にきつい、汚い仕事だし、夢が余り持てないというような状況の中で、我々は就業をしてきたわけですが、最近の若い人たちというのは、いわゆるそういう農業ではもうだめだと、そういう農業は結局やりたくはないということで、最近では機械化が進みまして、農業の魅力がある程度は若い人たちに、こういう農業だったらやってみたいなというふうな状況になってきているのだと思っております。

結局は、今の農作業というのは機械をフルに活用して、いわゆるほかの職業から見て格好いい、どの職業でもそうでしょうけれども、見た目がいいというような形の職業は受け入れられるというのは現状だと、私は思っております。そんな中で、もうかる農業ということであれば、自然に格好よくて、もうかる農業であれば自然と後継者も育つのだと、私は思っております。特に、我々の時代と違いまして、最近では機械のフル活用、そういった中で特に今はITとかGPSの関係の農業というのは、まさにこれからの夢の農業だと、私は思っております。

最近、農協の理事者の方々も、そういう先進地域の農業機械の使い方を研修に行っているということでもありますけれども、そのときに行政の方も参加をされているということでもありますけれども、上富良野町の行政の方も深川のところで研修をされたということですが、参加をされているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（辻 剛君） 12番中瀬議員のただいまの御質問にお答えしますが、そちらのほうにも当町のほうからも担当職員が1名参加している実態にあります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） そのときに、当然のことながら研修を受けたときに、いろいろなGPSを使った利点、メリット等々を講習を受けてきていると思います。

そんな中で、今、このシステムを取り入れることが可能なかどうか。たまたまいろいろな地域の先

進的に取り入れる気持ちがあるのか、それとももしくははあるけれども、皆さん、ほかの地域で順調に取り入れて、成果が出たときに取り入れる方向に向かうのか、その考え一つで農業のてこ入れが、非常におくれる可能性も出てくる。その辺のところを積極的にこの機械、いわゆるIT技術・GPS技術そういったものを使う、そういう先進技術をどのように向かっているのかをお伺いをしたいなと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番中瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農業分野においても、特に機械化の分野において技術革新が進んでいることは、私もそれなりに理解をしているところでございます。

御質問にあります、一般的にスマート農業というようなあらわし方をしておりますけれども、GPS機能等を使ったそういった作業形態も実験段階から実用段階に、一部移ってきているという状況も承知しております。ただ、そういった技術を当町の農業にどのように導入していくか、あるいはどういうふうに誘導していくかということにつきましては、まだまだ限られた条件の中でのしか、そういった機能を十分発揮できないというような、一方ではまだ未成熟になっている部分もありますので、アバウトな管理で済むようなGPS機能を求めるものであれば、それは導入は可能であるでしょうけれども、上富良野のような平地ばかりではなくて、丘陵地、あるいは山間地も考えますと、ベースとなるキーステーションをどういうふうに設置するか、あるいはターミナルの基地をどういうふうに設置するかなどで、課題も非常にまだ多いというふうに、状況にございますので、導入が非常に経営に寄与するというような部分については、町といたしましても関心を持って、これから研究してまいりたいと考えている次第でございます。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） でき得れば、積極的に取り組む方向で向かっていただきたいなど、私は思っております。

なぜかと申しますと、試験段階から実用段階になるのには、あと何年もかからないで、そういうふうになってくると思っております。ですから、準備段階から始まっていかないと、急にそういったものを取り入れるとしても、その受け入れ態勢もいろいろあるわけですから、そういった方向に向かうのであれば、それなりの事前の予定を組んでいく必要があると私は思っておりますので、そういった方向に向かうようにしていただきたいなど、私は思っており

ます。

それと、いわゆるこういったものを利用することによって、人手不足はもちろんのこと……。

○議長（西村昭教君） 中瀬議員、質問の趣旨から大分それておりますので、当初の質問の趣旨に立って質問されるようお願いいたします。

○12番（中瀬 実君） ですから、結局は、我々のこれからの農業のてこ入れになるような形での技術を取り入れるための方向に向かっていくように、町長の判断をお願いしたいなど、私は思っております。

これからも上富良野町の農業は、上富良野町は基幹産業は農業ということでありますので、農業振興のために一生懸命、町の施策を頑張ってやっていただきたいと思っております。

次に、3番目の農業委員会の関係で、家族経営協定の締結についてお伺いをしたいと思います。

家族経営協定の本来の目的である家族の中での十分な話し合いにより、就業条件等を文書にして残す、そして実行する、そのことが大事な部分だと、私は思っております。協定を締結するに当たり、該当家族に対して勉強会、いわゆる研修会等家族全員が参加してもらい、調印に当たっては、何組かまとめて調印できるような方向性を持っていくのがいいと思っておりますけれども、今後の家族協定の進め方として、どのような方向で向かっていこうとされているのかどうかを、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

○農業委員会会長（青地 修君） 議員御指摘のとおり、家族協定は、基本的にはやっぱり家族の締結、約束事を守っていくと、その中でこの経営を家族全員で行っていくというのが基本であります。その中で、今、言われたとおりではございますが、議員承知のとおり、この家族協定を結んだ方の中には、言っていないのかちょっとよくわかりませんが、制度メリット、この協定を結ぶことによってポイントをいただくと。それによって、農業機械導入の事業に対してポイントを得ることによって、何ポイントかになりますと、機械の導入の補助が当たるような事業も過去にございました。そういうことがありまして、それを目的にというのはすごく語弊がありますが、そういうことで実際、結んだ方もいるようにも思っております。

ただ、基本的に議員御指摘のとおり、本来、自分の経営を仕事と家庭と分けるということが大事なところでありまして、それができるように今後とも指導をしてやっていきたいと思っております。

あと詳細につきましては、担当の局長のほうから

詳しいこと御説明申し上げます。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（北越克彦君） 12番中瀬議員の家族経営協定の進め方についての御質問でございます。

家族経営協定につきましては、家族間で十分な話し合いをしていただきまして、その家庭の中のルールを決めるといったようなことになろうかと思っております。

過去におきましては、平成19年、20年ごろまでは盛んに勉強会や研修会等を行いまして、あわせてその成果となる調印式につきましては農協さんで実施をしたり、あるいは富良野沿線全体で調印式をしたりするような、非常に機運が高まっていた時期もありましたけれども、21年以降は農業機械等の制度的なメリットの関係で、締結をする件数がふえております。それ以後、今につきましては機械導入のメリットはないことから、家族経営協定の締結件数は減ってきているというところは、議員御指摘のとおりであります。

今後におきましての進め方でありますけれども、家族経営協定の締結のタイミングというものを考えまして、例えば後継者が結婚をするといったようなときには、お嫁さん、後継者で御両親も含めて話し合いをしていただく機会を設けるとか、あるいは結婚、あるいは後継者が経営を移譲されたとき、そのときにはまた、お父さん、お母さんに今後の老後の生活をどのような保障をしていくのかといったようなこと等々を、その家庭のライフワークに合わせたような形で、家族経営協定につながっていくように進めてまいりたいというふうに思っております。そのためにも研修会とか勉強会を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） 先ほど、会長のほうからも話がありましたように、この家族経営協定のいわゆる一番のピークだったとき、件数の多かったときというのは、いわゆる実験事業の関係でポイント制がありまして、機械導入の関係でとりあえず協定を結んでおけばポイントが当たるし、機械の導入のときにメリットがあるということでふえた時期というのは当然あったわけですが、本来の姿としては家族全員がそろった中で調印をするというのが基本だと、私は思っております。

あの当時、私もたまたまその部署にありましたけれども、農業委員さんの立ち会いのもとに、判子だけ押してくればいいのかということを押した、名

前だけと言ったら非常に申しわけないわけですが、家族経営協定を結んだという人が、私も何件か記憶しております。それでは、本当の姿の家族間でのきちっとした話し合いができていない状態での家族経営協定では、意味がないと私は思っておりますので、先ほどから話ありますように、後継者のいる方は特にこういったものをきちっと説明会等々に参加をしていただいて、そして家族経営協定を結んでいただいて、よりよい経営をしていただけるように、これからも農業委員会として推進をしていただきたいというふうに思っております。

次に、農業者年金絡みでありますけれども、農業者年金というのは、いわゆる我々農業者は入れる年金でありますけれども、今現在、81名が加入をされているということで、男性が69名・女性が12名ということでもありますけれども、今現在、加入可能な農家の人の人数というのは把握されているのかどうかをお伺いします。

○議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（北越克彦君） 12番中瀬議員の農業者年金の加入の件数であります。現在、加入されている方は81名ということでございますが、加入の可能性のある人たち、国民年金の1号被保険者で付加年金に加入されて、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、誰でも農業者年金に加入できるということになっております。未加入の促進ということで、昨年度、そのような方々に直接ダイレクトメールで御案内しておるところですけれども、そのときの件数では85件お送りをしたところでございます。

ただ、国民年金に入っているということが大前提になりますので、出稼ぎに行ったりとか、そういったときに資格の加入・脱退等もあるところでありますけれども、件数的にはそのようなことでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 12番中瀬実君。

○12番（中瀬 実君） ただいま局長のほうから、加入可能な件数ということをお伺いをいたしましたけれども、私は特に女性の農業をやっておられる方の加入を特に推進していただきたいなというふうに思っております。

私も農業者年金も国民年金も受給しておりますけれども、この農業者年金がもらうようになって初めて、やはり掛けていてよかったのだということがわかるのだと思います。実際、私も50歳代の当時のときには、どうせ大した金額もらえないのだから、入っても入らなくてもいいのだからという

う考えもありましたけれども、現実の世界としては国民年金が、今、非常に受給の金額が減ってきている中で、夫婦で二人で農業者年金も入っていると、農業者年金プラス国民年金、老後の生活というのは非常に安定する部分になってくると思います。

それに、先ほどからもお話のありますとおり、農業者年金というのは個人の積み立て方式でありますので、ほかのほうに回すことはありませんし、そしてまたいわゆる掛金等につきましても、自分の思いで金額を変えることができるわけですし、そして若い人たちは、特にそういう政策支援も受けられるわけでありますから、そういった意味で、こういった有利な点を、特に未加入の方には有利な点を特に強調をしていただいて、加入を促進していただけるように農業委員会として頑張っていただければ私は思っておりますので、どうかよろしく推進をお願いしたいと思っております。答弁は要りませんが、そんな形で推進をしていただければと、私は思っております。

以上で、私の質問終わらせていただきます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、12番中瀬実君の一般質問を終了いたします。

次に、1番中澤良隆君の発言を許します。

○1番（中澤良隆君） 私は、さきに通告いたしました2項目について、町長に質問をさせていただきます。

まず1項目めの市民後見人の養成と周知についてお伺いいたします。

高齢化の進展で、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な人にかわって、財産管理や契約行為を行う成年後見人制度の必要性が高まっています。我が町の実態からすると、弁護士や司法書士などの専門職後見人にかわる有償ボランティアである市民後見人の養成が急務であると考えています。

平成25年第4回定例会で、市民後見人の育成と活動支援について、一般質問を行いました。町長の市民後見人に対する認識や老人福祉法の改正に基づく市民後見人の養成に対する積極的な取り組み姿勢について、高く評価をさせていただいているところであります。その後の町の取り組み状況等について、確認をさせていただきたいと思っております。

1点目ですが、まず基本的なことをお伺いいたします。

現時点で市民後見人養成講座を修了した者は何名か。そのうち成年後見センター等に登録している者は何名いるのかをお伺いいたします。また、専門職後見人を含めて、我が町でどのくらいの利用実績があるのか、そのうち市民後見人の利用希望はあった

のか、伺います。

さらには、市民後見人の養成について、どのような取り組みを進めてきたかをお伺いいたします。

2点目ですが、市民後見人養成講座の受講料は高額であります。また、受講希望者も少ないとのことでありましたが、助成等の検討状況はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

3点目は、受講を終えてもセンター等への登録者は皆無であるとのことから、市民後見人をサポート、コーディネートするような中核となる機関の整備を進めていきたいとのことでありましたが、その進捗状況についてお伺いいたします。

市民後見人の最後4点目となりますが、その後の住民への周知状況についてお聞きいたします。

次に、2項目目の外国人観光客の受け入れについてお伺いいたします。

2014年、北海道に154万人の外国人観光客が訪れ、最近、特に台湾や中国、韓国、また東南アジアの国々からも、この富良野地方にたくさんの外国人観光客が訪れてきています。観光がもたらす経済波及効果は大きいものがあり、誘客活動に力を注ぐのはもちろんであります。外国人観光客の受け入れに対する環境整備と戦略について、町長の見解をお伺いいたします。

1点目ですが、外国人観光客の受け入れについての考え方と将来展望についてお伺いいたします。

2点目ですが、外国人観光客による数々の問題点が指摘されています。交通事故の発生、浴場やトイレの使用法、ごみのポイ捨てなどのマナーの悪さなどが見受けられますが、その対策と取り組みについて伺います。

3点目ですが、外国語表記による看板や交通標識などの整備が必要と考えますが、その整備方針について伺います。

4点目です。外国人観光客を受け入れる町民のおもてなし意識の向上を図る必要があると考えますが、その対策についてお聞きします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の市民後見人の養成と周知に関します4点の御質問にお答えをさせていただきます。

市民後見人は、弁護士や司法書士等による専門職後見人と比べ、地域住民という身近な関係にあるため、見守りや日常相談を担うことのできる成年後見人であるのとらえており、少子高齢化を迎えた今日、これらの役割は重要な制度であると認識しているところであります。

まず、1点目の市民後見人の養成につきましては、これまで4名の方が受講されておりますが、当町におきましては現在、成年後見センター機能を担う機関が設置されていないことから、登録には至っていない状況にあります。

また、直近における養成講座の受講につきましては、受講された方がいないと承知しているところであります。一方、専門職後見人につきましては、町内の司法書士が既に受任し、後見業務を担っているところであります。

市民後見人の養成につきましては、町独自では養成講座を行っておりませんが、町外における養成講座開催についての情報提供をさせていただいているところであります。

次に、2点目の養成講座の助成についてであります。北海道から示されております後見実施機関運営マニュアルでは、基本カリキュラムとして関係法令、社会福祉・社会保障制度、金融関係、体験学習など全50時間の基礎研修となっており、長時間にわたり専門性の高い講師を必要とすることから、相当の費用負担があり、基本的には受講を希望される方に対し、受講料の助成が必要であると認識しているところであり、具体的な助成方法につきましては今後検討を行い、具体化につながるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の市民後見人をサポート・コーディネートする中核機関の整備についてであります。市民後見業務を専門的に行う機関の整備につきましては、前段お答えさせていただいたとおり、現在のところ設置には至らず、この間にありましては、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の活用を図ることで、権利擁護のニーズに込えているところであります。

また、町では、地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携による日常生活自立支援事業の利用促進を図っていることから、今後におきましては、市民後見業務を担える専門機関の必要性は認識しておりますが、社会福祉協議会等関係機関と市民後見人制度への認識の共有を図り、設置方法や運営実務等について、さらに研究検討を行い、その中から方向性を見出していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目の住民への周知についてであります。成年後見制度と窓口相談の案内等につきましては、町のホームページを初めポスター掲示、パンフレット、出前講座などにより周知に努めているところであります。今後、さらに周知が必要と考えておりますので、必要に応じて成年後見制度についての

研修会開催などを検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の外国人観光客の受け入れに関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の外国人観光客の受け入れについての考え方と将来展望についてであります。外国人観光客の獲得には、積極的なプロモーション、地域資源の磨き上げ、受け入れ態勢の整備等が大きな要素と思われ、その一つである受け入れ態勢、受け入れ環境の整備が非常に重要であると認識しております。

また、海外からの航空便の増便や高速道路網の整備など、交通環境の整備も外国人観光客増加へつながるものと考えておりますが、加えて宿泊施設の充足やさらなる地域資源の磨き上げなども、観光客増加への大きな要素と受けとめており、これらの課題解決に向け、関係機関、組織、事業者とも連携しながら将来展望が見出せるよう、取り組みを進めてまいります。

次に、2点目の外国人観光客に起因する諸問題への対策についてであります。まず交通事故に対する対応につきましては、レンタカー利用の外国人観光客の増加に伴い、交通事故は増加傾向にあり、特に一時停止違反による出会い頭の衝突事故が多いことから、本年度、町内2カ所に「STOP」と表示した町独自の標識を設置したところであります。今後におきましても観光施設の周辺道路や、観光目的で通行頻度の高い路線を中心に設置箇所を選定し、安全標識を設置し、事故防止に努めてまいります。

また、マナーにつきましては、富良野・美瑛広域観光推進協議会の取り組みとして、交通事故の注意喚起や観光マナーの啓蒙のため多言語によるチラシを作成し、旭川空港やレンタカー事業所を通じて配付を行っているところであります。

町内の一部施設からは、生活習慣や文化の違いによるトイレの使用方法やごみの分別等について、多少の課題が寄せられておりますが、現時点におきましては、外国人観光客のマナーに対し、改めてその対応や対策を必要とする状況とはなっていないと受けとめているところであります。

しかしながら、今後、外国人観光客の増加に伴い、マナーに関する新たな課題が生じた場合には、関係機関とも協議し、必要な対応を図ってまいります。

次に、3点目の外国語表記による標示物の整備の必要性と整備方針についてであります。外国人観光客の皆さんが迷うことなく、不安を感じることなく楽しんでいただくことが何よりのサービスであり、議員同様、その整備の必要性を感じているとこ

ろであります。本年、当町におきましても、町営バス十勝岳線の乗降アナウンスを多言語放送に改善したところであり、また観光協会においても、飲食店メニューの英語版対応が図られると伺っております。

現在、北海道において外国人観光客来訪促進計画の見直し作業も行われており、町といたしましては、官民ともに共通認識のもと協調を図りながら、必要な整備を進めてまいります。

次に、4点目のおもてなし意識の向上についてありますが、これまで行政や民間団体等が主催し、研修会や講演会を通じておもてなしの意識醸成を図るよう取り組んでまいりましたが、町を訪れる観光客に対するおもてなしの気持ちは、国内外観光客を問わず大変大切なことであり、特に外国人観光客につきましては、接客に対するふなれもあり、思いの伝わりにくさがあるかと思えます。

今後におきましては、さまざまな取り組みを進める中で、受け入れ環境を整えていくことが必要と考えており、観光協会や事業者の皆さんと連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） それでは、1項目目の市民後見人について再質問をさせていただきます。

平成27年度の高齢者実態調査によりますと、我が町の高齢者人口は3,252人、うち認知症高齢者は372人ということであります。高齢者の1割以上の方が、認知症を患っているという実態にあります。また、国のほうでは、10年後の2025年には700万人を突破し、65歳以上人口の5人に1人が、認知症高齢者と推定もしているところであります。

認知症の対策には、高齢者自身や家族だけの対応では限界があります。地域で互いに支え合う仕組みづくりが求められていると思えます。ボランティアで、預金の払い出しや振り込み、施設入所の手配や生活を見守る市民後見人の養成は急務であると考えています。

そこで再質問させていただきますが、まず、市民後見人の必要性について、前回の私の質問に町長は、市民後見人は地域に密着していることから、認知症高齢者の見守り、生活相談に大きな期待が寄せられると、必要性は非常に大きいということで、町長と共有できていたと思っております。再度、町長の市民後見人についての御認識を伺いたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の市民後見制度についての基本的な認識についてお答えをさせていただきます。

議員、御案内のように、日本全国が高齢化時代を迎え、とりわけ本町も例外ではなく、その中で認知障害があらわれる比率が高まってきていることは、これはもう実態でございます。そういう中で、そういった方々が安心して暮らしていただけるようなサポートをするという制度からいって、市民後見制度というのは大変重要でありまして、日常生活を一番身近なところで支える仕組みでございますので、そういった制度のニーズも高まるでしょうし、そういったことに対するこれから上富良野町としても必要性は、ますます高くなってくるものというふうな理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 必要性のことについては、町長と私と共有できているということで、次に入りたいと思います。

まず、市民後見人養成講座修了者は、4 名ということです。これは残念ながら、平成 25 年に一般質問したときと同数であります。なぜ新たな受講者がふえなかったのか、また、その要因はどこにあるとお考えかをお尋ねいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

前回御質問をいただいた時点から、新たな受講者がふえていない状況にあります。これらにつきましては、概括的には市民後見制度というものの必要性、私も冒頭申し上げましたように多くの町民の皆さん方が認識は、これはされているというふうに、十分かどうかは別といたしまして、されているのかなというふうに思います。あるいは社会福祉協議会等に、あるいは地域包括支援センター等についても、そういったどういう状況にあるかということの情報収集は常にしております。

そういう中で、現在も市民後見制度を御利用されているような実態が生じていないことなどから、新たにその講習を受けて市民後見人を目指そうかという、なかなかそういう思いに町民の皆さん方に浸透がまだされていないのかなという、身に迫ってきますと、皆さん方、高い関心を持っていただくのですが、まだ上富良野町においては、そういう状況が顕著ではないのかなというふうに、私なりに理解をしているところであります。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 今、町長のほうからお答えいただきましたが、情報収集は行っていると。ただ

し、町民に、その必要性や何かが浸透していないというお答えでありましたが、私は浸透していない理由の一つに、やはり情報提供とか、後ほどまた周知のところでお聞きをしたいと思います。やはり情報提供、それからそういう機運の盛り上げと、そういうことが行政や何かに求められるのかなと、そんな感じをしています。そうしなければ、町民になかなか浸透もしていかないし、必要性も町民も理解できないのではなかろうかなと。

でも前の質問のときも町長は、前取り、先取りというお言葉もいただきました。確かに、前取り、先取りをしていかなければ、こういうのは先ほど国の出現率といいますか、お話をさせていただきましたが、今のところ、うち 1 割ぐらいですが、5 人に 1 人、2 割になったときに本当に間に合うのかなと、そんな心配をしております。もう一度、町長のほうからお答えをいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の成年後見制度についての御質問にお答えさせていただきます。

高齢化率が高まって、総体的に高まってくる、さらにはそういう中から認知症を患って、患われる方がふえてくると。そういう客観情勢の中にはありますが、これは上富良野町だけに限ったことではないかと思いますが、そういう中で成年後見制度、市民後見、特にとりわけ市民後見制度と言ったほうがなじみがいいのだと思いますが、市民後見制度については、やはりその近くに身寄りがない、近親者がいない、お世話を特に財産管理なんかは非常に重要なことでございます。そういったような必要に迫られる状況の出現率が、まだおかげさまで本町においては少ないのかなと。よって、そういったような相談事が社協なり、あるいは地域包括支援センターのほうに寄せられる件数が少なくて、なかなか前回のやりとりの中で申し上げておりますけれども、そういったことを予見して先手を打っていくということは、もう基本的なことで理解はしておりますが、そういうような転ばぬ先のつえに、どういうふうに町民の皆さん方の意識を高めていくかということについては、まだまだ私ども勉強していかなければならない分野かなというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 話を若干変えさせていただきますが、お答えの中で、我が町単独での養成講座は困難だということでもあります。私も困難だと思います。今の浸透とか、それから出現率の問題からすると、まだそこに至っていないのかなと思いますが、町外における養成講座の開催を情報提供するとあり

ます。

このたび10月から富良野で、第2回目の市民後見人養成講座が12月までの間、計6回開催されるとあります。先着25名となっています。我が町からの参加は、ここに入っているのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 1番中澤議員の富良野市で行われる市民後見人養成講座の参加の関係であります。これにつきましては今おっしゃったとおり、10月2日から12月18日の計6回で、いずれも行われるところでありますが、先着25人で参加者として150人ですよということで、この域内の方であれば誰でも参加できるという講座だというふうに……。失礼しました。この新聞情報によりますと、制限のほうについては余り記載をされていませんが、当町から参加するという方について、情報としては入っていないところです。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 一方、北のほうになります。旭川を中心にする1市8町1村、占冠を含んでおりますが、毎年、養成講座を行っております。ここへの参加はいるのかどうか、そこを確認させてください。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（北川和宏君） 中澤議員の質問にお答えいたします。

当町のほうでは、参加者は今いないというふうに承知しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 多分いないと思いますが、御答弁の中で養成講座を町単独では難しいので、近隣市町村と連携を図りながら養成をしていきたいというお答えでありますので、ここの協議とか、やはり依頼とか、調整や何かをぜひ前向きに進めていただければというふうに思うところであります。

ということで、そこら辺については当然、協議や何かはされていると認識はいたしますが、これからぜひもっと積極的に、そして当町ではできないので、そこに入れてもらうことを含めてやっていかれたほうが良いと思います。

次、2項目めの受講料の助成について入らせていただきます。

まず、具体的な助成方法について、今後、検討するというところであります。具体化につなげるということですが、これもぜひ早急の実現をお願いしたいと思います。南富で行われたときは一人の受講料が、50時間を受けるためには6万4,000円と、高額な受講料でありました。そんなことか

ら、ぜひ前向きに検討いただきたいと思いますので、町長の再度の思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の市民後見人養成費用の負担についての御質問にお答えさせていただきますが、冒頭お答えさせていただきましたように、非常に5万円から6万円近い受講料が必要だということで、大変高額な負担が必要だと。

加えて、申し上げるまでもございませぬけれども、市民後見人の方につきましては、報酬等をやられるような立場でもございませぬし、非常にボランティアそのものでございますので、そういった養成講座にかかわります費用負担につきましては、極力、負担感が感じないようなそういう措置は必要だというふうに考えておりますので、制度設計につきましては、少しお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 次に、住民への周知方法、先ほどもちょっと意見交換をさせていただいたところでありますが、やはり住民周知といいますか、これは認知症家族が抱えたからとかそういうことだけでなく、やっぱり今、社会現象として核家族化、それから超高齢社会とか、そういうことで家族だけでどうしても見きれないと、サポートできないという態勢にあります。そういうのは町長のお言葉をかりますと、自助・共助・公助、その中で自分でやれるものを、それからお互い、地域や助け合うもの、そして公がするものというようなことで、支えていかなければならないと思います。

そういう意味で、住民周知というのは非常に大切だと、私は認識をしているところであります。そんな中で住民周知に努力をされるということは、ぜひその中の一つの方策として、研修会も開催をしていきたいということですが、具体的なお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の市民後見制度についての御質問にお答えさせていただきます。

まさしく一番、今、目先で取り組まなければならないのは、議員から御質問がありました町民の皆さん方に、この制度を周知するということは、まず基本であろうと思います。

どちらかといいますと、得てしてこういうような仕組みについては町のスタンス、概してそうですが、お知らせするというのが、一般的にお知らせするというスタンスで臨むことが多いのですが、こういう将来を見据えて重要なことにつきましては、お

知らせするのではなくて知っていただくというような思いを持って、研修会等も含めて積極的な方法が必要であろうというふうに考えておりますので、そういう配慮はしてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 今、市民後見人の関係で研修会等を通じながら、町民への浸透も図っていきたいということですので、ぜひそういう方向でお願いをいたしたいと思います。

次に、2 点目の外国人観光客の受け入れについてお伺いをいたしたいと思います。

まず、観光振興は経済波及効果とともに、新たな人を呼び込む、町のにぎわいをつくり出します。このことは地域振興を図る上からも、大きな意味を持つものであると、私も考えている一人であります。

上富良野町の観光振興計画においては、外国人観光客も必要な顧客対象であり、将来、上富良野のファンとして観光の発展に貢献してくれる良質な顧客と位置づけられています。

私は、外国人観光客の受け入れについて、誘致活動とともに重要なことは、せっかく平成 26 年度で約 1,800 人の外国人観光客が町内に宿泊しているということですので、この方たちが本当に上富良野で宿泊し、来たことに満足し、喜んで帰っていただいているのか。そして再び上富良野に来たいと、そういう気持ちになられているのか、そのためにはどうしたらいいのか。また、ターゲットをどこにするのか、美瑛、そして富良野圏において、上富良野町としてほかに負けない魅力づくりと、おもてなしの態勢を着実に進めていかなければならないと考えます。

以上のような観点から、町長に、外国人観光客の受け入れについて再質問をさせていただきます。

その前に、昨日の北海道新聞の記事にありますが、観光庁の広域観光周遊ルートに、美瑛・富良野地域、そして十勝川温泉、知床、道東・道北をめぐる「アジアの宝悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」ということが、観光庁より認定されたそうであります。これは、全国 7 ルートということで、大きな出来事だと認識をするところであります。

これらについての町だとか、観光協会の御努力に対して、まず心からお祝いと感謝を申し上げたいと思うところでありますが、余り我々もなじみがありませんので、そこら辺を御説明いただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の外国人観光客の受け入れについての御質問にお答えをさせていただきます。

ただいま御質問にありました、観光庁がこのたび指名しました道東を中心とする、東北道を中心とする観光ルートにつきましては、この詳細は承知しておりませんが、北海道において、北海道全体の観光バランスを考えたときに、もう御案内のように、既に今、北海道新幹線が函館乗り入れが 1 年弱に迫ってきている中で、北海道として道南に非常に目が向いているということで、道内のバランスが非常にアンバランスになってしまったということで、一方では今回の道東圏を中心とする周遊ルートというものを、バランスを取る意味においても配慮はなされているというふうに伺っているところでございまして、とりわけ網走・北見あちらのほうの観光客の入り込みが、非常に窮地に立っているということで、向こうだけ単独で誘致ということが非常に困難だと。それで富良野・美瑛・旭川を中心とするこちら圏域に、ループにして引き込むというようなこともその素地にあるというようなことを聞いているところでございます。

一方、この富良野・美瑛に限って言いますと、全国のモデル的な観光圏、今、全国で十二、三だったと思うのですが、モデル観光圏の一つに実は指定を受けられます。平成 29 年 4 月に、指定を目指して今、取り組みをしておりますけれども、ほぼそれは指定を受けれることになろうかと思えます。

そういうことで、この美瑛・富良野エリアというのは、国を挙げてモデル的な地域ということで認定を受けられる状況になっておりますので、私としてはこのチャンスは逃すべきでないというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） 町長から、このチャンスを生かしたいということですが、私も全国で 7 ルート、その中で千歳からおりて、美瑛・富良野、そして十勝、そして知床のほうというルートは、広域観光周遊ルートに指定をされたということであります。ぜひ生かしていただければと思います。

そこで具体的に移りたいと思いますが、1 項目目の外国人観光客の受け入れについての考え方と将来展望の件であります。

外国人観光客の受け入れについて御答弁ありましたが、観光客の獲得には、これもあれも一応重要であるというような御答弁であります。航空便の増便、高速道路網の整備、宿泊施設の充足、地域資源の磨き上げなどとお答えをいただきました。当然、これらは重要なことだと私も思います。

町長は、これらの課題解決に向けて取り組んでいくと、力強く御答弁いただいておりますが、これらの課題の中で特に町長が重要視し、力を注ごうとして

いる点は何かを、考えをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の観光振興についての外国人観光客の受け入れについての御質問にお答えさせていただきます。

まず、これから上富良野の地域振興を考えると、基本的には観光事業は大きな柱になるものと考えておひまして、外せない大きな分野だというふうにおひしております。そこから出発をいたしますと、やはりさきのお答えでも申し上げましたように、さまざまな観光資源をさらに新たに開発するなり磨き上げるなり、今回、ジオパークも実は私はそういった面で、大きく観光の分野で力を発揮する要素になり得るというふうにおひしておりますので、そういったことも含めて、それより何よりやはり何度も富良野圏域に来ていただけるような、リピーターになっていただけるような魅力をまずどうやってつけるかということ。

とりわけよそは、どうしてもよく見えてしまうのですが、上富良野の中におひいて、さらに磨き上げる必要があるなというふうな資源が、私なりにおひにあるなと思っておりますので、そういったことを観光協会、あるいは事業者を通じて、さらにお互いにおひ切磋琢磨して、とにかく再び三度、また上富良野に行きたいというふうなそういう気持ちにさせていただくような仕掛けを、今、あれとこれというふうにおひ具体的に申し上げるものは持ち合わせておりませんけれども、しかし、そういったことが不足しているということは、何となく私も肌で感じておりますので、そういったことに力を注いでいくべきだと考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） まず、外国人観光客の受け入れに対するおひ気持ちは、確認をさせていただきました。その中で、やはり私が大切だと思ひるのは、ターゲットをどこに絞るのか、とにかく外国からたくさん来てほしいというふうな願うところでありすが、今、言われた町長の魅力を磨き上げる上からは、やはりターゲットをある程度絞っていかなければならないと思ひわけでありすが。

そういう意味から、今、町長は具体的にどの国、またどの地方とかの観光客をターゲットにしようとしているのか、おひ考えを確認させていただきたいと思ひます。これに伴って、それによってまた観光資源とか、魅力が違ふと思ひますので、そここのところの御答弁いただければと思ひます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1 番中澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、やはり今、目指すものは私ども富良野広域観光圏協議会で、プロモーション活動させていただいておりますと、やはりアジア圏が、今、私どもがターゲットする地域であろうというふうな理解をしておりますのでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1 番（中澤良隆君） アジア圏ということでありすが。今、本当に、たまたまちょっと先日ですか、富良野新聞や何かでアンケートをとったやつを見て、私なりに分析をしてみたところ、訪日外国人の旅行者が非常にふえておひいる。その中で中国、韓国、台湾が約 62.3%にも上つておひいるということ、外国人観光客の経済投資額は、約 2 兆円になっておひいるというふうなこともありました。

そんなことを考えますと、本当に特にアジア圏からの外国人観光客を受け入れるということには、重点を置かせていただくということは結構だと思ひますし、その中でうちの観光振興計画の中では、香港、台湾などのアジア圏、オーストラリアの個人旅行者で富裕層を逆ターゲットのイメージにするということになっておひいます。

今、町長は、アジア圏とおひ答えいただきましたが、町長のイメージと同一なのか、そこら辺も確認をさせていただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

アジア圏の中でも、どのような階層の方をターゲットにするかということは、私もこの観光プロモーションの仕事の少しおひ手伝いをさせていただく中で感じておひいますのは、非常に何と申すのか、今の形に固まってしまうと申すまいか、最初は私の実体験から申し上げますと、中国の沿岸部の富裕層の方々が、これが日本の北海道の観光を支えていただけるのだというふうな風潮は実はありました。

しかし、少し経年する中で、そのターゲットは台湾が大事だよと、いや香港も捨てがたいよと、さらにはカンボジア、マレーシア、そちらのほうからこれは期待できるということで、固定的にターゲットを決めるというのは、なかなか難しい実態におひありまして、やはりその時々の中での国際情勢の動きなんかを感じながら、やはり一番ベストミックスする地域というところにターゲットを当てて、的を絞っていくのが得策かなというふうな感じを今持つて、取り組みをさせていただいておりますのでございます。

○議長（西村昭教君） 1 番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 10月に、富良野・美瑛広域観光推進協議会の首長たちが、東南アジアのマレーシア、タイ、インドネシアの3カ国を訪問して、観光客の誘致拡大を目指すとありました。誘致活動のプロモーションは、観光振興にとって大きな要素だと思います。このトップセールスによって、上富良野町の何をアピールしてくるのか、6市町村ですか、その中で上富良野は上富良野のどこをアピールするのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまで取り組みをさせてきていただいたもの、あるいは今回目指すもの、大体共通しておりますはそれぞれ各市町村、構成市町村の特徴をPRさせていただいております。上富良野町について申し上げますと、まず十勝岳を中心としたロケーション、それから標高1,200メートルに位置します温泉、それから畜産物を主体とした食、これ共通しております花については、大体どこも共通しておりますけれども、とりわけ上富良野というところにこだわってPRさせていただいておりますのは、ロケーション、温泉、それから冬のスキー、こういったことは、スキーは上富良野が優位性があるわけではございませんが、これもPRさせていただいている要素でございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） わかりました。今までの流れから、一応、連動しているというようなことで、特にこの事業による大きな成果を心から御期待申し上げます。

次に、2項目めでありますが、一応、お迎えをする上で課題も多々あるかと思えます。時間もなくなってまいりましたので、若干、絞りたいと思いますが、やはり私が体験、それから見聞きする中で大変だったと思うのが、やっぱり交差点での出会い頭の交通事故が、本当にいろいろなところで見受けられました。それも外国人によるものも何件か見聞きいたしました。

そういうことで私は外国人の方たちが、文化とか交通ルールだとか違うところから来ているので、ある程度はしょうがないと、そういう思いもありますが、やはり事前に旅行会社とか、それから協会等を通じての活動というのが大切だと一つ思うところがありますが、特に外国の方々には一時停止の「止まれ」という標識が、理解できないということによる事故の発生があるとも聞いております。そして対策

として、町独自で「STOP」、英語表示の標識を町内2カ所に設置したそうであります。その場所と効果について、まずお伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 1番中澤議員の交差点における外国人のための標識の表示場所についてお答えいたします。

今年度、外国人による交差点における一時停止標識の見誤りが多く発生しているということから、2カ所、町内につけさせていただきました。

まず1カ所目は、日東会館を設置する交差点、これは日の出公園から来るところと、上富良野から、国道から入ってくる場所の交差点2カ所に設置しております。

もう1カ所は、日の出公園から吹上線に上っていく道道に入るところのラーメン屋さんが設置される交差点の側に1カ所つけさせていただいております。

また、先ほど町長の答弁で、STOPという表示ということでございましたが、「STOP」と停止の「停」という字、この二つを看板に、一つの標識にさせていただいて、提示させていただいております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 設置箇所等についてはわかりました。ただ、私は、町独自というのが果たしてどうなのかなという感じを持っております。やはり美瑛・富良野が観光圏になっています。

また、もっと大きく言えば上川、もっと言えば北海道、そういう中で本当に今の看板がいいのか、そして統一されたものでなければ、上富は上富で「STOP」で「停」と、それから中富はまた違う、富良野も違う、これはまた外国人にとってはすごく理解が苦しむのではないかなと、そんな思いをいたします。

そういうことから、できれば統一を音頭を取っていただくというのが、一番いいことなのかなと思っておりますので、そのお考えをお聞きしたいと思います。

それともう1点これにかかわりますが、もっと大きく言えば、現在、公安委員会で定めた一時停止標識は、赤色の逆三角形で「止まれ」と書いてあります。可能かどうかわかりませんが、今の時代「止まれ」でなくても「STOP」でも、日本人ほとんどの人が理解できるのだと思います。これは公安委員会が設置することで、国の道路交通法の変更、改正や何かになると思いますが、そういうこともこれからは申し上げていくほうがいいのではないかなと思っておりますので、町長の御見解をお聞きします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の外国人に対する交通標識の対応についての御質問にお答えさせていただきます。

実は、これは大きな地域としても課題ということで、早くからとらえておまして、振興局を通じて申し入れもしておりますし、北海道としても課題だということは認識はしてくれておりますけれども、いずれにいたしましても日々、交通事故が発生している状況を見るにつけ、統一した仕組みができるまで、我々としてもそれぞれ各自自治体が待っているわけにいかないということで、取り得る対応を現在させていただいているところでございます。

当初、私ども目指したのは、一番目につく逆三角形の公安委員会で設置している「止まれ」標識の下にでも「STOP」と表記させていただきたいということを実先に申し上げたのですけれども、風が当たる面積がそれによってふえるから、標識が倒れるおそれがあるので、それはだめだということで規制をされたものですから、別に立てることになってしまったのですよね。

今、北海道も、私ども、それ各地域も要望しております。私もできたら一番わかりやすい形で、シンプルな形の一つに集約していただくことが望ましいと考えておりますので、これからも発信をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） まるっきり私もそう思いますし、道東と道南と道北が、そして町々によってまちまちだというのはおかしいと思いますので、ぜひそういう発信をお願いしたいと思います。

3項目めの外国語表記の看板、交通標識の整理、交通標識については今ちょっといろいろ話しましたので、外国語表記のほうについてですが、今、町営バス、十勝岳の乗降アナウンスを多言語放送にしたと。また、飲食店メニューも英語表記にしたいというようなこと、早急の取り組みをされているということで理解をいたすところでありますが、先日、これも北海道新聞富良野支局で、中国系の観光客に行った調査の結果、富良野観光の満足度89.5点、そしてラベンダーだとか田園風景、すこぶる高い評価であります。

一方、欠点といいますか、問題点というのは、中国系観光客からしても交通の便の悪さ、また外国語の案内標識の少なさが、問題点として上げられました。そういうことで、今後、外国語表記の看板の整備に対する考え方を確認させていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

多言語表記につきましては、私は、非常に重要なことであるというふうに考えております。私事で恐縮ですが、海外に出かけたときに、さりげなく英語圏に行って日本語で案内がされているとほっとすると、同じことでございますので、そういったことには十分配慮をしていく必要があると思っておりますし、事業者の方もこれは本気度がうかがわれますので、本当に真剣におもてなしをするのだということが感じていただけるように、町も町として取り組むべきところは取り組みますし、一体となって取り組みを進めたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 1番中澤良隆君。

○1番（中澤良隆君） 4項目めのおもてなしの意識向上という点であります。

外国人観光客が、ここに訪れて満足いただくためには、町民も外国からたくさん観光客が来てくれることによって、経済の活性化し、生活に潤いも戻り、にぎわいのある町になって、よかったねというそういう気持ちを持つことが大切だと思います。その中で、私はおもてなしの中で、きのうの同僚議員の質問にもありましたが、やはりもてなす上で一番大切なのは言葉なのだなど、そういうことで英語の英語力を私も何回か尋ねられましたが、全然、何とか対応はしましたけれども、やはり町民の英語力を上げていく。そのときにALTの複数配置そんなことから、また社会教育の面からもぜひ、それが英語力を上げることが観光にもつながるのだという認識もお持ちいただいてやっていただければなど。

時間来ましたので回答は要りません。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、1番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

再開は、11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

11番米沢義英君の発言を許します。

○11番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました5項目についてお伺いいたします。

1点目は、防災対策についてお伺いいたします。

近年、御嶽山や桜島、阿蘇山等における、また水害等における自然災害の発生が多発するという状況

になっています。町においても減災対策の取り組みは、とりわけ一層求められると考えています。この間、国においては国民の命を守るための活動火山対策特別措置法の一部改正が行われました。その中には登山者に対する安全など、また、宿泊施設など不特定多数の人が利用する施設にも、避難計画の策定と訓練の実施が求められていると聞いております。次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、活動火山対策特別措置法改正の主な内容についてお伺いいたします。

二つ目には、宿泊施設など不特定多数の人が利用する施設の避難計画策定の今後の課題と対応についてお伺いいたします。

2項目めは、子どもの貧困対策をお伺いいたします。

親から子への貧困の連鎖が、社会問題になっているのが実情であります。これを踏まえて、厚生労働省は18歳未満の子どもの貧困率は、2012年度時点で16.3%、2009年度より0.6%悪化したと報道されております。ひとり親家庭は54.6%に上り、子どもの6人に1人が貧困状態にあるとされております。これを踏まえて、次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、上富良野町におけるひとり親家庭の就学援助の現状について、過去10年間の対比について伺います。

二つ目には、上富良野町の子どもの貧困率について、どのようになっているのかお伺いいたします。

三つ目には、国においても、ひとり親家庭に対する支援を強化すると述べていますが、その主な内容とそれを踏まえた町の今後の対応についてお伺いいたします。

3項目めには、担い手の育成についてお伺いいたします。

上富良野町の農業は、農畜産物の輸入自由化などの要因で、農家戸数や農業を担う若い人たちが少なくなってきたのが実情であり、今後の対応についてお伺いいたします。

1点目については、上富良野町の農業を守るためにも、地元の若い人たちの育成と将来農業経営に携わりたいと感じている若者たちを上富良野町に誘導するなど、担い手の育成強化が具体的に求められていると考えますが、この点についてお伺いいたします。

二つ目には、上富良野町においても女性農業者の担い手が、多様な取り組みを始めております。上富良野町としても今後、持続的な農業を保つためにも、何を彼女たちが望んでいるのか、よく意見を聞く機会を従来よりもふやし、農業やまちづくりに生

かすべきと考えますが、その点についての対応をお伺いいたします。

4点目について、子育て支援についてお伺いいたします。

人口減少の中で、子育て支援の強化は重要な柱となっております。次の点についてお伺いいたします。

中学校までの医療費の無料化の考え方については、この間の町長答弁では、総合的な判断をして、バランスのとれた子育てを支援することが重要だと述べ、現在は想定していない、考えていないと述べています。しかし、この間の選挙戦の中でも多くの方々から、中学校までの医療費の無料化をぜひお願いしたいと、切望する声が多数寄せられているのが実情であります。今後の対応についてお伺いいたします。

5項目めについては、教育大綱についてお伺いいたします。

この間、法の改正を受け、教育大綱を策定したと報道されております。重点策としては、ジオパーク認定を目指す十勝岳をテーマとしたふるさと学習や、外国教育を含め8項目が柱となっておりますが、従来の延長線ではありますが、次の点についてお伺いいたします。

一つ目には、学校教育や生涯教育に今後どのように生かされるのか、また予算の確保についてお伺いいたします。

二つ目には、地質遺産として十勝岳を含めた産業や郷土の歴史など、ふるさと学習とうたわれておりますが、この点について余りにも幅が広すぎて、理解できないでは困りますので、この点についてどのような内容にされるのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1項目めの防災対策に関します2点の御質問にお答えさせていただきます。

このたびの同法の改正は、昨年の御嶽山の噴火を教訓といたしまして、火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備など、所要の措置を講ずることを目的としたものであります。同改正法の施行後は、まず国におきましては、活動火山対策の推進に関する基本指針の作成と火山災害警戒地域の指定がなされることとなります。

御質問1点目の法改正の主な内容についてありますが、生命及び身体の安全の確保を図る対象者に、住民等のほか登山者、その他の者が追加されました。また、指定地域にありましては、火山防災協

議会の設置義務、その協議会で噴火シナリオ、ハザードマップ、噴火警戒レベル、避難計画の協議を行い、それをもとに市町村の地域防災計画に記載することの義務づけ、さらに市町村長の周知義務として、ハザードマップの作成、配布を行い、避難場所円滑な警戒避難の確保に必要な事項を周知することなどが盛り込まれました。

また、集客施設や要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の策定と訓練実施も義務づけられ、さらに火山防災協議会につきましては、災害対策基本法に基づく任意の協議会から、この改正法に基づく協議会に変更となり、その委員についても指定されていることから、今後、再編を行うこととなります。

次に、2点目の集客施設等における避難確保計画の策定と訓練実施についてであります。対象となる施設は不特定多数が利用する集客施設や要配慮者利用施設で、噴火により噴石の被害を受ける火口から近い距離にある施設ということから、十勝岳温泉地区の旅館などが想定されるものかと思っております。

これらの施設につきましては、既に防火計画や避難訓練を実施していることから、既存の計画の訓練の再検証が必要な対応となるものかと考えております。

なお、当町におきましては、融雪型火山泥流想定区域にある施設も想定されるところでありますが、これらにつきましては、今後、国から示される基本方針などを見きわめた中で、改編後の火山防災協議会での協議を踏まえ、必要な対応をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の子どもの貧困対策に関する3点の御質問にお答えいたします。

子どもの貧困の現状につきましては、国が実施いたしました国民生活基礎調査により、年々貧困率が高くなっていることは、承知しているところであります。

まず、1点目の当町のひとり親家庭等就学援助の現状についてであります。ひとり親家庭は児童扶養手当支給申請世帯で、平成16年度末86世帯が平成26年度末107世帯で21世帯の増、また、就学援助は平成16年度65人が、平成26年度105人と、いずれも増加しているところであります。

次に、2点目の当町の子どもの貧困率についてあります。国におきましては都道府県別の貧困率を公表しておらず、市町村別の数値についても同様でありますことから、御理解を賜りたいと存じま

す。

次に、3点目の国のひとり親家庭に対する支援強化の内容と町の今後の対応についてであります。国におきましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律が、平成26年1月に施行され、子どもの貧困対策に関する大綱が同年8月に閣議決定されたところであります。

大綱では、国・地方公共団体による教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援のほか調査研究や施策の推進体制につきましても、重点施策として示されているところであります。これらにより、ひとり親の支援策が父子家庭にも拡大され、昨年12月から児童扶養手当の公的年金との併給調整が実施されるなど、徐々に改善に向けた取り組みが始まったところであります。

当町におきましては、これらの支援策の周知徹底を図り、必要な支援策が有効に活用されるよう努めるとともに、国の財源を活用できる支援策についての研究を進め、既に実施している保育料の低減、非課税世帯における小児予防接種費用の負担軽減、障がい児通所支援利用料の負担軽減など、子育て支援策と合わせて取り組んでまいります。

また、貧困の連鎖は何としても防がなければならないと考えており、特に、ひとり親等の生活実態につきましては、関係者の御協力をいただきながら、注意深く見守ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の農業の担い手育成に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の若者の町への誘導など、農業担い手の育成強化についてであります。上富良野町農業の将来を考えますと、担い手の確保・育成は何よりも重要な課題であると認識をしているところであります。国や北海道、町におきましても新規就農等にかかわる制度を設け、担い手確保に向けた事業を展開しておりますが、十分な成果を得る状況には至っていないのが実態と思われま

す。一方、新規就農に関する相談につきましても例年数件寄せられ、直接面談に来られるケースもありますが、その多くは目標設定や資金計画を持ち合わせていないなど、就農を後押しできるケースは、ほとんどないのが実態であります。

また、就農相談を通じて、受け入れ側の態勢整備の課題も少しずつ明らかになってきており、第7次農業振興計画の着実な実行を目指した実践計画の策定に向けた作業を進めているところであります。新規就農や後継者育成等の担い手対策は、上富良野農業の持続的発展の大きな柱として位置づけられており、農業関係各機関との連携を図り、有効な施策に結びつ

くよう努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の女性農業者の意見を聞く機会の充実とまちづくりへの反映についてであります。昨今、当町の女性農業者の皆さんによる主体的な活動が盛んに行われていることは、私も大変喜ばしいことと感じております。7月には、町内の親子を対象にした食育をテーマとした活動も行われ、その活動にも参加いただいたところでもあります。町といたしましても、女性農業者がさまざまな場面に参画できる環境づくりを進め、それらを通じ率直な意見を聞かせていただき、農業施策やまちづくりに反映させていきたいと考えております。

いずれにいたしましても女性農業者の活躍は、上富良野町農業の将来に明るい光を当てるものであり、引き続き支援を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の子育て支援制度に関する御質問にお答えいたします。

中学生までの医療費無料化についてであります。ことし6月定例会におきましてもお答えをさせていただいておりますが、乳幼児等の医療費助成につきましては、北海道医療給付事業と連携し、給付対象者を拡大しながら助成措置を講じるとともに、町の独自事業として受診頻度の高い乳幼児を抱える子育て世帯の負担軽減を図るため、就学前の乳幼児の医療費全額と、小学生の入院医療費の一部助成を実施しているところであります。

これまでも子育て支援策として、2歳児未満の乳幼児がいる世帯への子育て支援ごみ袋の交付、小学5年生と中学2年生を対象とした、かみふっ子健診を実施しております。

また、今年度は、小児任意のB型肝炎ワクチン、ロタウイルス、おたふく風邪の予防接種の無料化を実施し、インフルエンザ予防接種につきましては、1歳から18歳まで自己負担1,000円、非課税世帯は無料としており、子どもたちの健康増進を図るため、各種予防事業に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、バランスのとれた子育て施策に力点を置いておりますことから、子育てのそれぞれのステージにおいて状況を見きわめながら、限られた財源の中で有効な子育て施策を継続して検討してまいりますので、現在、中学生までの医療費無料化につきましては、想定していないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、5項目目の教育大綱に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

本町の教育行政の基本的な考え方等につきまして

は、第5次総合計画の成長と学習において、また、教育委員会が策定しております教育振興基本計画において、既に規定しているところであります。そのようなことから、このたびの教育大綱の策定に当たりましては、教育の継続性・一貫性を重視し、教育振興基本計画に定める基本教育目標や基本方針を大綱の目標方針として踏襲することといたしました。

また、重点施策といたしましては、教育振興基本計画に包含されている施策で、特に意識を持って取り組むべき8項目を掲げることを総合教育会議において確認したところであります。

まず、1点目の大綱の事業化と予算確保についてであります。本大綱は第5次総合計画及び教育振興基本計画を踏襲したものであることから、新たな予算確保を想定しているものではなく、引き続き第5次総合計画や教育振興基本計画の中で学校教育や社会教育、生涯教育のそれぞれにおいて、教育大綱に示した考え方を生かしながら、必要と認められる事業等について検討を重ね、事業の推進に努めてまいります。

次に、2点目のふるさと学習についてであります。教育振興基本計画に沿って学校教育におきましては、これまでも郷土学習の充実や火山防災の学習などに取り組むとともに、社会教育におきましても郷土資料や文化財の保護と合わせて、郷土や歴史に係る学習を推進しており、まさに今後、町が認定を目指して活動を進めるジオパークの学習活動に結びつくものであることから、このたびの大綱におきましてもふるさと学習の推進を重点施策の一つとして掲げさせていただいたところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） まず、活火山法の改正点について何点かお伺いいたします。

一つ目にお伺いしたいのは、今後、協議会、構成され、設置されるということですが、この協議会等のメンバーというのはどういうような形で推移されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回の法改正の中では、これまでは災対法の中で協議会等の設置が任意ということでしたが、このたびの活火山法の改正の中で協議会が、特に指定地域になれば義務設置になります。

その中で構成メンバーにつきましても、このたびの法改正の第4条の中で、都道府県、市町村、気象台、地方整備局、北海道であれば開建のほうになる

と思いますけれども、それから火山専門家、自衛隊、警察、消防、それから観光関係の機関等、必要に応じて町長が認めるような機関ということになっております。

そのようなことから現在、町においては協議会も任意のといえますか、現在の協議会持っておりますけれども、新たな再編の中では、現在の協議会の中では不足されているものとしては、自衛隊がこの協議会に入っていただく。それから、火山専門家が入っていただくということが、法令上の規定を満たす、そういうことになるのかなというふうに理解をしています。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、今後、集客等における不特定多数の施設利用における避難訓練等、あるいは避難計画等の策定等が義務づけられます。そうしますと、従来の避難計画に加えて新たな避難計画、いわゆる十勝岳周辺等における旅館等における安全確保等が、この中に盛り込まれるという形で理解してよろしいか、確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の火山対策に対します御質問にお答えさせていただきますが、現在のところ、十勝岳の周辺地域がそういう対象エリアになるであろうという想定もしております。既に現在想定されております地域においては、避難計画、あるいはそういった計画、それから避難訓練等も実施されておりますことから、さらにそれらの再検証を今回は必要とされるのかなという認識を持っておりますのでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 既に実施されているとはいえ、やはり再検討が必要であって、万全では恐らくないという状況があります。

自然災害というのは、その時々状況によって、大幅に私たちが想定しているより変わるといった状況がありますから、この点しっかり踏まえた計画内容にしなければならないというふうに思いますが、その点はどのように考えますか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員、おっしゃるとおりだというふうに思います。万全には万全を期すというような対応が必要であろうというふうに思います。今後、細部、国におきましていろいろ指針が示されてくるものと理解しておりますので、そういったものにより合致するように、再検証することは必要であろうというふ

うに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） この市町村地域防災計画に定める事項の中に、噴火レベルに対応した当然住民等の避難、入山規定等、あるいは登山者における宿泊施設等における利用者に対する情報をきちっと提供されなければならない。また、避難路についてもきちっと提供されなければならないというふうに明記されておりますが、そうしますと、この点の部分について、現在、町が想定しているこういった登山客やあるいは宿泊客に対する情報提供、あるいは避難訓練、あるいは避難路等の対応というのはどういう状況を踏まえて、具体的な避難誘導の対策をとられようとしているのか、もう一度確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

個々の不特定多数の方が利用される施設等の対応につきましては、現在、それぞれルールの中身について詳細は承知しておりませんが、ルールを満たす中で策定されているものというふうに思われます。

しかし、今後の改正されました法律の中におきましては、さらにその精度が高められることが想定されておりますので、それに沿った内容に改善すること。それから、今まで想定されていなかったような状況も考えられますので、私ども行政といたしましては、いろいろなきまざまなツールを使っての情報伝達の整備、そういったことも必要であろうと思えますし、特に登山者に対する対応は今回新たに加えられまして、登山者に対します情報提供、あるいは入山のするときの記録、そういったものを求められております。

しかし、なかなかそれは全国的にそれがなし得ていないという状況から、簡易に、スマートフォン等を使って警察のほうに入山しますという情報が行くような仕組みも今、整備されると聞いておりますので、そういったことと合わせて安全確保は大事であろうと考えておりますので、十分注意を払って取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そうしますと、詳細については具体的な動きとしては、まだ持っておられないということでは理解してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 現在、そのような実態にあるということでございます。つけ加えさせていただきますと、冒頭のお答えで答えさせていただきましたように、十勝岳の場合は、融雪型泥流も過去にそ

ういう悲惨な経験をしておりますので、そういったことまで今回この指針の中で、どういうふうに表現されるかということ、まだ伺っていないのが実態でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） この事項を見ますと、詳細にきちっと避難経路も含めて、いわゆる情報の伝達方法も含めて、詳細に自治体が防災計画の中に組み込む事項として書かれております。

これ読みますと、非常にきめ細かな対応が求められるということが、この項目の中では読み取れますので、十分これは検証も含めて、行政としてやるべきことはきちっとやった情報伝達も含めて、やはり再検討、再構築ということが必要だと思いますので、この点確認しておきしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員お話のように、法律が改正されることだけではなくて、常に細心の体制、防災体制に整備しておくということは当然のことでございますので、今回の国の法改正に合わせます指針も踏まえまして、さらに当町の防災対策については充実できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） そこで前後しますが、十勝岳地域の旅館の想定されている範囲は、具体的などういう施設が対象になると想定されておりますか、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 11番米沢議員の御質問にお答えいたしますが、十勝岳温泉地区四つの施設がございますが、基本的には四施設が対象になるのかな。また、国のほうの指針で、例えば火山の噴火レベルによりまして、火口から何キロとかということで、指針に応じてどのレベルの避難計画をつくる、避難誘導、避難計画の中では避難場所、それから避難経路、避難の手順等を示すことが義務づけられますので、それぞれ噴火レベルに応じてどういう範疇になるのかということになりますけれども、基本的に私たちは十勝岳温泉地区四つの施設がございますので、そちらの施設が対象になると思われれます。

それと、前段、町長のほうからお答えさせていただきましたように、十勝岳火山につきましては、融雪型の火山泥流についても多分、今回の指針の中で示されてくるものだろうというようなことが示されておりますので、特に火山泥流の被災地域において不特定多数の多くの方が利用するような施設につい

ても、そういうことは指針の中で示されてくるのかなというふうに理解しておりますので、それらについても同様の計画等が必要になってくるというふうに、今、理解をしているところであります。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 今後、策定等については協議会設置後の動き等によって、早急に策定されるかというふうに思いますが、期限等については現時点では、ちょっとそこら辺はどういうふうになるのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 今回の法律につきましては、今年の7月1日に制定し、8日に公布をされております。施行が6カ月以内の中で、政令によって施行日が定められますので、遅くとも1月8日までに施行日が定められるというふうに思っておりますので、予定では多分、年内ぐらいに法律の施行日があって、それから国のほうで指針等を今まとめますので、お聞きしている情報の中では、火山防災協議会の見直しなどはなるべく年度内に、この3月末までというようなことが何となく情報でお見受けしておりますけれども、それ以降、新たにでき上がった火山防災協議会の中で、指針に沿って地域防災計画に必要な見直し等の項目を洗い出しをしながら、必要なものは防災計画に載せていく。それ以降に、それぞれの避難計画等を策定の作業に当たっていくと思っておりますので、一定程度、1年、2年といえますか、そういう一定程度の時間の経過の中で、最終的な整備がされていくのかなということで予定しております。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 次の件に、子どもの貧困対策についてお伺いいたします。

この間、この答弁書の中では、今後、いろいろな政策も負担軽減の政策も取り組んできましたと、しかし、貧困の連鎖は何としても避けなければならないという形で、今後、ひとり親の生活実態についても関係者との協力をしながら、注意深く見守りたいというふうに考えておりますというだけでありますが、今後、町として恐らく実態がどうなのか、私もよくわからない部分あるのですが、押さえられていない部分も多数あるのではないかなというふうに思います。

そうしますと、この貧困対策の中で、まず実態を詳しく町も押さえる必要があるのだろうというふうに思いますが、この点、実態調査等の動きなどはこの中に入っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の子どもの

貧困対策についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、上富良野町におきます子どもがどういう状況に、貧困と言われるような状況に、どういう実態にあるかというようなことをつぶさに調査をしているというような状況では、現在ないというふうに承知しております。

さきの答弁でもお答えで申し上げましたように、まず、どういう状況にあるかということを私といたしましては、隠れてといいましょうか、非常に見えない中で、そういう貧困の実態がどこかに見逃されているとすれば、それは大変不幸なことになりますので、そういったような状況はないかということを中心に届けておくと、実態を把握しておくということは大変重要だというふうに考えておりますので、そういうような取り組みに、さらに力を入れなければならないという思いで申し上げたところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ実態、実情調査も踏まえながら、把握していただきたいというふうに思います。

その点でお伺いしたいのは、この答弁の中にも就学援助等がふえているという状況にあります。近年、消費税の増税、あるいは生活保護費の削減等、あるいは就学援助等の基準の引き下げ等が、上富良野町では行われました。そうしますと、そういうものを含めて、こういう制度に結局受けられるけれども、いわゆるボーダーライン層だとか、そういう方もたくさんおられるのだというふうに思います。

やはり今後、先ほども言いましたが、実態調査とあわせて今後、具体的に何をするのかというような私なりにちょっと考えてみました。例えば、就学援助の基準では、従来1.4だったのが1.2に下げられるという状況になりました。こういったところも見直して、1.4の基準に引き上げるというような対策だとかも必要だというふうに思います。この点、まずお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

就学援助の基準等の対応につきましては、議員御発言があったような状況に現在はなっております。しかしながら、御質問の中でもありましたボーダーラインのところ、どのような状況が生まれているのかということも、もう少ししっかりと調査・分析をする必要もあろうかと思っております。

私の思いといたしましては、これはぜひ満たしていきたいと思うことにつきましては、やはりそう

いった苦しい状況の中で十分な学びができなかったり、あるいは十分な子どもして活動する機会を奪われたりと、そういう事象を絶対生ませてはならないということを基本に考えておりますので、大きくくりの中では議員の考えと、そう差違はないものと理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） くくりはないのかなという、町長の従来の答弁で最終的にそこまで到達しないで、なかなか改善がされないというのが実態のかなというふうに思います。

この貧困の連鎖というのは、ただ、これは自治体だけで当然できる問題ではありません。子どもの就学だとか、いわゆる特別支援だとかという国のそこら辺の支援強化という点では、たくさん出てきておりますけれども、やはり総体的な親の仕事をどうするのかという問題も含めて、やっぱりトータル国の支援もあって、地方自治体の支援もあって、初めて貧困の連鎖を抑えることが可能なのではないかなというふうに思います。

よく話題になるのは、高校、大学へ進学したいと、あしなが育英会の資金も借り入れるという制度等もありますが、しかし、結局、進学したいと思ったけれども、当然、借金、借りなければならない。当然、返済しなければならないということで、進学もあきらめざるを得ないというような家庭もあらわれているという実態等もあります。

そういうことを考えますと、そういうものも含めたやはり対応、自治体でできる部分、当然、国が必要として実施しなければならない部分という形の中で、やっぱり地方自治体においてもそういった進学に対する独自の貸し付けというのを設けるなど、具体的な対策というのにも必要になってくる部分もあるのではないかと、私自身思います。そういうものも含めて、町長、どのように具体的に対策として今後どうあるべきかという点を、そもそもについてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の子どもの貧困対策についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、私、常に頭の中に置いておりますのは、どんな状況の環境の中で育つ子どもさんも、みずからそういう環境を選んでそういう環境に置かれているということでない。これは望まざるとも、そういう環境に至ってしまったという客観情勢があるということ、常に頭に置いているところでございまして、そういった中で議員から御発言にありましたように、その親御さんに対します就労援助、直接子ど

もさんに対する手を差し伸べることも大事ですけれども、やはりそういった環境から脱する手だてが町においてもできることがないのか、仕事の世話をするとか、もう少しきめ細かな相談に応じるとか、現在、国で制度として整っていることを十分に活用しているかとか、そういったような一つ一つのことについて検証して、子どもさんが十分に伸び伸びと育っていくような環境をつくってやることは、やはり一自治体として十分でき得ることだというふうに考えておりますので、さらにそういった実態把握を努めるとともに、実態に対し、即した町としての手を差し伸べることができないかも、これを十分に意を用いてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 次に、担い手の育成についてお伺いいたします。

この間も、担い手の育成等についてお伺いいたしました。この答弁の中には、十分な成果を得る状況には至っていないという状況が書かれております。また、同時に新規就農者等における受け入れ側の態勢の問題も、少しずつ明らかになってきたという答弁も書かれておりますが、こういうものも具体的にこういう答弁ですから、具体的にどういうことが障害になっているのか、今後の課題としてどういうものが課題になっているのか、具体的にお伺いしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の農業の後継者育成に対します御質問にお答えをさせていただきます。

何点か、私もこれから反省に立って生かしていかなければならないと感じているところがございますが、まず、新規就農を目指す方が、潜在的にはおられるのかなというふうに思っております。

しかしながら、十分な助走期間がない中で就農したり、あるいは就農機会があったにいたしましても初心者、新規就農の方には非常にハードルの高い条件のところでは就農を強いられたりというようなことで、非常に私は今までの反省から、ミスマッチがあったなというようなことを痛感しております。

これから、7次の農業振興計画の中でも書いておりますけれども、やはりできればそういう新規就農者がどんどん手を挙げていただけるような、まず例えば具体的に申し上げますと、研修の期間、例えばすぐ経営者として就農するのではなくて、いろいろな農業関係の例えばこの地域で言いますと、農協さんに御協力をいただいて数カ月間か数年間、職員として農家の実態を勉強していただくとか、あるいは

研修施設・研修機関を設置して、そういう中で十分事前研修をしていただくとか、あるいは受けていただける、指導していただける実践的な農業者の皆さん方と触れ合う機会をつくるとか、それからずっと申しませうか、経営として成り立つような条件を整えてあげるような、全てスタート時点から取得するというようなこと不可能でございますので、例えば貸付制度だとかリース制度だとか、そういうさまざまな方法を講じることによって、新規就農のハードルが下がると思っておりますので、そういったことをこれから検討していかなければならないと認識しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 確かに、ハードルが高い部分があるのだろうというふうに思います。やはり町長言われた、ここがやっぱりポイントになっているのだろうというふうに思います。この間のいろいろな農業者の取り組み、あるいは若い人たちが農業にどのようにかかわってくるのかといういろいろな情報だとか、テレビだとか、新聞等の報道も見ましても、いきなり直接農業をやって、やっぱり楽しみながら何かを機会にして接してくるというのが、今の若い世代の動き、気持ち、感情というか、そういうものがあるのだろうというふうに思います。

やはり自治体としても受け入れる側として、やはりきっちりとしたサポート、支援できるような気分、感情もとらえた支援でなければ、結局、無に返してしまうというような、そのような状況だというふうに思います。

私、この件の具体的な動きが、町にもっと今後、推すべき課題として上げたわけですから、町長みずからもこの件、上富良野町でできないとするのであれば、近隣の農協や団体、またそういった支援制度にたけた農業者や一般の方々の方々の力もかりながら、支援を強化していくというのが必要だというふうに思いますが、この点、もっと具体化をする必要あると思っておりますが、この件確認しておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の農業後継者の育成についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、私、これまで見聞きした、あるいは体験した中で、新規就農者、特に若い方の就農意識というものと、私ども何十年も実務経験を積んできた者と、どうも我々目線で物事を判断してきているように、私は反省をしております。

やはり新規就農者というのは、我々何十年も経験積んできた者とは価値観が違いますので、そこに少し目を向けてあげないと、最初からすれ違ってしま

いますので、そういう反省も踏まえて、できれば、できれば上富良野町独自にそういった新規就農者を養成できるような仕組みができることを、私も切望している一人でございます。

とりわけ次の質問にもありましたけれども、意外と私どもが気がつかない、特に女性の視点から見た農業というもの、どうなのかということですね、若い女性の農業従事者の方々が、意外といいヒントを与えてくれる可能性もありますので、そういったことを通じて、これは基幹産業は農業ということで普遍でございますので、力を入れて取り組むべきというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） ぜひ進めていただきたいと思えます。

それで女性問題についても、いろいろな女性の取り組み方が今されておりまして、いろいろな意見聞きましたら、私たちは、女性だから何もできないのだというふうに見られたくないというのですね。やっぱりみずからも経営して、経営者としての手腕を発揮して、それぐらいのレベルまで求めていきたいし、農業に熱い思いをやって、感じながら農業をされているのだという話です。いろいろグループ活動もされて、その中には当然、農業者でない方々も女性の中に入っているという形で、いろいろなつながりの中で農業に対する見方等が非常に勉強になるのだという形で、今後、もっと女性グループとして、ただ女性グループだけではなく、多くの幅広い世代を超えた、あるいは男女間を超えたそういったグループ討議の中で、さらにこういう女性の立場からの農業に対する提言だとか、意見もいろいろと求めていけたらいいのだという形になっております。

その中では、この間、行政と非常につながりが薄かったと、行政というのはなかなか何もしてくれないと思っていただけれども、やっぱりこちら側から働きかけないと、いろいろな支援策だとかというそういうものも話を聞けないのだということがわかったし、私たちからも積極的に行政側にも働きかけるし、逆に行政側からもいろいろな情報があれば、発信していただきたいと。そういう中で、今の私たちも農業に対するいろいろな広がり求めていきたいのだという、こういう話でした。

まだまだ相手の言ったことの意が、私、尽くせない部分、言い尽くせない部分、思いが届かなかった部分もあるかと思えますけれども、やっぱりそういったところに対する行政との支援というのは、これからは具体的に継続支援する必要があると思えますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の女性農業者に対します考え方についてお答えさせていただきます。

女性農業者等の御意見は、さまざま聞かせていただくというようなこと、大変大事でありますし、また、男性・女性というこだわりはあえて持たなくても、やはり若い農業者の意見を聞かせていただくということは、これから非常に大事でありますし、私どもも行政も積極的にそういう中に飛び込んでいくような意識を持って、取り組むべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 医療費の無料化についてお伺いいたします。

この間、選挙戦でも多くの保護者の方から、医療費の無料化を望む声が寄せられました。確かに、行政においてはいろいろな子育て支援の取り組みはされておりますが、しかし、全国的に厚生労働省の調査でも、入院、あるいは通院における医療費の無料化の拡大、入院では全国的にも66%、通院については53%に拡大されたという報道があります。

私は、こういう報道を聞いたときに、これは単に子育て支援もあるけれども、将来の未来ある子どもたちの健康で、そして地域で活躍するということを念頭においた、また医療費の抑制に結びつける、そういう理念が根底にあります。これは同時に、貧困問題の解決の一つにもなる話であります。

そういう立場からすれば、従来、町長が一貫して言われているように、想定しないと、やらないということに等しい話なのかなというふうに思いますが、私は、こういう全国的な動きも踏まえて、町の多くの人たちの意見も踏まえて、ただ、従来の支援策にとどまるだけではなくて、やはり思い切ってここで展開して拡大すべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁君。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の医療費の無料化の拡大についての御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、米沢議員と幾度か議論をさせていただいた経過がございますが、私といたしましては、当初お答えさせていただいたことが基本的なスタンスでございますが、いずれにいたしましても産まれて、あるいは妊娠してから、一人前の子どもに成人するまでの間、どの生育ステージにおいても成長ステージにおいても、しっかりとその子育てが担保されているというような仕組みづくりのほうが、私は、トータルとして上富良野町の歩むべ

き姿かなということに理解をしております。

そして、中学生の医療費無料化の全国的な動きも数値も私も聞き及んでいるところでございます。しかし、それを超越できるような他の子育ての仕組みの中で充実を図っていくことも、一つの取り組みとして町民に評価をいただけるものでしたら、それも私は力を入れていくべき施策だというふうに理解していることから、現在、そういう取り組みをさせていただいているところでございます。

中学生ぐらいになりますと、これは私の考えでありますけれども、中学生ぐらいの年齢を迎えますと、自分の体のコントロールもある程度は、自分の意識でできるようになってまいります。そういうことからして、中学生の医療費の無料化に、まず優先すべき子育て全体の充実を図ることのほうが、上富良野町としても優先性は高いのではなかろうかという理解をしているところでございますので、そういったことでトータルで御理解をいただくことをお願い申し上げる次第でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 多くの方がこういう子育て支援と合わせて、段階的にでも引き上げてほしいということを望んでいるわけですが、町長もいろいろな形から情報は入ってきていると思いますが、この点について段階的な引き上げも、それはできないという形でしょうか。こういう声があるわけですから、それは勝手なお話でしょうかということになりますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、全国的な動きの一つとして、議員、冒頭御質問にありましたように、全国50%、60%の自治体が無償化の政策展開を図っている状況を踏まえて、一方では、もう議員御案内のように、国におきましては国民健康保険の財源措置の中で、交付措置の中で制限を加えるような一つの項目にされていることから、非常に制度として制度矛盾が今、もう生まれているのではないかという機運も一方でありまして、私どもの町村会、あるいはいろいろな団体を通じて、国において中学生を含めた医療費の制度について、国としての制度の検討をする、してくれと。そして、それぞれの地方の各国民健康保険の保険者に、そういったことのリアクションがないような方法を、国において講じてもらいたいということも一方で要望しておりますので、全てを否定していることではないということだけは御理解いただきたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） この問題は、国会でも取り上げられました。この間、安倍首相が医療費の増大につながるという形で、ペナルティ等を課するという形になりました。しかし、我が党の国会議員団の小池晃議員の質問で、参議院で厚生労働省は、負担で無料化を実施しても、必ずしも医療費の増額にはつながらないという答弁をしているのです。

そういうことを考えたときに、こういう制度を活用しながらやはり子どもの健康を守る、また地域での子どもさんの成長を見守る、これは社会的な要素の一つでありますから、行政としてもこういう立場からきっちりと国の制度にも訴えかけ、町独自でもすぐにできないとすれば、段階的にこの制度をうまく活用して、無料化に近づけるという方法も一つあるというふうに思いますが、この点お伺いしておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

国の動き、あるいはそれに対する国の反応、そういったこともこれからしっかりと情報収集していきながら、そして何よりも何度も申し上げておりますが、上富良野町全体としての子育て支援策を分厚くしていくということは、私は普遍でございますので、その一環としてどういうことがいいのかということは、町民の皆さん方と常に対話をしながら、取捨選択をしていくというスタンスは、これからも続けてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第6号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第6号平成26年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤 清君） ただいま上程いただきました議案第6号平成26年度上富良野町水道

事業会計未処分利益剰余金の処分の件に関しまして、御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の処分について、議決をいただくものとなっております。

未処分利益剰余金及び処分の額については、後ほど上程の議案第7号に添付しております平成26年度水道事業会計決算報告書の4ページ上段の剰余金計算書及び同じく4ページ下段の剰余金処分計算書を御参照ください。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第6号平成26年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成26年度上富良野町水道事業会計未処分利益剰余金6,434万6,200円のうち、3,000万円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

以上、御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第7号及び

◎日程第5 議案第8号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第7号平成26年度上富良野町企業会計決算の認定について、日程第5 議案第8号平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、企業会計決算認定について。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（山川 護君） ただいま上程いただきました議案第7号平成26年度上富良野町企業会計決算の認定について、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第7号平成26年度上富良野町企業会計決算

の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成26年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

では、初めに、病院事業会計の決算の概要につきまして御説明申し上げます。

平成26年度病院事業会計決算報告書の7ページをお開き願います。

平成26年度上富良野町病院事業報告書。

1、概要。

（1）総括事項の概要を御説明申し上げます。

平成26年度におきましても全国的な医師、薬剤師、看護師不足により、地域の病院を取り巻く環境は厳しい状況でありましたが、当院は旭川医科大学第3内科の関連病院として、肝臓や血液腫瘍、内視鏡検査等の専門医の派遣を受けてまいりました。富良野協会病院との病病連携におきましては、泌尿器科、循環器内科、眼科の医師の派遣を受けておりましたが、平成26年7月末で、富良野協会病院の眼科の常勤医師が不在となり、町立病院への医師の派遣が中止され、眼科診療を廃止することになりました。

また、町立病院が27年度から、富良野看護学校の臨地実習病院となることから、実習指導にかかわる看護師の養成など、看護学生を受け入れる体制づくりを整備してまいりました。

医療機械の主な整備として、防衛省の調整交付金等により、胃カメラ、心電計を更新し、あわせて開院以来35年間使用しておりましたボイラー、バーナー2基をロータリー式バーナーから、油圧噴霧式バーナーに更新し、安定した暖房等の提供に努めてまいりました。

次に、患者など利用者数の状況でございますが、一般病床の入院患者と介護療養型老人保健施設の入所者の合計は1万7,605人で、前年対比914名の減となりました。外来患者数は2万6,755人で、前年対比902名の減となり、入院患者と入所者、外来患者の合計は4万4,360人で、前年対比で1,816名の減となりました。

次に、収益的収支でございますが、平成26年度に地方公営企業に新会計制度が導入され、主な内容としては、収益の部では、国庫補助金で取得した償却資産の減価償却処理方法が変更になったほか、支出の部では、平成25年度の賞与引当金相当額を特別損失の過年度修正損として計上しております。

また、消費税が平成26年4月に8%に引き上げられ、医薬品、物品等の購入時の消費税が増額となり、これらの結果、病院事業収益と病院事業費用の

差し引き4,636万4,990円が、当年度の純損失となりました。

以上が病院事業の決算の概要でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。

1ページ、2ページをお開き願います。

平成26年度上富良野町病院事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

以下、決算額のみ申し上げます。

収入。第1款病院事業収益8億3,982万947円。

支出。第1款病院事業費用8億9,240万1,270円。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入3,580万8,408円。

支出。第1款資本的支出3,580万8,408円。

以下、3ページ以降の財務諸表などにつきましては、御高覧いただいているものとして、説明を省略させていただきます。

御審議賜りまして御認定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) 続きまして、平成26年度水道事業会計決算報告書について、御説明申し上げます。

まず、水道事業会計の平成26年度決算の概要を申し上げます。

7ページをお開き願います。

本事業は、町民が健康な生活を持続していくために必要とされる、安全で安心な水道水の安定供給を開始して以来、42年を経過いたしました。

当年度の決算状況については、収益的収支において、収入1億6,750万7,102円、支出1億3,582万6,596円であり、純利益3,168万506円で決算することができました。

なお、収益的収支については、11ページ以降の費用明細書との整合を図るため、消費税を含まない数字となっておりますので御承知願います。

次に、資本的収支では、収入3,890万円、支出1億1,445万6,539円で、不足する額7,555万6,539円については、過年度分損益勘定留保資金4,475万7,180円、当年度損益勘定留保資金3,079万9,359円で補填し、事業の推進を図ってまいりました。

本年度の収支も黒字決算となりましたが、町内人口の推移と節水意識の高まりや、飲料水嗜好の多様化が進み、使用水量は減少傾向にあります。受益者負担の原則を堅持するとともに、コンビニ納入な

ど納入方法の利便性を図り、公営企業として健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等維持管理に万全を期し、安全で安心、良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

次に、決算額を申し上げます。

1ページ、2ページをお開き願います。

平成26年度上富良野町水道事業会計決算報告書。

以下、款ごとの決算額のみを申し上げます。

1、収益的収入及び支出。

収入。第1款水道事業収益1億7,827万2,457円。

支出。第1款水道事業費用1億4,220万4,578円。

2、資本的収入及び支出。

収入。第1款資本的収入3,890万円。

支出。第1款資本的支出1億1,445万6,539円。

さきに概要報告でもお示ししましたが、表下に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,555万6,539円については、過年度分損益勘定留保資金4,475万7,180円、当年度分損益勘定留保資金3,079万9,359円で補填しております。

以下、各計算書、業務明細書等の説明については、御高覧いただいているものとして割愛させていただきます。

以上で説明いたします。御審議賜りまして御認定いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員(米田末範君) 地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました平成26年度地方公営企業の病院事業会計決算及び水道事業会計決算について、平成27年6月29日から7月17までの間で、実日数4日間審査し、同法第30条第1項の規定に基づき、調整された各決算書等が関係法令に正しく準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか、また、決算の計数が証拠書類等に符合しているかを照合し、予算執行の適否について審査しました。

審査に付されました各事業会計の決算報告書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、現金出納簿、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、各事業会計の計数は正確であると認められました。

審査意見について申し上げます。

病院事業については、入院・外来ともに患者数が

減少し、依然として厳しい経営環境にある中で、胃カメラ、エックス線、骨密度測定器、シリンジポンプ等の医療機器更新やボイラーバーナーの設備更新を図り、よりよい医療環境の確保に努められています。

眼科の廃止や投薬期間の延長、再診予約制の制度の実施等により、患者数は減少しており、依然として医療収益の減少傾向に変わりはなく、これらの状況のもとで収支のバランスのとれた経営ができるよう、検討を続けていただきたいと思います。

介護療養型老人保健施設については、入院数が増加し、安定した利用状況と収益が示されています。町民の福祉向上と健康管理に寄与する医療機関として、安心・安全な医療の提供と質の高い高齢者福祉の充実を図り、住民医療サービスの向上と経営の安定、改革に向け、一層の努力を望みます。

水道事業については、人口の減少や節水家電、トイレなどの普及、町民の節水意識の向上など、有収の給水量が減少してきている中で、安定した経営と安全・安心な飲料水の供給に心がけていることがうかがえます。

未納者への対応としては台帳が整備され、履歴を明確にしなが管理を行うなど改善が図られており、未収金の納付も向上しています。引き続き給水停止の効果的な実施、確約書をいただいてからの履行の確認、直接面談するなどの細かな対応を積極的に実施し、不納欠損を縮減していくことが重要であると思います。今後とも健全な経営に努め、漏水対策や老朽管の更新等、維持管理に万全を期し、本町水道事業の特徴的利点とも言える湧水利用と自然流下を最大限に生かし、低廉で安価で、かつ、安全な飲料水の供給を図られるよう望みます。

なお、13ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御高覧いただきたいと思います。

以上、説明といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、一般会計、特別会計決算認定について。

会計管理者、藤田敏明君。

○会計管理者（藤田敏明君） ただいま上程いただきました議案第8号平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について、概要を御説明いたします。

今回、決算認定の審査を受けます平成26年度一般会計の当初予算編成時の財政状況を振り返りますと、アベノミクス効果で景気は緩やかに回復しつつあり、各種政策効果で景気回復の動きは確かなものになることが期待されていた中、海外における政府債務保証問題や金融財政問題への対応法など、不安定

な経済環境にありました。

当初予算編成時には、収入の7割強を国や北海道への依存財源で占めている中、厳しい経済状況や特例法などの影響により、町税等の減収を初め、特に地方交付税など、一般財源の減収が避けられない状況にありました。

一方、歳出面では、大型公共施設の町債費が償還完了により減少するものの、新たな償還開始による増加が見込まれ、厳しい経済雇用情勢の改善、少子高齢化への対策、近年の大雨災害に対する対策、上富良野小学校の改築、公営住宅整備を初めとする公共施設の整備など、さまざまな地域課題の解決に向けた財政支出が求められておりました。

一般会計の当初予算額は70億8,600万円で、前年度と比べ7億4,000万円が増加しております。

一般会計、特別会計を合わせた当初予算額は102億8,025万8,000円となり、前年度と比べて約8億8,000万円が増加しております。年度中には国の政策が確定するとともに、地方に向けられた地域の元氣臨時交付金を公共施設整備基金に積み立てたものを取り崩し、公共施設の整備、橋梁の整備などの事業化を進められたことにより、当初予算の約1.2倍となる最終予算となったところであります。

一般会計予算で、最終予算額87億7,260万8,000円となり、全会計の最終予算額は120億258万4,000円になりました。平成26年度は全ての会計で、収入済額が支出済額を上回る黒字決算になっております。

継続費につきましては、第20号橋及び第21号橋のかけかえ工事に伴い、平成26年度から平成27年度の当該期間の各年度ごとの支出予定額を定めました。また、平成26年度分に定められました予算計上額から支出済額を差し引いた1,804万円が、平成27年度へ定時繰り越しされております。

繰越明許費につきましては、一般会計に平成25年度から上富良野小学校改築などに係る13億7,939万8,000円が設定されております。

平成27年度に向けて、一般会計は、国の平成26年度補正において可決された地域創生事業に係る地域先行型事業として1億816万円が認定されております。

一般会計の主な決算内容につきまして御説明いたします。

収入済額は88億779万4,965円となり、前年度と比べて10億円弱が増加しております。増加になった主なものは、地方消費税交付金2,476万円、分担金及び交付金2,180万円、国庫支

出金5,196万円、繰入金4億1,457万円、町債6億3,970万円など、合計11億5,600万円ほど増加しております。

減少したものは、町税では固定資産税と軽自動車税、入湯税が増加いたしました。経済状況の悪化により町民税が減少したため712万円の減、自動車取得税交付金1,717万円、地方交付税6,419万円、繰越金5,873万円など、合計で1億7,800万円ほど減少しております。

歳出総額は、85億863万4,606円となり、前年度と比べて8億873万円ほど増加しております。増加になった主なものは、地域の元気臨時交付金を財源とする事業に伴う公共施設整備基金積み立てを取り崩した橋梁整備など、約5億円などがございます。

減少になった主なものは、事業が完了した大型水槽車の更新、吹上保養センター改修など、積立金で公共施設整備基金の約4億円となっております。

事業ごとの内容につきましては、決算書の事項別明細書の歳出の部及び各会計主要施策の成果報告書に記載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

それでは、議案及び平成26年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係について概要を御説明いたします。

議案第8号平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度上富良野町一般会計、上富良野町国民健康保険特別会計、上富良野町後期高齢者医療特別会計、上富良野町介護保険特別会計、上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計、上富良野町簡易水道事業特別会計及び上富良野町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成26年度各会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

平成26年度の各会計別収支総括表で、各会計全体の決算状況を御説明いたします。

この表の最下段、合計欄をごらんください。

予算額120億258万4,000円、調定額121億2,745万7,595円、収入済額120億1,231万9,054円、不納欠損額252万6,268円、収入未済額1億1,261万2,273円、支出済額116億7,672万8,995円、差し引き残額3億3,559万59円です。

調定額に対する収入済額の割合、調定対比は99.05%、予算額に対する収入済額の割合、予算対比は100.08%、予算額に対する支出済額の

割合、支出予算対比は97.29%であります。

次に、D欄、不納欠損額をごらんください。

一般会計は、個人町民税、固定資産税と軽自動車税で90万3,589円です。国民健康保険特別会計は、一般退職分医療給付費、一般退職分後期高齢者支援金分と一般退職分、介護納付金分で113万3,990円です。公共下水道事業特別会計は、下水道使用料で44万9,689円です。介護保険特別会計は、介護保険料で3万9,000円。これら4会計の滞納繰越分の一部の欠損処分を行っております。

次に、E欄、収入未済額をごらんください。

一般会計は9,578万4,376円です。その内訳は、町税1,035万7,346円、住宅使用料261万6,030円、合計は1,297万3,376円です。

繰越明許費分は、国庫分、総務管理費国庫補助金等地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の7,076万1,000円、道費分、商工費補助金の725万円、町債分、総務の480万円、繰越明許費の合計は、8,281万1,000円です。

国民健康保険特別会計は、一般分と退職分の保険料が1,307万6,155円で、簡易水道事業特別会計は、水道使用料が4万8,281円です。

公共下水道事業特別会計は、下水道使用料の239万9,861円です。

介護保険料特別会計は、介護保険料の130万3,600円です。

ラベンダーハイツ事業特別会計と後期高齢者医療特別会計に、不納欠損及び収入未済はありません。

別冊、各会計歳入歳出決算書に係る附属調書の74ページから79ページに各会計収納内訳、収入未納調書、欠損処分調書を掲載いたしましたので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、G欄には、各会計の差し引き残額を記載しております。

実質収支額は、各会計決算書の冒頭にあります実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。

一般会計には、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額がありますので、その額を差し引いたものが実質収支額となります。他の会計は、差し引き残額と実質収支額は同額となっております。

この表に記載されております、丸括弧書きは平成25年度から平成26年度へ、角括弧書きは平成26年度から平成27年度への繰越明許費を内数で記載しております。

次に、財産関係について御説明を申し上げます。

決算書の399ページ、財産に関する調書をごら

んいただきたいと思います。

平成26年度中における公有財産の移動について御説明いたします。

1、公有財産。

(1) 土地及び建物。

初めに、土地の移動を御説明いたします。

括弧は行政財産、公共用財産の土地は東中中学校用地を普通財産に移行した減、公営住宅東中団地用地購入による増で、差し引き1万9,502.99平米の減となりました。

(イ)普通財産の土地は、行政財産からの東中中学校用地をその他の施設用地に移行による増、教員住宅をその他施設に所管がえをしたことによる減で、差し引き1万9,861平米の増となりました。

次に、建物の移動を御説明いたします。

(ア)行政財産。公共用財産の建物(木造)は、東中中学校物置の所管がえをしたことによる減。富原運動公園テニスコート横トレイ建設による増で、差し引き13.66平米の減となりました。非木造は、上富良野小学校校舎解体、東中中学校校舎公道の所管がえ、中央保育所を社会福祉法人わかば会へ譲与による減、上富良野小学校校舎建設、泉町南団地1号棟建設、防災資機材倉庫建設、防災用自家発電設備建屋建設による増で、差し引きが791.27平米の増となりました。

(イ)普通財産の建物(木造)は教員住宅、教員住宅物置の所管がえによる増で、差し引き24.30平米の増となりました。非木造は、東中中学校校舎公道の所管がえによる増で、差し引き2,166.13平米の増となりました。全体では、土地が358.01平米の増、建物が2,968.04平米の増となったところであります。

以上が公有財産の土地及び建物の移動内容であります。

次に、400ページ。

(2)の有価証券、(3)の出資による権利は、前年度と同額で、増額はありません。

次に、401ページをごらんください。

2、物品は、車両の保有状況を示しております。乗用車2台、軽自動車1台の3台を更新していません。車両の保有台数は75台で、増減はありません。

別冊、各会計主要政策の成果報告書の13ページ、14ページに公有財産の土地及び建物、物品、車両について記載がされていますので、あわせて後ほどごらんをいただきたいと思います。

3、債権は、上富良野高等学校卒業生就学資金貸付金、年度中の減少は1名分、24万円の償還によるものであります。年度末現在高24万円は、1名

分の償還金で、平成27年度に終了予定となっております。

次に、402ページ、403ページをごらんいただきたいと思います。

4、基金は、平成26年度末に一般会計及び特別会計、合わせて14の基金と北海道備荒資金組合基金を保有しております。

403ページの表中の右下の合計欄の上段で、平成27年5月31日現在額14基金の合計額で、22億4,195万7,109円、下段の平成27年3月31日現在額で、21億7,906万9,586円となっているところであります。

北海道備荒資金組合基金の平成27年3月31日の現在額は、2億1,793万9,628円となっております。

以上が、財産に関する状況でございます。

これもちまして、平成26年度各会計歳入歳出決算の認定についてに関する概要の御説明とさせていただきます。

具体的な主要施策の成果及び決算に係る調書は、別冊、平成26年度各会計主要施策の成果報告書、各会計歳入歳出決算に係る附属調書に取りまとめで掲載してございますので、審査の参考として御高覧を願いたいと思います。

御審議を賜り、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員(米田末範君) 審査に付された平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び関係書類並びに平成26年度各基金の運用状況について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、町長から審査に付された平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、7月29日から8月18日までの実日数4日間、基金については8月18日1日間、関係法令に基づき、決算計数と会計管理者の所管する関係書類及び関係課等から提出された資料との調査、照合、並びに関係職員の説明を聴取するとともに、例月現金出納検査、定期監査の結果等も参考にし、決算書式の適否及び計数の成否を確かめ、かつ、予算執行状況について審査を実施しました。

各会計歳入歳出決算は、ともに法令に準拠し、かつ、前会計年度と同一の基準に従い継続して作成されており、計数も関係書類と符合し正確で、予算執行状況についても、おおむね適正であると認めまし

た。

また、平成26年度の基金運用状況調書、基金現在高調書及び関係諸帳簿の計数は、各基金の支消額、積立金利息の額、年度末及び出納閉鎖後の現在額と符合し、適切に運用されていることが認められました。

審査の詳細については、お手元に配付の意見書のとおりであり、審査意見のみ御説明させていただきます。

自主財源の根幹をなす町税収入は、前年度と比較して512万2,971円減少しています。また、一般財源の主要である地方交付税は、前年度比6億4,198万円、2.1%の微減となっています。

一方で、公共事業等への投資を目的に、国庫支出金は前年度比5,196万5,582円、3.98%増、これに伴い町債、前年度比6億3,970万円、81.6%増と、大きくふえています。

各基金の平成27年5月31日出納閉鎖後の現在額は、総額22億4,195万7,109円であり、前年度同期に比べ、4億4,431万846円減少していますが、これは上富良野小学校改築に伴う公共施設整備基金の減が主な要因です。

また、財政指標は、実質公債費比率、起債制限比率、公債費比率、公債費負担比率で改善が見られますが、依然として経常収支比率は85.8%と標準値80%を超え、財政の硬直化が続いており、収支均衡のとれた財政構造となるよう努力が求められます。

なお、実質公債費比率については、審査意見書提出後、9月10日に確定値が報告され、14.3%、前年度比1.6ポイント減少となったことを申し添えます。

平成26年度以降、国の景気対策等により公共事業が増加し、決算規模も拡大してきていますが、地方交付税も含めた国から地方への財源配分、調整方法に大きな変動が考えられることから、総合戦略等も含めた国や道の動向と、さらに景気の状態等を見きわめながら、一層の適切、かつ、効果的な財政の運営を努めていただきたいと思います。

未収金、不納欠損金は、前年度と比べ減少しており、収納対策等の努力が見受けられます。町税の未収金解消に当たっては、町民全般に対し、税、税外収入が本町の財政基盤の土台となるものであることを十分に周知し、納税意欲の高揚を図りながら、税の収納対策に取り組む必要があります。未収金が、不納欠損金へ移行していく根源であることを認識し、未収金、不納欠損金が今後とも減じていくよう対策を図られるとともに、不納欠損処分については法令に準拠するほか、処分の適切な時期を十分に勘

案して処理していただきたいと思います。

なお、意見書に、前年度比較、過去5年間経過及び各種データ等を記載しましたので、参考としていただきたいと思います。

以上で説明といたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎決算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第7号平成26年度上富良野町企業会計決算の認定について、議案第8号平成26年度上富良野町各会計歳入歳出決算の認定については、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、議長及び議員のうちから選任された監査委員を除く12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の検査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第1号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第1号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）について、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、本年度の普通交付税が既設予算を上回る額で確定したところであり、あわせて地方特例交付金及び臨時財政対策債の発行額が確定したことにより、それぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

2点目は、町税についてですが、課税客体の確定に伴い、個人町民税及び固定資産税について所要額を補正するとともに、過年度町民法人税等の還付の増に伴い、今後の対応に備え、一定額の計上をお願いするものであります。

3点目は、この夏に断続的に発生しました集中豪雨により、町内各所の河川、道路及び排水路等にお

いて、小規模な災害が発生したことに伴い、それらの復旧費用について補正をお願いするものであります。

4点目は、前年度の自立支援給付費、さらには保育所運営費に係る精算に伴い、国・道への返還及び追加交付について、歳入歳出にそれぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

5点目は、東中5地区で実施している道営経営企業体基盤整備事業、島津第2地区道営農業利水施設保全合理化事業及び東中幹線地区道営かんがい排水事業の事業量の変動に伴い、それぞれ所要の事業費の補正をお願いするものであります。

6点目は、町内3名の中学生が10月23日から横浜市で開催されますジュニアオリンピック陸上競技大会への出場権を獲得したことから、当大会出場に係る費用について補正をお願いするものであります。

7点目は、南部地区土砂流出対策事業についてですが、現在、実施されています平成26年度国債工事において、事業量等が確定したことから、事業の最終年度となる平成27年度の単歳工事の工法及び数量等の変更により、歳入歳出にそれぞれ所要額の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素として、財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分につきましては、今後の財政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

なお、議決項目の部分について説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度上富良野町の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,452万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億2,178万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税、1,460万円の減。

9款地方特例交付金、108万9,000円。

10款地方交付税、6,285万円。

14款国庫支出金、689万3,000円。

15款道支出金、163万3,000円。

17款寄附金、136万円。

21款町債、3,530万円。

歳入合計は、9,452万5,000円でありませぬ。

2、歳出。

2款総務費、604万4,000円。

3款民生費、534万9,000円。

4款衛生費、397万8,000円。

6款農林業費、1,323万6,000円。

7款商工費、18万円。

8款土木費、2,091万2,000円。

9款教育費、61万5,000円。

10款公債費、143万2,000円。

12款予備費、4,277万9,000円。

歳出合計は、9,452万5,000円でありませぬ。

3ページをごらん願います。

第2表、地方債の補正であります。前段申し上げました臨時財政対策債につきまして、発行額が確定したことに伴います限度額の補正をします。

以上、議案第1号平成27年度上富良野町一般会計補正予算（第5号）の説明といたします。

御審議をいただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 15ページの個人番号カードの交付についてお聞きいたします。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーは税制から社会保障まで幅広く活用され、膨大な個人情報が行政機関の間で控えることになるということでございます。

国の管理システムというのは非常に堅固であると言われておりますので、個人情報を狙うハッカーは、中小の市町村を標的にすると見方がございます。そこでセキュリティーについてお伺いしたいと思っておりますけれども、セキュリ

ティーの対策といたしまして、総務省はハッカーの攻撃を防ぐため、マイナンバーを管理するシステムからインターネット回線を切り離すよう全自治体に要請したということで、多分、我が町もやっていると、この間もたしかそういう答弁だったと思います。

しかし、いろいろ問題点があるのではないかといいるところで、ちょっとセキュリティーについてお伺いしたいのですけれども、そのセキュリティー対策の進捗状況というのですか、あるいはその内容、切り離すだけなのか、またほかにもあるのか、内容についてもあればお聞きしたいというふうに思っております。

また、セキュリティー対策というのは、非常に難しいということ、先般、情報漏えいがありましたよね。年金機構ですか、それでメールを開いてしまったというようなこともあるのですけれども、怪しいメールを開かないとか、異常を見つけたら早く対処をするというだけだと、対策としてそれだけしかないというのは語っている自治体もあるそうですが、そこで何というのですか、こういった不正行為と思われる事態が発生した場合、手順書というものが、それぞれつくっているところがあるということなのですけれども、我が町ではそうした怪しいものを見かけた場合等、どうするのだというような手順書的なマニュアルの作成があるのかどうか、まずそこをお聞きしたいというふうに思います。

それと、住民の本当に膨大な数ですから、地方税とか社会保障、生活保護なんかなのですけれども、こういった各種情報がマイナンバーに結びつける作業もあるということで、インターネットから切り離すと情報を1回打ち出して、それを見て打ち出すようになるような膨大な作業になるというふうに伺っております。多分、そうなるだろうと思います。そういったものを果たして臨時職員1名とか、4名だったですか、正職員、そういった方々で対処できるのかどうか。実際に切り離すといても、そういった関係部署同士で情報のやりとりというのは必要になってくると思うのですね、国との情報のやりとりもやらなければならない。本当にセキュリティーというのは大丈夫なのか、町はセキュリティーに対して不安はないのかどうか、正直に言ってほしいのですよね。後すぐ始まるのですよね、セキュリティーに対しては万全で大丈夫だということなのか、そこをしっかりとお聞きしたいなと。

あるいは、これも過去にもありましたけれども、仕事が忙しくて。

○議長（西村昭教君） 今村議員、もう少し具体的

に御質問いただきたいと思います。

○5番（今村辰義君） わかりました。要するにUSBメモリーなどを不用意に持ち出す場合等、これは仕事の関係上でまじめな職員の可能性もあるのですけれども、過去にもあちこちでありましたよね。そういったメモリーカードを持ち出した場合の安全管理教育というのですか、そういったものは我が町では施されているのかどうか、こういった点についてちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 5番今村議員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードが、いよいよスタートするわけですけれども、特に新聞報道等でも国民の皆様から、その情報管理についてのいろいろと心配事等については、私たちも目にしているところであります。基本的なセキュリティー対策につきましては、我が町につきましては、セキュリティーポリシーを既に策定しておりますので、それに基づいて職員が徹底をいただくことということは以前から、このマイナンバーカードがスタートする以前から、それはルール化になっていることであります。

それと、議員の発言にもありましたように、我が町は総合行政システム自体が既にインターネット回線とは別の回線で業務を行っておりますので、インターネットを通じて直接情報が流れていくというようなことは、基本的には想定はしていないところでありますけれども、現代のいろいろな通信機器等の発達やハッカーの手口、つながっていないところには入ってこれないのは確実だと思いますけれども、どのような形でハッカーの侵入があるのかということは、なかなかわからない部分もありますけれども、100%万全かというふうに言われたときに、100%ですというふうに自信を持ってお答えできるということは、なかなか難しいというのは、そういうことだというふうに理解をお願いしたいと思います。

それと、各それぞれの行政内部の間は、インターネット回線で業務を行っておるわけではございませんで、今言った別回線で業務を行っておりますので、そこに直接ということは基本的にもありませんし、国とのやりとりもそちらのLGWAN回線、ローカル・ガバメント・ワイド・エリアネットワークという回線、インターネットとは別の回線で業務が行われていますので、そちらのインターネット回線から直接ということは、基本的にはないものというふうに理解しておりますけれども、実際に業務をする中では、今、今村議員もおっしゃったように、例えばUSBメモリーでデータを持ち出して、例えば自分

の家でちょっと残業といいますか、仕事をしようというようなことは、基本的にUSBメモリーでデータ持ち出すことは、先ほど言いましたセキュリティーポリシーの中で、それはいけませんということにしてありますので、そういうことは職員がやってはいけないルールになっております。

実際に、もし、そういうことが起きたときに、家庭のインターネットにつながっているパソコンがウイルスに冒されているようなものがあって、そういうところからウイルスが入ってくるというようなことは、100%ないというふうに断定できるものではありませんので、そういうことも心配事の一つでありますし、実際に私たちが業務で使っているインターネット回線とは別回線で総合行政ネットワークは動いていますけれども、それ以外にふだん私たちが手で利用しているパソコンについては、当然、インターネットの回線とつながっているパソコンでありますので、そちらのほうにデータを入れ込んで、例えばエクセルで表をつくって業務をしたりすると、そこからウイルスが感染するというようなことも、100%ないわけではないということもありますので、そういうことは今後のセキュリティー対策の課題になるのかなということ、それらについてどのような方策がいいのか、または今、メール等においても不審なメールをあげないことについては、随時グループウェアを通じて職員に周知しておりますので、引き続きそういうことの徹底等を進めていかなければならないというふうに理解をしております。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 5番今村議員の御質問にお答えしますが、先ほど総務課長のほうからも前段セキュリティーの関係については御説明申し上げましたが、今回の補正予算の概要で申し上げましたとおり、今回、臨時職員1名につきましては、総合窓口の4名に対し、1名については個人番号カード交付に際しての業務ということで準備しております。

私ども個人番号の入力された住民の皆様の情報につきましては、基本的に職員が全て管理するということが業務を命令したいというふうに考えておりますので、臨時職員が個人番号の交付に関する業務は補助業務として従事させるように補正予算を計上しておりますけれども、実際の業務は今現在、職員の正職の中で全てマイナンバーの準備をさせていただいているところでございますので、つけ加えて御説明申し上げます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番今村辰義君。

○5番（今村辰義君） 100%のものでないという、非常に不安なのかなというようなところもあるのですね。この個人情報というのは、万が一漏れたら大変なことになると思うのですね、絶対漏らしたらいけないのですよ。絶対ですね。

それに、先ほどの総務課長のお話で確認したいのは、持ち出す場合、メモリーを、それいけないよということを言っているという話でございますけれども、人間の信頼関係でやっておられるというようなイメージなのですけれども、罰則規定だとかそういうのはあるのかどうか。いけないよと言っているだけで、持ち出さないのか、どうしても仕事でばってきたら、まじめな人というのは、持って帰って自分で仕事やってしまうのですよ。そのコンピューターがインターネットとつながっていたら、大変なことになる可能性ありますよね。あるいは各部署関係で、データのやりとりがあって、やりとりやった先がつながっている可能性とかそういったものはないのか。

先ほど言ったように、国とのデータのやりとりもありますよね、そこからハッカーに侵入される可能性はないのか、そこ確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（石田昭彦君） 5番今村議員の再質問にお答えいたします。

基本的に先ほど言いましたように、部署間のデータのやりとりはインターネット回線を通じておりません。それと、国との業務のやりとりもインターネット回線を介しておりませんことから、インターネット回線とは、そこは完全に切り離されておりますことは、まず御理解をいただきたいと思います。

それと、USBメモリー等で自宅に例えば持ち出し業務をしたりすることについては、それは町のセキュリティーポリシーで、いけませんということにしてありますので、そのようなことは命令違反になる行為になります。そのようなことから、現実に行われているかどうかということも確認の作業も必要かもしれませんが、基本的に懲戒処分の規定の中で、そういう情報機器のやりとりの不正な取り扱いをした者については、懲戒処分の対象にしておりますので、そういうことがもし散見できれば、処分の対象になるものというふうに理解をしています。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(鈴木真弓君) ただいま上程いただきました議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、退職者等医療給付費及び高額療養費の支出増に伴い、療養給付費交付金の増額を補正するものです。

歳出につきましては、退職療養給付費及び高額療養費の支出増に伴い、保険給付費の増額補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。

平成27年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,706万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款療養給付費交付金、1,400万円。

歳入合計は、1,400万円であります。

2、歳出。

2款保険給付費、1,400万円。

歳出合計は、1,400万円であります。

以上で、議案第2号平成27年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第3号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第3号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

歳入については、平成26年度介護給付費負担金の確定に伴います社保基金負担金の追加交付の補正をするものであります。

歳出につきましては、平成26年度介護給付費負担金等の確定に伴います国庫及び道費負担金返還金並びに平成26年度地域支援事業費の確定に伴います国庫・道費及び社保基金負担金返還金について、所要の費用の補正をしようとするものであります。

なお、収支の差額については、予備費を充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成27年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億711万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款支払基金交付金、80万円。

歳入合計は、80万円であります。

2、歳出。

6款諸支出金、552万6,000円。

7款予備費、472万6,000円の減。

歳出合計は、80万円であります。

以上で、議案第3号平成27年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第4号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました議案第4号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納による補正でございます。寄附採納1件、5万円をサービス事業費の備品購入費、介護用ベッド2台に充当し、一般財源からその

他財源の組み替えをするものであります。

2点目は、その他財源へ充当したことにより生じた一般財源5万円を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。

なお、今後におきまして、事業の収支状況を見きわめながら、基金への積み立て等も検討してまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第4号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,395万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金、5万円。

歳入補正額の合計は、同額の5万円でございます。

2、歳出。

5款予備費、5万円。

歳出補正額の合計は、同額の5万円でございます。

これもちまして、議案第4号平成27年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第2号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(西村昭教君) 日程第10 議案第5号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(山川 護君) ただいま上程いただきました議案第5号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、町立病院へ1名の方から3万円の御寄附を賜りましたので、寄附者の御主意に沿いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第5号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)。

総則。

第1条、平成27年度上富良野町病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、平成27年度上富良野町病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額3万円。

第1項出資金、3万円。

支出。

第1款資本的支出、3万円。

第2項建設改良費、3万円。

以上で、議案第5号平成27年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたし

ます。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(西村昭教君) 日程第11 議案第9号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(北川和宏君) ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、児童福祉法の改正に伴い、条例に引用されている条項の改正をするものであります。

2点目は、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業を子どもセンター事業として追加するものであります。

3点目は、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業の指定事業所の設置根拠を明記するものであります。

4点目は、事業の一部委託について、既に事業の一部を委託している実態があることから、根拠を明記するものであります。

なお、本条例は、平成27年10月1日から施行しようとするものであります。

以上で、議案第9号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木真弓君） ただいま上程いただきました議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

ことし10月から、社会保障番号制度、マイナンバー制度の開始により、住民基本台帳に登録されている全住民に通知カードが郵送され、個人番号カードを申請した住民には、平成28年1月から個人番号カードが交付される所です。各カードの初回交付は無料ですが、再交付については所要の手数料が必要なことから、手数料条例の改正を行う所です。

また、マイナンバー制度の開始により、住民基本台帳カードの交付が平成27年12月31日をもって廃止されることから、あわせて改正を行う所です。

また、このたびの制度開始により、住民基本台帳システムの改修にあわせて、住民票交付様式を追加することで、住民サービスの向上を図る所です。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

1点目は、マイナンバー制度の開始に基づき、住民基本台帳システムを改修したことにより、住民票及び戸籍の附票等の写しの交付又は証明書の交付に関する手数料、現行、個人票、1枚につき200円に、世帯票、1件、400円を追加する所です。

2点目は、通知カード及び個人番号カードの交付により、これまで発行していましたが住民基本台帳カードの交付については、平成27年12月31日をもって廃止されることから、住民基本台帳カード交付に係る手数料、1件につき500円を個人番号カードの交付に関する手数料、1件につき800円に改正する所です。

なお、住民が負担する個人番号カードの交付手数料は、地方公共団体情報システム機構が定める電子証明書手数料200円を町が徴収し支払うため、1,000円となる所です。

3点目は、通知カードの再交付に関する手数料、1件につき500円を新たに定める所です。

なお、この条例は、平成27年10月1日から施行するものとし、附則第4項及び別表第22項の改正規定は、平成28年1月1日から施行する所です。

以上で、議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 何点かお伺いいたします。

住民登録されている方に、基本的には通知カードが行くという形になっておりますが、外国人登録されている方にも行くという形になるのか、確認いたします。

この個人番号カードを申請して、紛失した場合、このときの対応というのはどのようにすればいいのか。当然、窓口に来て、「紛失しました」ということの手続が必要かというふうに思います。その場合、本人の確認される証明書等が、当然、必要かというふうに思いますが、どういふものを持っていて再交付手続をすればいいのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

三つ目に、通知カードは来たけれども、本人はそれに基づいて申請通知カード、個人番号を申請しなかった場合には、それはそれでいいのか。いつまでその状況が、時間が、状況があるのか、期限が結局、定められるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

再交付の場合は、当然、手数料として1,000円かかるという形になりますが、この点確認しておきたいというふうに思います。

また、通知カードが来たけれども、どのように手続をしていいかわからないというような状況も想定されるかというふうに思いますが、そういう場合は、恐らくそのままになってしまうような可能性もあるのではないかなというふうに思いますが、当然、その義務としてつくらなければならない、あるいは猶予期間等があるのかというふうに思いますが、そこの関係はどのようになるのか、確認しておきたいというふうに思います。

とりあえず、その点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の

御質問にお答えします。

まず、1点目の通知カードは、外国人登録者についても到着するののかという御質問については、10月現在で住民基本台帳に登録されている方は、全員に通知をされるというふうにお伺いしております。

なお、私どものほうでも外国人の方については、日本文では全く御理解できませんので、外国人登録されている方には、外国語で案内文が届くということでお伺いしているところでございます。

次に、2点目の紛失した場合の手続についてでございますが、紛失した場合については、議員おっしゃるとおり、私ども住民基本台帳登録している窓口のほうにお越しいただきまして、手続をしていただくようになります。通知カードであれば、通知カードの再交付申請、個人番号は個人番号の再交付申請ということになります。

通知カードにつきましても、本人の確認が必要となりますので、今現在お持ちの身分証明書となるものとして、保険証または介護保険証、運転免許証、あと就労をしている方であれば、それぞれの保険証等が多分、本人の証明となるかと思いますが、そのときには必ず2点以上の証明を確認するようになりますので、それについて対応したいと思っております。

また、今、まだ交付はこれからでございますので、再交付については、町の広報並びに各住民説明会において、そのようなことが生じたときには、速やかに窓口のほうにお電話並びに家族の方、または委任状を受けた方が問い合わせしていただけるように、住民のほうには説明していきたいと思っております。

3点目の通知カードは来たけれども、個人番号カードは申請をしないという方につきましては、これについても可能でございます。通知カードをお持ちいただければ、全ての方が全員強制的に個人番号カードを申請しなければならない義務ではございません。ただし、今後、私どもも住民説明会で今、回っておりますが、これまでですと、通知カードですと通知カードともう1点、実は自分の身分を証明するものが必要となることから、個人番号カードですと、顔写真もついた本人を証明する1点確認で終了することから、高齢者の方並びに住民の皆様には、この個人番号カードをぜひお持ちになって1点確認の上で、今後の手続について対応していただけることが、大変有効な策かということで、私どもは今伝えているところでございます。

なお、通知カードについては、通知カードとそれともう1点、保険証並びに個人の証明できるようなものがあれば、それでも十分これからの手続につい

ても可能ということで聞いておりますので、強制するものではございません。

また、期限については、私どもが今聞いているものにつきましては、27年度、28年度については国の予算で、これは無料ということで措置をしているというふうにいただいております。ただし、29年以降もそれが無償かどうか、あと有効期限を、申請期限を設けるのかは、まだ確認はとれておりませんので、これにつきましてもはっきりしましたら、住民の皆様にもお知らせしていきたいと思っておりますが、私どもが今考えているのは、27年度の10月または1月からの個人番号カードの交付、あと28年度に向けてぜひ多くの皆様に制度の趣旨、普及について周知していきたいと考えております。

最後、申請手続についてわからない方、これは多くの皆様のところ今回回っているところ、特に高齢者の方は来た書類が何を書いているのかもわからないということも、実は言われております。そういうときは、私ども窓口のほうでの担当者のほうでも、申請する手続についても補助をするということで、今、回させていただいております。

また、地区でお集まりいただけることであれば、そこに職員が赴いて、そこで申請の手続を説明しながら、そこで皆さん、個人情報などもありますけれども、そこで皆さんが書き方を勉強するというような手法も考えていきたいというふうに、今、説明させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 流れとしてはわかりまして、それと安全対策ということで、いわゆる座席の工夫だとか、いわゆる鍵等の保管等、あるいは書類等の保管等が、一定管理者によって管理されなければならないというふうに規定されているかというふうに思います。そういうものも含めてマニュアルの中に、規定はされているかというふうに思いますが、もう一度確認いたしますが、こういったものの管理の責任者というのは直接担当課長になるのか、その受け付けのリーダー格が担当するのか、その点についてどのような扱いになるのか、お伺いしたいというふうに思います。

二つ目には、例えば、後ろから見られないようにするための条件を加えられていると思います。心ない人が、後ろからちょっとのぞいてみようという方もいるかもしれません。そういう方はいないと思いますが、そういう場合の対策というのを事前に、あらかじめ想定したチェック態勢等が盛り込まれているかというふうに思いますが、これらの点についてお伺いしたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（鈴木真弓君） 11番米沢議員の御質問にお答えします。

まず1点目の安全対策につきましては、今現在も総合行政システムは私ども町民生活課、主に全ての窓口で使用させていただいていますが、それについての安全対策については、責任者は私、町民生活課長が責任を持って対応したいというふうに考えております。

なお、職員につきましてもその対応については万全を期すように、先ほど総務課長のほうからもありましたように、私どもは個人情報扱う業務は、これは公務でございますので、それについては今後さらなる注意徹底を図りながら周知していきたいと考えております。

あと、2点目の手続において、ほかの方からの情報漏えいが見られないような形の対応ということでの御質問ですので、それにつきましても今後、個人番号カードの交付申請並びに交付につきましては、場所の配置についても十分考慮し、お客様のほうに不審を抱かせないように、場所についてもきちっと対応して設置していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第11号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程されました議案第11号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例について、提案要旨を御説明申し上げます。

現在、町の体育館の個人利用は、1回券と回数券の2種類ですが、このたび新たに3カ月券と12カ月券を設けるものであります。

これによりまして、1階アリーナで各種スポーツのほか、2階でジョギングコースやトレーニング室の利用など、体育館における利用の促進を図り、屋内における継続した運動と健康の環境づくりを目指すものであります。特に、冬場におきましては、寒さや雪による路面の凍結など、屋外での歩行運動などが難しくなるため、安全な利用につながるものと考えております。

以下、議案につきまして概要説明により提案理由の説明といたします。

上富良野町社会教育総合センター条例(昭和62年上富良野町条例第17号)の一部を次のように改正するものであります。

別表の改正であります。個人使用の欄に新たに大人3カ月券3,000円と、12カ月券9,000円を加える内容のものであります。

あわせて、同表備考関係の改正であります。備考3の冬期の使用料3割増しについては、ただし書き規定によりまして、3カ月券及び2カ月券については適用しないとするものであります。

備考12においては回数券と同様に、新たな3カ月券と12カ月券は、圏域住民に限るものであります。

附則であります。周知期間を設けるため、平成27年1月1日から施行するものであります。

以上御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 何点かお伺いいたしますが、6カ月券というのはないのかということです。

それと、当面はこの利用人数等はどのぐらい見込まれるのか、収入として見込まれるのか、この点。

それと圏域ということありますから、5市町村の人であれば、上富良野町のこの施設も利用できるということでよろしいですね、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 今、11番米沢議員からの御質問、まず6カ月券の関係でございます。

内部でもいろいろ議論はしましたが、結果的に3カ月券と12カ月券ということで、今回上程をさせていただきました。参考としましては、現行、かみんの利用のところは温浴施設等含めてありますが、そこは3カ月券、12カ月券ということから、これらも参考にしながら今回この改正というか、新たな規定を設けたわけでございます。

なお、見込みについては、以前にこれについてもどれぐらいあるのかということも含めて、内部でいろいろ意見交換したり、できましたら利用されている方にこのあたり、できた場合、利用のほうにつながりますかと、その辺、意見聞き取りもできればというようなことも考えましたが、今、現に回数券を御利用いただいている方が、年間約110枚、月にいたしますと一番多い月で約18枚、こんなようなことから実人員でいくと、大体20名弱の方が回数券を御利用いただいていると。そのような方が今回3カ月券、できれば12カ月券、1年を通しての利用になっていただければいいと思っております。

それとあわせて、新たに、このたび健康増進体力づくりで、そちらの3カ月券なり12カ月券に向いていただければと、そんなようなことから、多くても100名、200名ということは期待しておりませんが、回数券の人数分ぐらいはそちらのほうに移行していただければと、そのような期待を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号から

◎日程第16 議案第14号まで

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第12号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第15 議案第13号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第16 議案第14号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田昭彦君） ただいま一括上程いただきました議案第12号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第13号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び議案第14号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議

決をお願いするものであります。

それでは、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび当該3組合を構成する地方公共団体において、解散や設立に伴う脱退及び加入があることから、それぞれの規約の変更をお願いするものであります。

平成26年度末をもって、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が解散し、また平成27年度末をもって東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合及び南十勝消防事務組合が解散することから、それぞれの組合規約において構成団体から削除するとともに、新たに、とちかち広域消防事務組合が設立したことから、それぞれの組合規約の構成団体に追加するよう変更する者であります。

あわせて北海道市町村総合事務組合規約においては、このたび解散する十勝地区の四つの消防事務の組合と池北三町行政事務組合において、消防団員に関する事務をそれぞれの団体が構成する市町村に継承することとなったことから、所要の変更を行うものであります。

さらに、北海道市町村職員退職手当組合規約においては、組合規約を従来の縦書きから左横書きへ、また、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約においては、目的条文の文言整備についてもあわせて変更をお願いするものであります。

以上で、議案第12号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第13号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び議案第14号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての説明といたします。

御審議をいただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第12号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第15号財産の取得について(上富良野小学校教育用コンピュータ購入)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程されました議案第15号財産の取得について、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび平成20年度に、上富良野小学校に設置しております教育用コンピュータが購入から7年が経過するとともに、基本ソフトのサポート期限が終了しているため、機器を更新し、情報管理に万全を期すため、防衛省の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、パソコン機器61台とプリンター2台を更新するものであります。

この入札に当たりましては、町内業者を含む5社を指名し、9月24日に入札を行った結果、株式会社コンピューター・ビジネスが797万円で落札し、消費税を加え本議案の860万7,600円の金額となったところであります。

参考までに二番札は、株式会社イワサの798万円であります。

以下、議案を朗読しまして提案理由の説明といたします。

議案第15号財産の取得について。

上富良野小学校教育用コンピュータを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、上富良野小学校教育用コンピュータ。2、取得の方法、指名競争入札による。3、取得の金額、860万7,600円。4、取得の相手方、旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号。株式会社コンピューター・ビジネス、代表取締役社長、村山篤史。納期、平成28年1月29日。

以上御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） 今回、入れかえをしたパソコンのOSは何を使われましたでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 6番金子議員のただいま御質問のOSの関係であります。今回についてはマイクロソフト社のウインドウズ8.1ということで運用ソフトを予定しております。

○議長（西村昭教君） 6番金子益三君。

○6番（金子益三君） このOS8.1使って、保守期間というのは、一番最新のやつと比べて、そんなに変わらないのですか。ハードの保守とそれからOSの保守を照らし合わせても、問題はないということで判断してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 6番金子議員のサポート期限の関係でございますが、現在使っていたのはXPということで、もう期限が切れました。新しい8.1のサポート期限については、明確にまだ決められておりません。今、現に次のバージョンアップとか、そういうところ予定されていることから、それらの更新というか、新しいのが出た時期を見きわめて、業者でもサポート期限を設定するものかと思っております。

以上ということで、現時点でサポート期限の明確な期日というのはございません。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番米沢義英君。

○11番（米沢義英君） 保守点検では7年という形で、古くなったという形で更新されるということなのですが、基本的にはこれも7年が耐用年数という形になっているのかお伺いいたします。

もう1点は、メーカーについては、どこの

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております教育委員会委員の任命について、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第19 選挙1号

○議長(西村昭教君) 日程第19 選挙第1号選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第182条第1項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。
お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決しました。
まず、選挙管理委員には、志賀和江さん、高橋美和子さん、北川正君、原一志君。補充員には、中澤恵久子さん、奥田哲也君、添田ありささん、四釜啓美さんを指名したいと思います。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員及び補充員の当選人と決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしました選挙管理委員に、志賀和江さん、高橋美和子さん、北川正君、原一志君。補充員には、中澤恵久子さん、奥田哲也君、添田ありささん、四釜啓美さんが、それぞれ当選されました。
次に、補充の順序についてお諮りします。
補充の順序につきましては、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。
よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決しました。
以上、当選人には、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

◎日程第20 発議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第20 発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番金子益三君。

○6番(金子益三君) ただいま上程いただきました発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案の要旨を申し上げます。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定をするものでございます。

以下、内容を朗読いたしまして説明といたします。

発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年9月28日、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆、同じく佐川典子。

裏面をごらんください。

上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上富良野町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のとおり改正する。

第2条に、次の1項を加える。

2、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則。この規則は、公布の日から施行する。

以上をもちまして、発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則の説明といたします。

御審議賜りまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西村昭教君） なければ、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第21 発議案第2号 上富良野町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第2号上富良野町議会傍聴規則の一部を改正する規則の提案の要旨を申し上げます。

議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについては削除をするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第2号上富良野町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり、上富良野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年9月28日、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆、同じく佐川典子。

裏面をごらんください。

上富良野町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

上富良野町議会傍聴規則(昭和62年議会規則第2号)の一部を次のとおり改正する。

第7条第1項第1号中「、つえ」を削る。

附則。この規則は、公布の日から施行いたします。

以上で、発議案第2号上富良野町議会傍聴規則の一部を改正する規則の説明といたします。

原案をお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第22 発議案第3号 議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番金子益三君。

○6番（金子益三君） ただいま上程いただきました発議案第3号議員派遣について、議案の朗読をもって内容の説明といたします。

発議案第3号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年9月28日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆、同じく佐川典子。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。

記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会。

(1)目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2)派遣場所、上富良野町。

(3)期間、平成27年10月5日、1日間。

(4)派遣議員、全議員。

2、上川町村議会議長会主催の議員研修会。

(1)目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2)派遣場所、当麻町。

(3)期間、平成27年10月27日、1日間。

(4)派遣議員、全議員。

以上をもちまして、発議案第3号議員派遣についての説明といたします。

御審議賜りまして、原案をお認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議案第4号

○議長(西村昭教君) 日程第23 発議案第4号町内行政調査実施に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 番中澤良隆君。

○1番(中澤良隆君) ただいま上程されました発議案第4号町内行政調査実施に関する決議について、朗読をもって説明とさせていただきます。

町内行政調査実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年9月28日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

町内行政調査実施に関する決議について。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動に資するため。

3、調査事項及び方法。

(1)町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。

(2)全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。

(3)本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。

以上であります。御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議案第5号

○議長(西村昭教君) 日程第24 発議案第5号議会懇談会実施に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6 番金子益三君。

○6番(金子益三君) ただいま上程されました発議案第5号議会懇談会実施に関する決議について、議案の朗読をもって内容の説明といたします。

発議案第5号議会懇談会実施に関する決議について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年9月28日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆、同じく

佐川典子。

議会懇談会実施に関する決議について。

本議会は、次により議会懇談会を実施する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、1日以内とする。

2、実施の目的、議会の監視機能や政策提言活動などの議会活動を町民と直接意見交換するため。

3、実施方法。

(1)町内の公共施設で開催する。

(2)全議員による懇談会とする。

(3)本件は、議会閉会中において開催するものとする。

以上、発議案第5号議会懇談会実施に関する決議についての説明といたします。

御審議賜りまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議案第6号

○議長(西村昭教君) 日程第25 発議案第6号総合戦略特別検討委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番金子益三君。

○6番(金子益三君) ただいま上程いただきました発議案第6号総合戦略特別検討委員会設置に関する決議につきまして、議案の朗読をもって内容の説明といたします。

発議案第6号総合戦略特別検討委員会設置に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年9月28日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員、中澤良隆、同じく佐川典子。

総合戦略特別検討委員会設置に関する決議。

次のとおり、総合戦略特別検討委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、総合戦略特別検討委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。

3、目的、上富良野町人口ビジョン及び上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に関する意見集約を目的とする。

4、委員の定数、13人。

5、設置期間、本委員会意見書の提出まで継続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。

以上で、発議案第6号総合戦略特別検討委員会設置に関する決議の説明といたします。

御審議賜りまして、原案お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議案第7号

○議長(西村昭教君) 日程第26 発議案第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1番中澤良隆君。

○1番(中澤良隆君) ただいま上程されました発議案第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について、提案理由を朗読をもって説明とさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見について。

上記議案を別記のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成27年9月28日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、中澤良隆。

賛成者、上富良野町議会議員、佐川典子。

裏面をごらんください。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、

森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5%分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 閉会中の継続調査申出について

○議長（西村昭教君） 日程第27 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、平成27年第3回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 3時47分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成27年9月29日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 金 子 益 三

